令和７年２月定例会

議　案　説　明　資　料
予算に関する説明書
（令和７年度当初予算等関係）

生 活 環 境 部

＊各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

＊トータルコストについて
トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和７年２月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】
（一般会計）

議案番号	件名		課名等	頁
第１号	令和７年度鳥取県一般会計予算			
		１ 予算説明資料	（総括表）	4
			環境立県推進課	5
			脱炭素社会推進課	9
			衛生環境研究所	18
			原子力環境センター	20
			自然共生課	21
			山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	32
			循環型社会推進課	34
			水環境保全課	39
			くらしの安心推進課	49
			消費生活センター	58
			まちづくり課	60
			住宅政策課	68
			西部総合事務所県民福祉局	79
			西部総合事務所環境建築局	80
		２ 公共事業当初予算総括表	水環境保全課ほか	82
		３ 歳入歳出事項別明細書		85
		４ 節の明細		94
		５ 継続費に関する調書	西部総合事務所県民福祉局	100
		６ 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課ほか	101

（企業会計）

議案番号	件名		課名等	頁
第１７号	令和７年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算			
		1 予算説明資料	水環境保全課	105
		2 予定キャッシュ・フロー計算書		107
		3 給与費明細書		108
		4 債務負担行為に関する調書		111
		5 予定賃借対照表（当年度分）		113
		6 予定損益計算書（前年度分）		114
		7 予定賃借対照表（前年度分）		115

【予算関係以外】

（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
第３１号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	環境立県推進課ほか	117
第３３号	鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	131
第３７号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	住宅政策課	133
第４０号	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	住宅政策課	135
第４１号	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	住宅政策課	145
第４３号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	住宅政策課	157
第５７号	天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について	水環境保全課	172

議案第１号

議　案　説　明　資　料　総　括　表

生活環境部（単位：千円）

課　　名	本年度	前年度	比　較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起　債	その他	一般財源	
（一般会計）								
環境立県推進課	2,282,308	2,214,278	68,030	38,061		121,970	2,122,277	
脱炭素社会推進課	930,316	955,331	△ 25,015	286,281	〈199,000〉 398,000	65,463	180,572	
衛生環境研究所	132,796	128,180	4,616	2,328		1,300	129,168	
原子力環境センター	67,697	47,968	19,729	67,697				
自然共生課	856,252	728,032	128,220	276,652	〈170,000〉 253,000	23,611	302,989	
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	72,657	70,847	1,810	6,456		72	66,129	
循環型社会推進課	1,153,754	141,835	1,011,919		〈541,400〉 545,000	121,322	487,432	
水環境保全課	558,122	523,030	35,092	179,184		57,553	321,385	
くらしの安心推進課	292,645	245,893	46,752	87,381		30,518	174,746	
消費生活センター	68,776	72,094	△ 3,318	12,463			56,313	
まちづくり課	1,240,653	1,096,133	144,520	237,590	〈126,000〉 164,000	23,722	815,341	
住宅政策課	2,656,882	2,606,899	49,983	642,650		511,984	1,502,248	
西部総合事務所県民福祉局	172,203	6,910	165,293		〈75,500〉 151,000		21,203	
西部総合事務所環境建築局	50,336	54,058	△ 3,722	10,811		1,581	37,944	
合　　計	10,535,397	8,891,488	1,643,909	1,847,554	〈1,111,900〉 1,511,000	959,096	6,217,747	県費負担 7,329,647

説　明

（主な事業）

・鳥取県の美しい星空保全活用事業
・（新）県民一丸で取組むカーボンニュートラル推進事業
・衛生環境研究所調査研究費
・島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業
・自然共生サイト推進事業
・山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク活動推進事業
・ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業
・三湖沼水質浄化対策推進事業
・（新）闇バイトによる犯罪等への対策強化事業
・消費生活センター事業費
・（新）東郷湖羽合臨海公園日本海エリアPark-PFI導入事業
・非住宅NE-ST等普及促進モデル事業

（注）　起債欄の上段〈　〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

環境立県推進課（内線：７４３９）

（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,162,182	2,092,102	70,080	33,578		（使用料）27,748 （手数料）66,292 （受託事業収入）3,214 （雑入）24,716 121,970	2,006,634	

事業内容の説明

生活環境部一般職員261（定数外７含む）名分及び会計年度任用職員59名分の人件費である。

区分			本年度			財源内訳		
款名	項名	目名	職員数		予算額	国庫支出金	その他	一般財源
			一般職員	会計年度任用職員				
02 総務費	02 企画費	01 企画総務費	8	5	79,490	5,395	（手数料）324 （雑入）57	73,714
03 民生費	01 社会福祉費	07 消費者支援対策費	5	2	44,469		（雑入）38	44,431
04 衛生費	01 公衆衛生費	01 公衆衛生総務費	25	9	216,166	13,097	（受託事業収入）3,214 （雑入）161	199,694
	02 環境衛生費	01 環境衛生総務費	102	26	867,295	3,461	（手数料）60,118 （雑入）24,143	779,503
	03 保健所費	01 保健所費	51	4	390,385		（雑入）70	390,315
07 商工費	02 工鉱業費	01 工鉱業総務費	2		14,718			14,718
08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	5		36,795			36,795
	05 都市計画費	01 都市計画総務費	9		66,231	2,647		63,584
		03 公園費	1		7,359			7,359
	06 住宅費	01 住宅管理費	53	13	439,274	8,978	（使用料）27,748 （手数料）5,780 （雑入）247	396,521
計			261	59	2,162,182	33,578	121,970	2,006,634

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　環境立県推進課（内線：７４０９）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の美しい星空保全活用事業	22,071	24,087	△2,016				22,071	
トータルコスト	45,732 千円（前年度 47,562 千円）［正職員：３人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

鳥取県星空保全条例（平成 30 年４月１日施行）の趣旨に則り、本県の美しい星空環境の保全や地域資源としての活用等に必要な事業を実施する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
普及啓発・発信と意識の醸成	○星空観察会及び移動プラネタリウムを活用したイベントの実施 ○小学生を対象とした、星空や宇宙を通じて環境や科学を考える特別授業の実施（講師：国立天文台職員等） ○若者グループによる星空の魅力普及や交流等の活動支援 ［補助率］10/10　［補助上限］100 千円	1,156
【新規】美しい星空の活用支援事業	○専門家によるオンラインセミナー及び伴走支援等の実施	1,500
星空保全地域等の振興	○星空保全地域において地元市町村等が実施する星空を活用した地域振興事業の支援 ［補助率］市町村 1/2、団体等 10/10 ［補助上限］市町村 2,000 千円、団体等 500 千円 ○星空保全地域の屋外照明基準を満たすために行う器具の改修等の支援 ［補助対象者］市町村・団体等　［補助率］1/2 ［補助上限］器具（１基又は１式）により 130～200 千円 ○市町村や自治会による光害防止対策型 LED 防犯灯への更新や設置の支援 ［補助率］市町村負担の 1/4（間接補助）	17,595
人材育成	○「星空案内人資格」※取得のための講座の開催	1,820
合　計		22,071

※星空案内人資格…NPO 法人が運営する資格認定制度で、星座の知識や天体望遠鏡に関する所定の講座を受講し、単位を取得した者が認定される。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　環境立県推進課（内線：７２０６）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境汚染等総合対策事業	69,515	69,555	△40	4,483			65,032	
トータルコスト	152,529 千円（前年度 150,772 千円）［正職員：9.4 人、会計年度任用職員：2.6 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

大気汚染や化学物質（ダイオキシン類等）による環境汚染の状況等を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、事業場等への立入検査・指導等を実施し、清浄な環境を保全する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
大気汚染防止対策	○大気汚染の状況を定点で常時監視する測定機器や通信機器の点検・保守管理経費 ○大気汚染物質発生源施設の排出ガスの測定経費	30,040
化学物質対策	○ダイオキシン類の県内の環境（大気、水、土壌）中濃度の定点測定経費 ○発生源施設の排出ガス等の濃度測定経費等	19,934
石綿飛散防止対策	○大気中の石綿濃度の測定や解体現場の粉じん測定機器等の点検経費	2,846
環境状況調査	○県内の環境調査（騒音、酸性雨等）の実施経費 ○航空機騒音計の一部更新経費等	16,695
合　計		69,515

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　環境立県推進課（内線：７８７６）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境保全行政費	2,949	2,900	49				2,949	
トータルコスト	17,934 千円（前年度 17,768 千円）［正職員：1.9 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

環境の保全及び快適な環境の創造を目指し、鳥取県環境審議会等の運営、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進捗管理及び鳥取県の環境に関する情報発信等を実施する。

２　主な事業内容

環境審議会、環境影響審査会等の運営に係る経費

・鳥取県環境審議会　1,280 千円
・鳥取県環境影響評価審査会　1,314 千円
・とっとり環境イニシアティブ県民会議　355 千円

３　その他（改善点等）

環境審議会（全体会（４回）、部会（８回））を開催し、県計画等の改訂について審議した。
（審議した計画等）
令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン、中海に係る湖沼水質保全計画、鳥取県廃棄物処理計画、妻鹿野鳥獣保護区の指定、地下水の採取計画及び温泉の動力設置・掘削許可

環境立県推進課管理運営費	9,325	9,325	0				9,325	
トータルコスト	15,635 千円（前年度 15,585 千円）［正職員：0.8 人］							

事業内容の説明

環境立県推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

生活環境部管理運営費	16,266	16,309	△43				16,266	
トータルコスト	23,624 千円（前年度 23,169 千円）［正職員：0.5 人、会計年度任用職員：１人］							

事業内容の説明

生活環境部内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課（内線：７８７５）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）県民一丸で取組むカーボンニュートラル推進事業	12,078	0	12,078			（基金繰入金）12,078		
トータルコスト	23,120 千円（前年度 0 千円）［正職員：1.4 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

温室効果ガス削減目標（2030 年に 2013 年比▲60%）の達成に向けた対策の更なる強化として、広く県民の関心を高めるとともに、若者や企業・団体等の活動実践者が脱炭素の取組を発展させる契機となるよう、気候変動問題について考える県民参加型のフォーラム等を開催する。

また、県民のライフスタイル転換に向けて、企業・団体等と連携した県民運動に取り組む。

２　主な事業内容

区　分	内　容	予算額
鳥取県版 COP 会議等開催	脱炭素に関する講演や意見交換、実践活動の発表等を行う県民参加型のフォーラム等を開催する。 ［実施内容］ ・基調講演、パネルディスカッション、テーマ別分科会、環境活動発表・表彰、企業団体ブース設置・パネル展示等	6,078
家庭の省エネ実践促進	家庭の省エネ実践を促すため、環境省提供の「うちエコ診断（無料 WEB サービス）」を活用し、各家庭の電気・ガス削減量に応じて、記念品を贈呈する年間キャンペーンを企業と連携して実施する。	1,000
家庭 LED 照明買替え促進事業	2027 年の蛍光灯生産・輸出入終了に備え、LED 照明への買替えによる省エネ効果を啓発するとともに、買替えを促進する。 (1) LED 照明への買替え促進に向けた啓発物の作成（1,500 千円） (2) 家電量販店等が取組む LED 照明への買替え促進策や広報費を支援（1,000 千円） ［補助率］1/2　［補助上限］500 千円/件 ［補助対象経費］広報費、消耗品費等	2,500
スーパー・コンビニ等と連携した CO2 削減	スーパー等が実施する省エネの取組について、消費者の理解を得つつ推進するため、県内統一した広告物等を掲示するとともに、脱炭素の取組を推進する店舗を応援する。 (1) 店舗内照明の間引き・減灯などの省エネの取組を県民にＰＲする啓発物の作成（500 千円） (2) 協力店舗が取り組む CO2 削減を応援するキャンペーンの実施（1,000 千円）	1,500
自動車販売店等と連携した CO2 削減	(1) 運輸部門の CO2 削減のため、自動車販売店等と連携し、脱炭素に関する知識を持った販売員を育成(県地球温暖化防止活動推進員として登録) 「脱炭素コミュニケーター（仮称）」育成補助(500 千円) ［補助率］1/2　［補助上限］500 千円 ［補助対象経費］講師謝金・旅費、会場費等 (2) 販売店等が行う脱炭素の普及啓発活動に対して支援する。 自動車の CO2 排出量削減普及啓発補助(500 千円) ［補助率］1/2　［補助上限］50 千円/件 ［補助対象経費］広報費、消耗品費等	1,000
合　計		12,078

３　その他（改善点等）

・県の温室効果ガス実質排出量の削減状況は、2030年度に▲60％（2013年度比）の目標に対し、約▲32％（2023年度時点）という状況。
・目標年まで残り５年となり、達成に向けた取組を強化していく必要がある。
・電気使用量の削減等の更なる省エネや再エネ導入の促進が見込める家庭や企業部門の施策強化、自動車販売店等と連携した運輸部門の施策強化により、目標達成に向けてペースアップを図る。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課（内線：７８９５）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業の脱炭素経営促進事業	(債務負担行為 6,000) 23,100	(債務負担行為 0) 16,700	(債務負担行為 6,000) 6,400			(寄附金) 1,000	(債務負担行為 6,000) 22,100	
トータルコスト	28,621 千円（前年度 20,613 千円）［正職員：0.7 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県内の温室効果ガス排出量の４割以上を占める企業部門の脱炭素化に向けて、金融機関や商工団体等と連携し、県内企業の脱炭素経営を促進する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
（新）県内産Ｊクレジットの創出支援	脱炭素投資をきっかけとした富の地域内循環システムを構築することを目指し、県内企業・個人による小規模な温室効果ガス排出削減量を集約し、Ｊクレジットとして市場に流通させる取組を支援する。 【対象とする削減量】省エネ、再エネ設備導入による削減量 【対象経費】①Jクレジット審査機関にクレジット化を申請するための登録・検証審査費用 ②県内のＣＯ２削減量を集約するための広報、削減量のモニタリングに係る経費等 【補助率（上限額）】①１/２（上限額：500 千円/企業・年） ②１/３（上限額：500 千円/企業・年） 【債務負担行為】6,000 千円（令和 8～9 年度） ※Ｊクレジット制度について 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして審査機関が認証する制度として、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。	3,000
（新）脱炭素人材の育成	企業の脱炭素化に向けた取組みに対して専門的なアドバイスができる自社内の人材の育成に取り組む企業を支援する。 【対象経費】環境省認定「脱炭素アドバイザー」資格取得費用（受験料、講習・教材） 【補助率（上限額）】資格の難易度（３種類）に応じて補助を行う。（上限額：300 千円/企業） ① ベーシック（初級）　１/２（上限額：10 千円） ② アドバンスト（中級）　１/２（上限額：30 千円） ③ シニアアドバイザー（上級）　１/３（上限額：50 千円） ※環境省認定「脱炭素アドバイザー」資格について 企業の脱炭素化に関する民間資格を環境省が認定する制度。金融機関、経営コンサルタント、会計士、税理士、自治体、中小企業支援団体、事業法人の脱炭素担当者などの資格取得を想定。	1,100
再エネ 100 宣言 REAction 推進事業補助金	県内企業における省エネ・再エネ設備、EV・充電設備等の導入を支援する。（再エネ 100 宣言 REAction 加入が要件）。 【対象経費（補助率）】 ・省エネ設備更新 1/3 ・太陽光発電設備 1/5 ・EV 商用車、充電設備 定額	17,000
情報発信・啓発	・県内企業の取組事例集等リーフレットの作成 ・セミナーや企業交流会等の開催	2,000
合　計		23,100

※再エネ 100 宣言 RE Action（アール・イー・アクション）：2050 年までに使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する目標を表明し、行動していく国内中小企業・団体等の取組。本県は取組を応援するアンバサダーに就任。加入団体は全国 390 団体、県内 41 団体（都道府県別２位）。

３　その他（改善点等）

金融機関、商工団体及び省エネ診断員等との連携並びに先行事例・好事例の横展開に向けた情報発信・啓発の取組を強化する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課（内線：７８７５）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
トットリボーン！実践事業	23,646	46,365	△22,719			(寄付金)1,000 (基金繰入金) 15,180 (雑入)3,000 19,180	4,466	
トータルコスト	39,420 千円（前年度 62,015 千円）［正職員：2.0 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

現在、気候非常事態にあるという「危機感」を企業・県民等と共有し、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、ライフスタイルの転換を促す施策を進めるとともに、パートナーである事業者、市町村、県民と連携し、着実に実践出来るよう支援や啓発を効果的に行う。

※2030 年度温室効果ガス削減目標（2013 年度比）▲60％（令和５年度末実績（暫定値）：▲31.8％）

（環境教育推進事業の一部事業を統合）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
県民の環境実践活動事業	県民の実践活動を後押しするとともに脱炭素施策等の積極的な発信等を行う。 (1)置き配BOX設置補助（1,750）　※市町村間接補助 ［補助対象者］県民（家庭） ［補助率］市町村補助額の1/2　［補助上限］5千円/家庭 (2)県民総参加による環境実践活動の普及啓発（6,000） 県の脱炭素施策をテレビ、新聞等で情報発信 (3)その他（3,396） ・鳥取県版環境管理システム(TEAS)の普及 ・（新）県内の CO2 排出源の詳細分析	11,146
トットリボーン！ユース人材育成事業	COP28 学生派遣を契機に設立された学生プラットフォームが行う脱炭素に向けた活動を支援する。 (活動内容) イベントブース出展、研修会、WEB 情報発信、先進自治体との意見交換等 ［補助率］10/10	7,000
トットリボーン！環境活動支援補助金	県民が実践する脱炭素を含めた環境活動等を幅広く支援する。 (1)環境保全活動支援（1,000） 先進的で他の模範となる環境保全活動を支援 ［補助率］10/10　［補助上限］100 千円 (2)こどもエコクラブ活動の支援（1,500）　※市町村間接補助 ［補助率］市町村負担額（700 円/人）の 1/2 (3)若者世代を主体として市町村が行う脱炭素の普及啓発事業等を支援（3,000） ［補助対象者］市町村（企業・団体等との共同実施も含む） ［補助率］1/2　［補助上限］1,000 千円/市町村	5,500
合　計		23,646

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課（内線：７８９５）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取スタイルPPA導入推進事業	220,626	198,123	22,503	214,500		（基金繰入金）6,000	126	
トータルコスト	225,358 千円（前年度 202,818 千円）［正職員：0.6 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電（PPA）を促進するため、県内の地域新電力、発電事業者、金融機関等と連携して『鳥取スタイル PPA』を推進する。

※PPA（Power Purchase Agreement（電力販売契約））：施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。

※鳥取スタイル PPA：県内の発電事業者と地域新電力会社等が再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために連携して実施する PPA 事業。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
鳥取スタイル PPA による県有施設への設置促進事業	採算性が厳しい県有施設への太陽光発電設備設置を促進するため、PPA 事業者に対し、その設置費用の一部を支援する。 ［補助対象者］PPA 事業者 ［補　助　率］1/2 ［補 助 上 限］導入１kW あたり 125 千円	147,500
住宅向け PPA 支援事業	住宅向けの事業に取り組む PPA 事業者に対し、設備導入費用の一部を支援する。 ［補助対象者］PPA 事業者 ［補　助　率］定額 ［補　助　額］導入１kW あたり 70 千円 ［補 助 上 限］420 千円（最大６kW/件）	42,000
（新）企業向け PPA 支援事業	民間企業（中小規模）向けの事業に取り組む PPA 事業者に対し、設備導入費用の一部を支援する。 ［補助対象者］PPA 事業者 ［補　助　率］定額 ［補　助　額］導入１kW あたり 50 千円 ［補 助 上 限］5,000 千円（最大 100kW/件）	25,000
鳥取スタイル PPA ワンストップ窓口設置事業	鳥取スタイル PPA に関する県民や事業者からの問合せへの対応や普及啓発を行う窓口を設置する。 ＜委託先＞ 家庭・企業向け：鳥取県地球温暖化防止活動推進センター 工務店向け：（一社）鳥取県木造住宅推進協議会	6,000
審査会運営	事業者を選定するための審査会を開催する。	126
合　計		220,626

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課(内線:７８９５)
　　４目　環境保全費　　(単位：千円)

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県有施設脱炭素化事業 (LED 改修)	451,537	444,995	6,542		〈199,000〉 398,000	(受託事業収入) 9,000	44,537	県費負担 243,537
トータルコスト	462,838 千円（前年度 455,767 千円）［正職員：１人、会計年度任用職員：１人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、県有施設（知事部局主要施設）を将来的に ZEB 化することを目指し、既存施設に LED 照明を導入する。（目標：令和 12 年度の LED 化 100%）

２　主な事業内容

知事部局主要施設の誘導灯・執務室・共用部に LED 照明を導入する。
（令和７年度計画：東部庁舎、わらべ館等　計 17 施設）
※　わらべ館は、県と鳥取市が設立した施設のため、相応分の工事費（9,000 千円）を鳥取市が負担。

次世代自動車普及促進事業	6,180	債務負担行為 1,050 8,567	債務負担行為 △1,050 △2,387				6,180	
トータルコスト	12,490 千円（前年度 14,045 千円）［正職員：0.8 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

電気自動車（EV,PHV）の普及に向けて必要な充電環境整備のため、県有施設における充電環境の充実を図るとともに、県有施設に既に導入している急速充電器を適正に維持管理し、利用者の利便性を確保する。また、公用 EV の率先導入に伴い、公用 EV 用充電コンセントを整備する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
県有施設 EV 充電器運営等事業	(1) 県有施設５カ所に設置する急速充電器の保守管理・運営委託(2,310 千円) (2) EV 普通充電器を倉吉未来中心へ新規整備(1,300 千円)	3,610
公用車 EV 運用事業	(1) 導入済み公用車(EV・小型 EV)のリース料(1,450 千円) (2) 公用車 EV 用充電コンセント（３口）の新規整備(900 千円)	2,350
(新)EV 充電インフラ啓発事業	充電インフラの整備状況がわかるパンフレットの制作	220
合　計		6,180

(注) 起債欄の〈　〉書きは交付税措置額を除いた額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課（内線：７８９５）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域資源活用エネルギー導入推進事業	債務負担行為 25,000 84,109	債務負担行為 25,000 74,075	債務負担行為 0 10,034				債務負担行為 25,000 84,109	
トータルコスト	97,517 千円（前年度 87,378 千円）［正職員：1.7 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成するため、地域団体、NPO 法人、市町村、エネルギー事業者等の再生可能エネルギーの導入取組を支援する。

※県内需要電力に対する再生可能エネルギー割合の目標 60%（令和 12 年度）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
地域資源活用エネルギー導入支援	＜体制づくり・啓発支援＞ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る体制づくり・啓発の取組を支援する。 ［補助率］10/10 ［補助上限］300 千円 ［事業主体］地域団体、NPO 法人 等 ＜計画策定支援＞ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催等を支援する。 ［補助率］1/2 又は 2/3 （※）［補助上限］3,000 千円 ［事業主体］市町村、地域団体、NPO 法人、再エネ事業者 等 ［補助事業期間］最長２年［債務負担行為］6,000 千円（令和８年度） ＜事業化支援＞ 地域資源を活用した発電、熱供給施設整備・体制整備等を支援する。 ［補助率］1/2 又は 2/3 （※）［補助上限］10,000 千円 ［事業主体］地域団体、NPO 法人、再エネ事業者 ［補助事業期間］最長３年［債務負担行為］15,000 千円（令和８～９年度）	16,900
次世代エネルギーパーク整備支援	とっとり次世代エネルギーパークの見学者の受入れに必要な展示物やガイダンスコーナー等の導入を支援する。 ［補助率］1/2 ［補助上限］300 千円［事業主体］ｴﾈﾙｷﾞｰﾊﾟｰｸの施設管理者	300
小規模発電設備等導入支援	太陽光発電（10kW 未満）、薪ストーブ、定置用蓄電池等の家庭用小規模設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。 ［補助率］市町村補助額の 1/2 ［実施主体］市町村 ［補助事業期間］最長２年［債務負担行為］4,000 千円（令和８年度）	66,909
合　計		84,109

※　補助率が 2/3 となる場合：計画策定を支援するなど市町村による積極的な関与があると特に認める場合

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課（内線：７８９５）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育推進事業	17,205	17,394	△189			（基金繰入金） 17,205		
トータルコスト	35,345 千円（前年度 35,392 千円）［正職員：2.3 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

温室効果ガスの削減や持続可能な社会の構築を推進するため、環境教育や環境活動を支援し、県民の関心を高め行動を促進する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
環境教育 普及啓発事業	環境教育、保全に関する普及啓発を行う。 ・小学生を対象に廃棄物を利用した「エコ工作」、環境に関する記事をまとめる「エコスクープ」を募集する「エコアイデアコンテスト」の実施 ・学校や保育所等と連携した小学生・幼児向け環境教育の実施　(例)環境すごろくの配布等 ・とっとり次世代エネルギーパークを通じて再生可能エネルギーや地球温暖化に興味を持ってもらうためのツアーや体験型学習を実施 ・教員対象の気候変動教育研修を実施し、地域や学校に出向き気候変動教育を開催 環境教育・学習アドバイザーの派遣 ・環境学習を促進するための講師としてアドバイザーを県で登録し、TEAS 取得学校や自治会に派遣する。	8,105
鳥取県地球温暖化防止活動推進センター運営事業	地球温暖化防止の普及啓発や推進員育成の業務を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」として指定した業者に委託する。 （R4.4.1～R7.3.31 までは特定非営利法人エコパートナーとっとりを指定。R7.4.1 以降の指定先は今後審査会にて選定） ・地球温暖化防止の普及啓発を行う人材（推進員）の育成 ・地球温暖化防止活動・実践方法の情報発信・普及啓発 ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止の普及啓発等を行うため、地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定した機関。	9,100
合　計		17,205

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課（内線：７８７９）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	7,496	債務負担行為 11,860 7,496	債務負担行為 △11,860 0				7,496	
トータルコスト	11,440 千円（前年度 11,409 千円）［正職員：0.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等の海洋環境調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により機運の醸成を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
メタンハイドレートの基礎調査	県が水産試験場の第一鳥取丸を活用し、メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等において、水質やメタン濃度等の海洋環境調査 メタンハイドレートに知見のある学識関係者とのワークショップ、県民への報告会等実施	1,466
鳥取大学への奨学寄附（調査研究・普及啓発）	メタンハイドレート関連の学生向け講義・調査研究・普及啓発	5,930
その他	海洋エネルギー資源開発日本海連合負担金	100
合　計		7,496

３　その他（改善点等）

・国は、第４期海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（令和６年３月改定）の中で、日本海沖の表層型メタンハイドレートについては、「民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトの開始目標である令和 12 年度に向けて海洋産出試験等を実施する」方針である。

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水素エネルギー啓発事業	4,036	4,636	△600			（基金繰入金） 1,000	3,036	
トータルコスト	11,923 千円（前年度 12,461 千円）［正職員：1.0 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

2050 年「脱炭素社会」の実現に向け、水素エネルギー学習施設である「鳥取すいそ学びうむ」の運営等を通じて再生可能エネルギーの一層の推進に資する水素エネルギーに対する県民理解を促進する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
水素エネルギー啓発拠点整備運営費	「鳥取すいそ学びうむ」の管理運営費等（負担金） 【事業主体】鳥取県水素エネルギー推進協議会	3,036
水素エネルギー体験教室	「鳥取すいそ学びうむ」における展示物の整備や体験ツールの作成費	1,000
合　計		4,036

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　脱炭素社会推進課（内線：７８７９）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電源立地地域整備費	71,781	72,208	△427	71,781				
トータルコスト	72,570 千円（前年度 72,991 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

発電施設等の立地地域の活性化を図るため、発電用施設周辺地域整備法等に基づき、立地地域周辺の公共用施設の整備等を行う市町に交付金を交付する。

２　主な事業内容

・交付金名　電源立地地域対策交付金
・補助率　10/10（文部科学省）
・対象経費　公共用施設整備事業、地域活性化事業などに要する経費
・限度額　対象市町の面積、人口や電力需要家数等により算定
・対象市町　鳥取市（佐治町）、三朝町

＜交付金の内訳＞

電源立地地域対策交付金		71,781
	鳥取市（佐治町）	18,893
	三朝町	52,888

脱炭素社会推進課管理運営費	8,522	8,522	0				8,522	
トータルコスト	9,311 千円（前年度 9,305 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

脱炭素社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　１項　公衆衛生費　　衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）
　　６目　衛生環境研究所費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所調査研究費	16,368	17,976	△1,608	1,200			15,168	
トータルコスト	68,422 千円（前年度 60,231 千円）［正職員：6.6 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

湖沼の水質浄化や保全・再生、地球環境問題への対応、廃棄物等、県民ニーズを踏まえた課題について調査研究を行う。（課題数：９課題）

２　事業内容

（１）新規課題

課題名	研究概要	予算額
汽水湖の水質形成に関する研究	中海における底層溶存酸素量や沿岸透明度、湖山池・東郷池における塩分遡上量等をモニタリングし、新指標設定や水門管理の検討に必要な科学的知見を提示する。	5,172
焼却残渣に含有する水銀のモニタリング調査	焼却残渣の水銀含有量変化をモニタリングし、水銀含有廃棄物の回収の効果を検証する。	600
水環境における生物多様性保全事業	湖山池・東郷池で衰退が著しい水生植物及び湖山池で消失した鳥取県特定希少野生動植物のカラスガイについて、湖内または流域内での保全を進め、湖沼生態系・生物多様性の回復を行う。	500
劇症型溶血性レンサ球菌の疫学調査及びゲノム解析	県内で流行する溶連菌咽頭炎と劇症型溶血性レンサ球菌感染症の疫学調査及びゲノム解析を行い、増加原因を明らかにし、適切な感染対策に繋げる。	2,400

（２）その他課題

課題名	予算額
気候変動影響調査事業	3,068
環境調査への迅速分析法の適用に関する研究	1,500
残留農薬試験の内部品質管理試験方法の変更の検討	1,300
感染症及び食中毒に関する検査項目の拡充	1,000
鳥取県における VOC のオゾン生成リスクに関する研究	828

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　１項　公衆衛生費　　衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）
　　６目　衛生環境研究所費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所管理運営費	(債務負担行為 88,600) 114,657	(債務負担行為 92,220) 108,399	(債務負担行為 △3,620) 6,258	1,128		(財産収入) 50 (受託事業収入) 1,250 1,300	(債務負担行為 88,600) 112,229	
トータルコスト	174,693 千円（前年度 167,320 千円）［正職員：6.4 人、会計年度任用職員：2.8 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

衛生環境研究所の管理運営等に要する経費である。

２　主な事業内容

細事業名	内容	予算額
ISO17025 認定維持及び精度管理事業	・ISO17025 認定の継続に要する経費 ・専門研修派遣費、等 ［債務負担行為］556 千円（令和８年度、ISO17025 認定維持審査業務に係る委託料）	3,833
管理運営費	・衛生環境研究所の管理運営に要する経費 ［債務負担行為］88,044 千円（令和８～17 年度、分析機器等更新に伴うリース料）	110,824

衛生環境研究所情報発信・環境学習等支援事業	1,771	1,805	△34				1,771	
トータルコスト	13,943 千円（前年度 13,543 千円）［正職員：1.5 人、会計年度任用職員：0.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

当所の研究成果や環境・感染症情報を積極的に発信するとともに、県民の環境学習や活動を支援し、研究成果や情報の有効活用と県民の意識向上を図る。

当所と韓国江原道保健環境研究院で学会（※）を開催し、相互の友好と両地域の環境衛生分野の向上を図る。（※令和７年度 鳥取県・江原道環境衛生学会：開催予定地 江原道）

２　主な事業内容

・「鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会」の開催経費
・「鳥取県・江原道環境衛生学会」への派遣経費
・環境学習及び環境活動の提供に係る経費、等

令和７年度一般会計当初予算説明資料

２款　総務費
　６項　防災費　　原子力環境センター（電話：0858-35-5416）
　　１目　防災総務費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業	41,354	28,914	12,440	41,354				
トータルコスト	67,900 千円（前年度 54,371 千円）［正職員：2.5 人、会計年度任用職員：２人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリング拠点施設として、島根原子力発電所 30ｋｍ圏内（UPZ）の環境放射能の平常時モニタリングを行う。

放射能測定に係る専門研修等に職員を派遣し、放射能測定の知識及び技術を有する人材を育成する。

※放射線監視等交付金（原子力規制庁）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
平常時モニタリング	・平常時モニタリングに要する経費	2,983
センター職員に係る人材育成	・放射能分析研修、専門講習会等への派遣経費 ・放射線取扱主任者の資格者の養成経費、等	1,711
センターの管理運営	・原子力環境センターの管理運営に要する経費	36,660

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　原子力環境センター（電話：0858-35-5416）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放射能調査事業	26,343	19,054	7,289	26,343				
トータルコスト	35,278 千円（前年度 27,479 千円）［正職員：0.7 人、会計年度任用職員：１人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県内の原子力施設周辺以外の地域の放射線量率や環境試料等の人工核種による放射能濃度を測定して報告し、全国的な水準を把握するとともに、フォールアウト（核爆発実験・原子力発電所事故等による放射性粒子の降下）の環境への影響を平時から捉える。

※原子力規制庁からの委託事業（全都道府県が受託）

２　主な事業内容

細事業名	内　容
空間放射線量率調査	県内６地点（鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、大山町、南部町、日野町）での空間放射線量率測定に要する経費
環境試料中の放射能濃度測定	県内の降下物、土壌、野菜などの環境試料に含まれる放射性核種濃度測定に要する経費

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　自然共生課（内線：７９７８）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生物多様性保全事業	9,434	15,262	△5,828	3,720			5,714	
トータルコスト	22,183 千円（前年度 27,691 千円）［正職員：1.4 人、会計年度任用職員：0.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」を実現するため、とっとり生物多様性推進センターを中心に、希少野生動植物の保全、外来生物の防除、生物多様性に関する県民への普及・啓発を行い、県民参加による生物多様性の保全を推進する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容				予算額
希少野生動植物保護対策事業	○希少野生動植物の保護等の活動を行う団体への支援（3,100 千円）				4,100
	補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等	
	希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額［補助上限］250 千円	
	生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資する保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額［補助上限］100 千円	
		開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2［補助上限］100 千円	
	○希少野生動植物の生育状況の把握等（1,000 千円）				
生物多様性の推進・自然環境保全地域管理事業	○自然保護団体の研修会、「生物多様性アドバイザー」の派遣等 ○自然環境保全地域（15 地域）の維持管理・巡視等				614
【新規】特定外来生物防除事業	○特定外来生物(チュウゴクオオサンショウウオ)の侵入状況調査（2,500 千円）				4,720
	○定着初期の特定外来生物（セアカコケグモ等）について市町村が行う調査や駆除等を支援（1,220 千円） ［補助率］防除事業：3/4(国 1/2、県 1/4) 調査・計画事業：国定額（上限額 2,500 千円以内※） ※上限額を超える場合は、上限を超える事業費分 3/4(国 1/2、県 1/4) ※環境省「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」を活用				
	○県内に定着する特定外来生物の防除活動を行う地域団体等への支援（1,000 千円） ［補助対象者］民間団体　［補助率］定額(上限 250 千円)				
合　計					9,434

３　その他（改善点等）

・外来生物対策について、防除を優先する種や各主体の役割を定めた「県特定外来生物防除指針」を策定中であり、市町村と連携した対策を進めるとともに、防除を行う団体を支援する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　自然共生課（内線：７２００）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	244,023	260,814	△16,791	117,435	〈82,000〉 105,000	（寄付金）433 （雑入）463 896	20,692	県費負担 102,692
トータルコスト	300,809 千円（前年度 317,154 千円）［正職員：7.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

国の進める、国立公園を世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするための整備を行う。また、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を活用し、持続可能な大山の山岳環境の保全と利用に繋げる。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	・大山夏山登山道改修（木道、丸太階段）（221,200 千円） ・大山夏山登山道標識改修１箇所（1,500 千円） ・大山総合案内施設整備（12,170 千円） ・大山滝吊橋点検（6,000 千円）	240,870
大山入山協力金運営事業	大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を運営する「大山山岳環境保全協議会」に対しての負担金交付	2,015
大山頂上木道キャリーアップ事業	大山夏山登山道の修繕に必要な資材の運搬をボランティアにより実施	1,138
合　計		244,023

３　その他（改善点等）

・大山隠岐国立公園における国内外からの観光客の誘客促進に向け、登山道の改修、総合案内施設の整備など大山地域全体を活かす総合的な整備を進める。
・令和４年度から本格導入した入山協力金について、協力率向上に向けて、募金箱設置場所の拡充等の取組を進めていく。

（注）起債欄の〈　〉書きは交付税措置額を除いた額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　自然共生課（内線：７２００）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等魅力向上事業	165,280	167,130	△1,850	50,764	〈36,000〉 46,000	（寄付金）2,921 （雑入）3,689 6,610	61,906	県費負担 97,906
トータルコスト	249,649 千円（前年度 248,195 千円）［正職員：8.1 人、会計年度任用職員：６人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設等の整備・修繕工事、維持管理等を実施する。

また、鳥取の景勝地や主要な山々の魅力等を情報発信し、新たな観光需要を喚起するとともに、自然保護思想の普及啓発等により保護と利活用のバランスの取れた自然保護行政を推進する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
【新規】鳥取砂丘フィールドハウス利用環境向上事業	鳥取砂丘西側の利用拠点施設（オアシス館）における館内利用環境の快適化 ・空調設備工事、休憩用テーブル、ベンチ設置	13,789
自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	○県営整備 ・熊井浜歩道改修（木道整備）他２箇所（102,905 千円） ○市町村営整備 ・鷲峰山登山道改修（東屋撤去、ベンチ・標識新設）（1,380 千円） ［実施主体］鳥取市［補助率］1/2	104,285
自然公園等維持管理事業	○自然公園施設等修繕工事等 ・鴨ヶ磯斜面点検（2,200 千円）・公園施設修繕工事等枠（15,000 千円） ○公衆トイレ及び自然歩道等の管理委託等（24,776 千円）	41,976
「とっとりの山」魅力発信事業	わかさ氷ノ山・山フェス実行委員会負担金、氷ノ山キャリーアップ登山ほか	1,330
国立公園清掃活動費補助金	国立公園内の清掃を行う民間団体等に対する支援 ［負担割合］国 1/4、県 1/4、市町村 1/2	2,720
日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業	日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得者に対する資格取得に要した経費の補助 【拡充】 ・補助対象となる資格に雪山（積雪期）のガイド資格の追加 ・補助上限額の引き上げ（100 千円 ⇒ 150 千円ほか）	900
自然保護監視事業	自然保護ボランティア保険等	280
合　計		165,280

３　その他（改善点等）

自然公園施設、自然歩道等の修繕工事は、危険性・利便性等を考慮し、重点投資による効果的な施設整備を実施している。

（注）起債欄の〈　〉書きは交付税措置額を除いた額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　自然共生課（内線：７９８０）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山自然ふれあい館管理運営事業	64,706	(債務負担行為 9,852) 57,873	(債務負担行為 △9,852) 6,833	4,445	〈1,000〉 2,000		58,261	県費負担 59,261
トータルコスト	68,650 千円（前年度 61,786 千円）［正職員：0.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

氷ノ山の魅力を紹介する拠点施設「氷ノ山自然ふれあい館」を適切に管理・運営する。

また、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場及びプログラムを提供することにより、自然を大切にする心を育む。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
指定管理料	［指定管理者］（一財）鳥取県観光事業団 ［指定管理期間］令和６年４月１日～令和11年３月31日（５年間） （光熱費 8,293 千円）	55,056
施設改修等	○非常用発電機オーバーホール（分解整備）（1,950 千円） ○蓄電池交換（400 千円） ○氷ノ山自然ふれあい館と高原の宿氷太くんを結ぶ連絡橋の転落防止柵の補修（4,000 千円） ○プロジェクター更新（3,300 千円）	9,650
合　計		64,706

光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数を考慮して令和７年度分を算定した。
なお、人件費及び物件費等（修繕費を含む）については、民間給与実態調査を基に積算した人件費や物価指数に±３％以上の増減がなかったため措置なし。

３　その他（改善点等）

・指定管理者となっている（一財）鳥取県観光事業団は、若桜町営３施設（わかさ氷ノ山キャンプ場、氷ノ山高原の宿氷太くん、若桜町営スキー場）の指定管理者である中一＆スマイルカンパニー（株）との間で、戦略的パートナーシップ協定を結んでいる。連携して集客等の相乗効果を狙い、更なる利用者増と満足度の向上につなげていく。

（注）起債欄の〈　〉書きは交付税措置額を除いた額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　自然共生課（内線：７２００）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘ビジターセンター管理運営事業	28,258	23,180	5,078				28,258	
トータルコスト	31,413 千円（前年度 26,310 千円）［正職員：0.4 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター」（以下「鳥取砂丘ビジターセンター」という。）及び「山陰海岸国立公園鳥取砂丘フィールドハウス」（以下「鳥取砂丘フィールドハウス」という。）を管理運営する。

また、鳥取砂丘の多様な楽しみ方を紹介することにより、砂丘を訪れる県民、観光客等の理解と関心を深め、ワンストップでのおもてなしにより観光客等の利便性向上を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
負担金の交付	山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会（以下「協議会」という。）に対して負担金を交付する。 【拡充】 ・臨時職員３名の正規職員化 ・熱中症対策のためのスピーカーの追加設置、ミスト噴霧扇風機の設置 ・ガイド対応等のために必要な知識・経験などを研鑽する研修等 ・次世代公衆 Wi-Fi アクセスポイント機器の整備	28,258

＜参考＞
○施設の所管
・鳥取砂丘ビジターセンター：環境省所管
・鳥取砂丘フィールドハウス：環境省所管「風紋館」と県所管「オアシス館」の２館で構成
○協議会の概要及び経費負担の考え方
建物及び展示設備の維持管理経費については各施設を所管する環境省及び県が負担し、人件費、事務費及び事業費については県及び鳥取市が応分の負担をする。

３　その他（改善点等）
○鳥取砂丘ビジターセンター
・今後も魅力のあるイベントや館内企画展示の実施等、更なる認知度アップに取り組んでいく。
・関係機関と連携し、熱中症対策の強化を継続していく。
○鳥取砂丘フィールドハウス
・自然体験活動や環境学習の拠点として更に認知度を向上させ、利用促進を図るため、砂丘西側施設と連携した自イベントやガイドツアー等の定期的な実施に取り組んでいく。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　自然共生課（内線：0857-22-0582）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業	33,040	29,900	3,140				33,040	
トータルコスト	63,341 千円（前年度 58,782 千円）［正職員：2.5 人、会計年度任用職員：3.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づき、条例の趣旨の普及啓発、巡視指導、砂丘の魅力を伝える活動により、鳥取砂丘の保全と再生、適正な利活用の推進を図るほか、砂丘内の熱中症対策を強化し観光客が安全に過ごすことができる環境を整える。また、民間と行政で構成する鳥取砂丘未来会議が行う鳥取砂丘の景観保全再生事業に要する経費を負担する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
鳥取砂丘除草業務等の委託	除草、砂丘周辺保安林の手入れ、ボランティア除草に係る業務の委託 【拡充】機械除草の期間（３ヶ月→６ヶ月）及び範囲の拡大	12,203
鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	鳥取砂丘未来会議が行う事業に要する経費の負担 （県・鳥取市：各 1/2）	12,179
鳥取砂丘ドローン巡視委託	熱中症対策のため、ドローン巡視に係る業務を委託 【拡充】砂丘東側での巡視の試験導入 （7 月・8 月、午前・午後各１時間）	5,975
鳥取砂丘ライブカメラ設備の更新等	老朽化した既存の鳥取砂丘ライブカメラの管理パソコン及びハードディスクの更新等	2,683
合　計		33,040

３　その他（改善点等）

・「砂の動く生きている砂丘」を目指し、さらに除草を強化していく。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　自然共生課（内線：７９７８）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然共生サイト推進事業	(債務負担行為 7,500) 14,277	(債務負担行為 5,000) 16,734	(債務負担行為 2,500) △2,457			(寄付金)6,500 (基金繰入額)2,177 (雑入)2,000 10,677	(債務負担行為 7,500) 3,600	
トータルコスト	17,561 千円（前年度 19,773 千円）［正職員：0.2 人、会計年度任用職員：0.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

生物多様性国家戦略における主要目標の一つである「30by30（2030 年までに国土の 30%を保全する目標）」を達成するため、民間企業等との連携を進め、自然共生サイトの認定を促進し、令和８年度末までに、県内の自然共生サイトを 12 地域に拡大する。

２　主な事業内容

<table>
<tr><th>細事業名</th><th>内　容</th><th>予算額</th></tr>
<tr><td>自然共生サイト認定の促進支援（自然共生サイト保全活動推進事業補助金）</td><td>新たな計画認定制度※に対応して、計画策定から認定後の保全活動等の段階的支援。　【債務負担行為】7,500 千円(R8 年度)
<table>
<tr><th>区分</th><th>補助対象事業</th><th>実施主体</th><th>補助率</th><th>補助上限</th></tr>
<tr><td>認定申請促進支援</td><td>申請に係る情報収集、申請資料作成等</td><td>民間団体 市町村</td><td>1/2</td><td>1,750 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保全活動支援</td><td>認定計画に基づく保全活動等</td><td rowspan="4">民間団体</td><td>1/2</td><td>500 千円 (回復創出活動)</td></tr>
<tr><td>(新)市町村計画に基づく保全活動等</td><td>2/3(県 1/3、市町村 1/3)</td><td>1,000 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定サイト活用促進支援</td><td>認定サイトで実施する PR、環境教育等</td><td>1/2</td><td rowspan="2">250 千円</td></tr>
<tr><td>(新)市町村計画の対象地での上記の取組</td><td>2/3(県 1/3、市町村 1/3)</td></tr>
</table>
「認定申請促進支援」の補助事業期間は最長２年間。
※生物多様性増進活動促進法に基づき「場所に紐付いた活動(生物多様性の維持または回復・創出)」の計画を認定する制度</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>企業版ふるさと納税を活用した生物多様性保全活動への支援</td><td>県内において自然共生サイトの取組を行う団体等に対して、企業版ふるさと納税を活用して得た寄付金額を奨励金として支給。
<table>
<tr><td>対象</td><td>補助事業を活用し自然共生サイトへの認定を目指す団体、生物多様性マッチング事業に参画する団体等</td></tr>
<tr><td>上限</td><td>○企業が寄付先を指定している場合：寄付金の額を上限。
○企業が寄付先を指定しない場合：寄付金額を交付対象団体数で按分した額を各団体に交付</td></tr>
</table></td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>自然共生サイトの認知度向上</td><td>県民を対象とした「自然共生フォーラム(仮称)」等の開催</td><td>6,177</td></tr>
<tr><td>生物多様性マッチング</td><td>金融機関と連携し、生物多様性保全活動を行う地域団体と支援を希望する企業等とのマッチングを実施。</td><td>300</td></tr>
<tr><td>【新規】候補地と関係団体のコーディネート</td><td>自然共生サイト候補地において、土地所有者、保全団体、地元市町村等のコーディネート（説明会の開催、保全団体とのマッチング、保全活動への助言等）を、専門家を招聘し実施。</td><td>1,300</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>14,277</td></tr>
</table>

３　その他（改善点等）

・生物多様性増進活動促進法(令和７年４月施行)に基づく計画認定制度に対応して、補助事業による支援内容の拡充を行う。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　自然共生課（内線：７２００）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然共生課管理運営費	7,283	5,606	1,677				7,283	
トータルコスト	8,072 千円（前年度 6,389 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

自然共生課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

６款　農林水産業費
　４項　林業費　　自然共生課（内線：７８７２）
　　９目　狩猟費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣保護管理事業	166,262	133,148	33,114	92,440			73,822	
トータルコスト	230,136 千円（前年度 195,199 千円）［正職員：6.8 人、会計年度任用職員：3.0 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

農林水産業被害等、人との軋轢が問題となっているイノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ、カワウについて、「第二種特定鳥獣管理計画」（令和４～８年度）及び「カワウ被害対策指針」に基づき、科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

また、鳥獣保護思想の普及啓発、傷病鳥獣の保護を行うとともに野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの監視調査により、国内野鳥への感染の早期発見に努め、家きん等への感染予防や感染拡大の防止を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
特定鳥獣生息状況調査等事業	・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマの生息状況の調査等 ・鳥獣被害防止総合対策協議会の開催 ・管理計画の達成状況や対策等に係る検討	11,013
ニホンジカ指定管理鳥獣捕獲等事業	・「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の策定調査及び効果検証 ・実施計画に基づくシカの捕獲（捕獲目標数：3,000頭⇒3,500頭）	123,271
ツキノワグマ保護管理対策事業	・【拡充】住民の安全・安心を確保するための活動の支援 ［実施主体］市町村等 ［補助率］1/2、3/4（ツキノワグマ遭遇防止事業の補助率を3/4に引上げ） ［補助対象経費］クマ鈴購入費、危険鳥獣の追払い・捕獲、捕獲従事者の人件費 （追加）放任果樹伐採、捕獲補助員（見習い）の人件費 ・【新規】市街地出没時の対策訓練、マニュアル作成及び捕獲従事者の養成講習会の開催、クマの自動識別･出没を通知するAIカメラの整備	19,235
カワウ被害緊急対策事業	・カワウの胃内容物調査、生息実態調査 ・新規営巣地調査、繁殖・被害抑制対策の検討・実施 【拡充】ドローンによる巣の調査、ドライアイス投入 ・カワウ被害対策検討会の開催	8,335
野生鳥獣の保護及び感染症対策事業	・傷病野生鳥獣の治療 ・愛鳥週間ポスターコンクール等の開催 ・鳥獣保護区等での生息状況、渡り鳥の渡来状況等の調査 ・高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査 （便採取、死亡野鳥等）	4,408
合　計		166,262

３　その他（改善点等）

・イノシシの個体数は全体的に緩やかな減少傾向である。ニホンジカは、近年の捕獲数の増加により個体数の増加は鈍化しており、指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲等による捕獲を強化し、個体数を減少させる。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

６款　農林水産業費
　４項　林業費　　自然共生課（内線：７８７２）
　　９目　狩猟費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	23,689	18,385	5,304	7,848		（手数料）5,428	10,413	
トータルコスト	56,814 千円（前年度 51,250 千円）［正職員：4.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

中山間地域の深刻な有害鳥獣被害を減少させるため、特にイノシシ・ニホンジカ捕獲が可能な狩猟者の確保・育成は喫緊の課題となっている。このため、狩猟者の資格取得や技能向上に対する支援、銃猟者の射撃練習に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

また、鳥獣保護管理法に定める狩猟の適正化等を図り、生態系の保全、農林水産業の健全な発展に寄与する。

２　主な事業内容

<table>
<tr><th>細事業名</th><th>内　容</th><th>予算額</th></tr>
<tr><td>銃猟者への支援</td><td>有害鳥獣捕獲従事者等による射撃練習等に支援を行う市町村等への支援
<table>
<tr><th>区分</th><th>補助対象事業・
補助対象経費</th><th>実施主体</th><th>県補助率等</th></tr>
<tr><td>射撃練習奨励補助金</td><td>射撃練習に要する経費</td><td>猟銃を使用する有害鳥獣捕獲従事者</td><td>1/3〈市町村1/3〉</td></tr>
<tr><td>散弾銃技能講習受講支援</td><td>散弾銃技能講習の受講奨励金交付の経費</td><td>市町村</td><td>1/2
［補助上限］
３千円/人</td></tr>
<tr><td>ガバメントハンター育成支援</td><td>猟銃所持許可証取得に要する経費</td><td>鳥獣被害対策に携わる市町村職員</td><td>1/3〈市町村1/3〉</td></tr>
<tr><td>大口径ライフルの技能講習に係る支援</td><td>県外射撃場への旅費</td><td>技能講習修了者</td><td>５千円（定額）</td></tr>
</table></td><td>1,281</td></tr>
<tr><td>狩猟者養成・新規狩猟者の参入促進</td><td>・イノシシ・ニホンジカ等の有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の養成
（狩猟免許取得のための事前講習会、ベテラン猟師による実猟・実技指導の実施）
・狩猟免許の取得と狩猟者登録に係る経費の支援
［対象者］新たに狩猟免許を取得し、狩猟者登録をした者</td><td>6,994</td></tr>
<tr><td>ハンター養成スクール</td><td>・有害鳥獣捕獲の即戦力を確保するため、新人養成課程に加え、新人に指導ができるベテラン狩猟者の指導力向上を目的とした指導者養成課程の運営
・【新規】捕獲能力をさらに向上させるため、技術向上や捕獲難易度が高い奥山で捕獲ができるよう高度捕獲者養成課程を追加</td><td>11,698</td></tr>
<tr><td>適正狩猟の促進等</td><td>・狩猟免許試験、狩猟免許更新講習会の実施
・鳥獣保護区等の指定・管理</td><td>3,716</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>23,689</td></tr>
</table>

３　その他（改善点等）

・狩猟者の育成を行うためハンター養成スクール事業を行ってきたが、有害鳥獣であるニホンジカの捕獲をさらに強化するため、高度捕獲技術者育成研修を行い狩猟者の技術向上を図る。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

１１款　災害復旧費
　２項　土木施設災害復旧費　　自然共生課（内線：７２００）
　　１目　建設災害復旧費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）自然公園災害復旧事業	100,000	0	100,000		〈51,000〉 100,000			県費負担 51,000
トータルコスト	101,577 千円（前年度 0 千円）［正職員：0.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

令和５年台風第７号により被災した中国自然歩道（雨滝）の施設復旧（２期工事）を行う。

地元からは早期復旧よりも改良復旧を望む声をいただいていることから、周辺の自然景観に配慮した工法や段差の少ない歩道再生、親水スペース等の設置などを実施する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
中国自然歩道(雨滝) ［鳥取市国府町］	○災害復旧工事 100,000 千円 ・仮設工 ・歩道復旧、標識復旧、防護柵復旧、土砂・岩石撤去 ・休憩舎（東屋）復旧　ほか	100,000

３　その他（改善点等）

令和６年度の１期工事は予定通り完了し、災害復旧全体の約５割が進捗した。

令和７年度の２期工事では、自然歩道復旧と併せて被災した標識の更新、東屋の修繕等を実施し、秋頃までの完全復旧を目指す。

（注）起債欄の〈　〉書きは交付税措置額を除いた額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

７款　商工費
　３項　観光費　　山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-72-8987）
　　１目　観光費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク活動推進事業	62,254	61,776	478	6,456			55,798	
トータルコスト	122,125 千円（前年度 119,153 千円）［正職員：5.6 人、会計年度任用職員：4.6 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

ユネスコ世界ジオパークの完全再認定を契機に、県内のジオパーク活動の活性化を図るため、トレイルや自然体験活動等のジオツーリズムの推進、認知度向上に向けた情報発信、民間事業者・市町が行うジオパーク活動への支援を実施し、山陰海岸ジオパークの魅力向上、山陰海岸の自然を守り育てるジオパーク活動を展開していく。

２　主な事業内容

細事業名	内容	予算額
ツーリズム･普及啓発の推進	○（新）ジオパークフェスタの開催 ○ジオパークの魅力及び認知度向上のための情報発信 ・ジオパークトレイルの魅力を発信するアウトドア情報誌への掲載 ・新聞、雑誌、ラジオ等による情報発信 ・県内外の集客施設やイベントへのブース出展 ○（新）ジオパークガイドの後継者育成、スキルアップを図るための講習会の開催	10,430
民間活力の振興	○民間事業者及び市町が実施する産業振興、ツーリズム振興、普及・啓発の推進等、ジオパーク活動の取組支援 ・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金 ・山陰海岸ジオウォーク補助金	18,966
調査研究･教育活動の充実	○鳥取大学等の研究機関との調査研究 ○自然講座、生き物観察会等の教育普及講座の開催	2,989
魅力ある中核拠点施設としての整備	○（新）自然館の展示物に新たなコンテンツの整備 ・鳥取砂丘沖の水中映像制作 ・デジタル技術を活用した体験型コンテンツの制作 ○自然館のデジタルサイネージの運用	13,342
その他	○山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金 ○自然歩道の眺望景観回復に要する経費 ○標準事務費	16,527
合　計		62,254

３　その他（改善点等）

・山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク完全再認定審査における審査員からの提案等を踏まえ、ジオパークの新たな魅力の発掘やガイドなどジオパーク活動実践者の資質向上等を図っていく。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

７款　商工費
　３項　観光費　　山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-73-1445）
　　１目　観光費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館運営費	10,403	9,071	1,332			(使用料) 72	10,331	
トータルコスト	20,915 千円（前年度 19,061 千円）［正職員：0.9 人、会計年度任用職員：１人］							
主な業務内容	会計事務、物品管理、施設管理、関係機関との調整							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」の管理運営に要する経費である。

２　主な事業内容

（単位：千円）

細事業名	内　容	予算額
施設・設備維持管理費等	・施設管理 一般廃棄物収集処理、ろ過海水搬入、展示水槽清掃　等 ・設備管理 自動ドア保守点検　等	5,042
事務費等	・鳥取県ミュージアムネットワーク負担金 ・標準事務費	5,361
合　計		10,403

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　循環型社会推進課（内線：７１９８）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	12,741	16,870	△4,129			(基金繰入金) 9,259	3,482	
トータルコスト	22,994 千円（前年度 27,043 千円）［正職員：1.3 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民のごみゼロ意識の醸成を図るとともに、循環型社会を目指した取組を推進する。

一人一日あたりのごみ排出量　目標：895g/日・人（令和 12 年度）［令和４年度実績：990g/日・人］

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
事業系ごみの削減･リサイクル率向上事業	事業系一般廃棄物の多量排出者等に対し専門家を派遣し、排出量削減やリサイクル率向上に向けた指導助言等を実施	1,200
フードドライブ事業	・市町村・事業者等と連携したフードドライブの実施 ・フードドライブを実施する団体の支援 ［対象］事業者　［補助率］1/2　［補助上限］100 千円 【新規】［対象］通年で実施する市町村 ［補助率］1/2　［補助上限］1,500 千円	4,219
食品ロス削減等普及啓発事業	・食品ロス削減やプラスチックごみ削減・リサイクル推進に対する意識啓発を目的としたポスターコンクールの実施 ・宴会等での食べ残しを減らす「30・10 食べきり運動」や外食時に余った料理の持ち帰りの普及など、食品ロス削減に係る意識啓発	4,742
鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営	食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で構成する協議会において、食品ロスの削減等に向けた方策を検討	482
ごみゼロ関係補助金・交付金	・Let's４Ｒ実践活動推進補助金 ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援 ［実施主体］実践活動団体［補助率］1/2［補助上限］500 千円 ・４Ｒ推進交付金 地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援 ［実施主体］市町村等　［ 補助率 ］ソフト事業 1/2、ハード事業 1/3 ［補助上限］ソフト事業 5,000 千円、ハード事業 20,000 千円	2,098
合　計		12,741

３　その他（改善点等）

・ごみ排出量の削減に向け、可燃ごみの中で割合の大きい「食品ロス」の削減を促進するため、外食や買い物等の各場面に応じた取組を県民運動として推進している。

生ごみ中の食品ロスの割合：H27 調査 41%、R1～2 調査 30%

・鳥取県廃棄物処理計画に基づき、ごみ排出量削減、リサイクル率向上に向けて、事業系ごみも含めた施策や、県民の意識を高め行動に繋げるための具体的な施策に取り組んでいく。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費
　　４目　環境保全費

循環型社会推進課（内線：７１９８）
（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業	9,096	15,363	△6,267	0	0	(基金繰入金) 2,046	7,050	
トータルコスト	13,040 千円（前年度 19,276 千円）［正職員：0.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

プラスチックごみ（以下「プラごみ」という。）が環境問題となっているなか、本県においても、県民・企業・行政が一体となりプラごみの排出抑制や再資源化に向けた取組を行う。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
プラスチック資源分別回収支援事業	市町村によるプラスチックごみ分別収集・リサイクルの実証実験や検討会等の取組を支援 【拡充】対象事業に「組成調査」及び「移行による効果の把握」を追加 ［補助率］1/2　［補助上限］1,500千円	4,500
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	・テイクアウト用容器を環境配慮容器へ切り替える事業者を支援 ［補助率］1/2［補助上限］50 千円 ・イベント等でリユース容器を活用する団体等を支援 ［補助率］10/10［補助上限］100 千円 ・プラごみ削減の活動に取り組む団体等を支援 ［補助率］1/2［補助上限］250 千円 ・河川・海岸における清掃活動、プロギングやプラスチック・フィッシングツアーを行う団体等を支援 ［補助率］10/10［補助上限］250 千円	3,300
マイボトル使用推進事業	マイボトル協力店を募りマイボトルの活用を県民に啓発	1,296
合　計		9,096

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　循環型社会推進課（内線：７６８１）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
管理型最終処分場設置促進事業	債務負担行為 4,929,809 1,075,557	債務負担行為 0 57,108	債務負担行為 4,929,809 1,018,449		〈541,400〉 545,000	債務負担行為 100,000 （基金繰入金） 100,000	債務負担行為 4,829,809 430,557	県費負担 971,957
トータルコスト	1,083,444 千円（前年度 61,021 千円）［正職員：1.0 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）に対し、廃棄物処理法の設置許可を受けた淀江処分場の建設工事（Ⅰ期）、地域振興、センター運営等に必要な経費を支援する。

２　主な事業内容

区分	内容	予算額
処分場建設・関連経費	処分場建設工事（Ⅰ期） ・センターが行う処分場の土木工事、水処理施設工事、施工監理等 ・Ⅰ期工事：全体事業費 51.3 億円（内訳：国庫交付金 10.7 億円、県からの補助及び貸付 40.6 億円） ・R7 年度予算額：521,154（内訳：［補助金］339,893（補助率：2/3）、［貸付金］181,261） 設備整備・移転補償 ・センターが行う受入管理システム等の整備及び計画地内の民間施設の移転補償 ・全体事業費 1.7 億円（内訳：補助金 1.1 億円、貸付金 0.6 億円） ・R7 年度予算：63,755（内訳：［補助金］40,763（補助率：2/3）、［貸付金］22,992） ＜債務負担行為（R8～R10）を設定＞ 総額 4,229,809 千円（［補助金］2,810,587 千円、［貸付金］1,419,222 千円）を限度として、令和 7 年度に交付した額を差し引いた額	584,909
百塚 88 号墳復元展示設計経費	・センターが行う百塚 88 号墳を近隣に復元展示するための設計（補助率：10/10）	13,999
産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金	・産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく「産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金」を地域住民の意見を反映した周辺整備事業の実施者に交付する。 ＜債務負担行為（R8～R10）を設定（条例の交付限度額）＞ 総額 700,000 千円を限度として、令和 7 年度に交付した額を差し引いた額	350,000
センター管理運営費等経費	運営費補助金・人件費貸付金（56,649） ・センター管理運営費等の補助及び県派遣職員手当の貸付 ［補助金］43,657（補助率：10/10）、［貸付金］12,992 出捐金（70,000） ・処分場建設工事にあたり、センターの「産業廃棄物処理等基金」を積み増し、センターの経営の安定化を図る。	126,649

３　その他（改善点等）

・センターは、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可を受け、今後、処分場建設工事等に着手する。
・県は、センターの事業の円滑な運営、管理型最終処分場の設置に向けて必要な支援等を行う。

（注）起債欄の〈　〉書きは交付税措置額を除いた額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　循環型社会推進課（内線：７５６２）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害廃棄物処理円滑化推進事業	5,500	5,000	500				5,500	
トータルコスト	7,077 千円（前年度 5,783 千円）［正職員：0.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

地震や台風などによる大規模災害が頻発する中で、近年の災害で判明した課題や新しい知見を反映させるとともに、県内市町村の災害廃棄物処理計画との整合を図るため、平成 30 年４月に策定した鳥取県災害廃棄物処理計画の実効性をより高めるための見直しを行う。

※災害廃棄物処理計画：災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平時に県・市町村が策定する計画。
・主な内容：発生量推計、災害時の対応（仮置場運用、処理方針等）、平時の備え　など

２　主な事業内容

計画策定の知見を有するコンサルタントに委託し、鳥取県災害廃棄物処理計画を改定する。

３　その他（改善点等）

・県は災害廃棄物処理に係る連携協定を関係団体と締結し、定期的に連絡訓練を行ってきた。また、令和６年度に市町村及び関係団体等を対象に、仮置場設置・受入訓練を実施した。

不法投棄廃棄物対策事業	8,421	8,816	△395			（雑入）4,787	3,634	
トータルコスト	45,220 千円（前年度 44,445 千円）［正職員：3.8 人、会計年度任用職員：2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

生活環境の保全を図るため、不法投棄及び不適正処理の監視・指導、投棄者不明の産業廃棄物を処理する市町村への支援、不法投棄廃棄物の行政代執行による撤去・処理・原状回復を行う。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
不法投棄対策強化事業	・不法投棄重点警戒箇所の夜間パトロールを警備会社へ委託 ・環境美化条例普及啓発看板（県下４ヶ所）の安全点検	2,733
不法投棄廃棄物処理事業	・投棄者不明の産業廃棄物に係る処理費用を市町村に助成 ［補助率］1/2　［補助上限］10,000 千円	901
不法投棄産業廃棄物代執行対策事業	・問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物について行政代執行による撤去等	4,787
合　計		8,421

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　循環型社会推進課（内線：７６８４）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産業廃棄物適正処理推進事業	28,764	27,399	1,365			（雑入）5,000	23,764	
トータルコスト	148,882 円（前年度 146,441 千円）［正職員：15.1 人、会計年度任用職員：0.3 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法に基づく処理施設等への立入検査、業者に対する指導、処理状況調査等を行うとともに、PCB 特別措置法に基づく確実な期限内処理に向けて、PCB 廃棄物の保管事業者に対する指導等を行う。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
産業廃棄物の適正処理・リサイクル関係事業	・処理施設等の立入検査、排出事業者や廃棄物処理業者に対する指導 ・県内の産業廃棄物処理状況を把握するための調査	22,318
廃棄物処理施設紛争予防事業	・鳥取県廃棄物審議会の開催 ・必要に応じた学識経験者等からの意見聴取	1,446
PCB 廃棄物処理対策推進事業	・PCB 廃棄物の保管事業者に対する早期処理に向けた指導 ・処分が見込めない場合の代執行	5,000
合　計		28,764

鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立事業	8,071	5,672	2,399			（財産収入）230	7,841	
トータルコスト	8,860 千円（前年度 6,455 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

鳥取県産業廃棄物処分場税の税収について、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に充当するための基金に積立を行う。

循環型社会推進費	5,604	5,607	△3				5,604	
トータルコスト	22,167 千円（前年度 22,040 千円）［正職員：2.1 人］							

事業内容の説明

循環型社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　水環境保全課（内線：７４０１）
　　３目　環境衛生連絡調整費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水道施設監視指導等事務費	2,190	968	1,222	500			1,690	
トータルコスト	10,077 千円（前年度 6,446 円）［正職員：1.0 人］							

事業内容の説明

　水道法の規定に基づく適正な水道事業の運営を確保するため、県内の水道事業に対する監視指導、衛生指導等を行う。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　水環境保全課（内線：７８７０）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約登録湿地”中海水質浄化対策推進事業	25,721	14,339	11,382			（基金繰入金）9,263 （雑入）2,600 11,863	13,858	
トータルコスト	43,072 千円（前年度 31,554 千円）［正職員：2.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「調査研究」「保全再生」「交流学習」及び「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を島根県等と連携し実施する。

【水質目標値】※COD：化学的酸素要求量　〔mg/L〕

水質項目	目標値(R5)	実績(R5)	達成・未達成	目標値(R10・策定中)
ＣＯＤ（75%値）	4.4	4.7	未達成	4.4
全窒素（年平均値）	0.46	0.49	未達成	0.46
全りん（年平均値）	0.046	0.054	未達成	0.046

２　主な事業内容

区分	内　　容	予算額
調査研究	・中海の水質分析や評価、モニタリング手法の検討、水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・研究等を行う。 ・米子湾の水質浄化に向けて、実証実験とシミュレーションによる検証を行う。	12,113
保全再生	・鳥取・島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を開催する。 ・県民モニターを選考し、五感（見る・聞く・触れる・嗅ぐ・味わう）による湖沼環境の評価を行う。	445
交流学習	・中海等で活動するこどもたちと他のラムサール条約登録湿地で活動するこどもたちとの交流を通じ、次世代の人材育成や人的ネットワークの構築を図る。 ・こどもたちへの環境教育の実施、様々な世代に環境学習の機会を提供し、専門人材の育成を図る。	1,858
賢明な利用	・（新）ラムサール条約湿地登録から 20 周年となるため記念イベントを島根県で開催。また、県内でも活動発表会の開催などを行う。 ・（新）国際連合が８月 27 日を「世界湖沼の日（※）」に制定したことを契機とした普及啓発イベントを開催する。 ※湖沼及び関連する生態系の維持・保全・再生を目的とした国際デー ・ワイズユースに着目した体験型の中海利活用イベント、中海・宍道湖一斉清掃を開催する。	11,305

３　その他（改善点等）

・水質は長期的には改善傾向にあるが、米子湾中央部などで一部目標未達成のため、令和６年度中に第８期(令和６年度～令和 10 年度)の湖沼水質保全計画を策定し、引き続き流入負荷量の分析や底質及び窪地の現地調査・研究を継続し、今後の水質改善対策に活かしていく。
　また、豊かな中海を目指すための新たな指標の設定に向けた調査・研究を新たに実施する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　水環境保全課（内線：７８７０）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
三湖沼水質浄化対策推進事業	（債務負担行為 638） 24,649	（債務負担行為 7,200） 25,587	（債務負担行為 △6,562） △938			（基金繰入金） 2,385	（債務負担行為 638） 22,264	
トータルコスト	42,000 千円（前年度 42,802 千円）［正職員：2.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県民の貴重な資源である県内三大湖沼のうち主に湖山池、東郷池の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」及び「ワイズユース（賢明な利用）」を目的として、「第４期湖山池水質管理計画（令和４年度～令和 13 年度）」及び「第２期東郷池水質管理計画（平成 28 年度～令和７年度）」等に基づく各種施策を関係市町と連携して実施する。

【水質目標値】※COD：化学的酸素要求量　〔mg/L〕

水質項目	湖山池			東郷池		
	目標値(R13)	実績(R5)	達成・未達成	目標値(R7)	実績(R5)	達成・未達成
ＣＯＤ（75%値）	4.4	6.2	未達成	4.5	4.7	未達成
全窒素（年平均値）	0.60	0.58	達成	0.46	0.38	達成
全りん（年平均値）	0.061	0.061	達成	0.032	0.048	未達成

２　主な事業内容

区分	内　　容	予算額
湖山池	＜水質観測＞ ・湖山池の水質観測システムの保守管理及び水質計の計画的な更新を行う。 ［債務負担行為］ 638 千円（令和８～９年度） ＜保全・環境教育＞ ・湖山池環境モニタリング委員会を開催し、水質等のモニタリング結果の評価及び汽水化で生じた課題について、専門家の助言等を受け、必要な対策を検討する。 ・学校教育と連携した環境学習や自然体験イベントを開催する。 ＜水門操作＞ ・湖山池で令和４年度に構築した水質シミュレーションモデルを基に、蓄積した水門操作情報、水質、流動データ等を組み合わせて改良し、塩分管理及び水質改善に効果がある最適な水門操作方法について検討する。（令和６～８年度検討の２年目）	15,613
東郷池	＜環境教育＞ ・東郷池及び周辺環境に係る地域住民向けの普及啓発イベントを実施する。 ＜水門操作＞ ・東郷池の新たな水門操作手法を検討するため、塩分遡上量、流動量、湖内水質分布の観測・評価を行う。	500
湖沼共通	＜生態系モニタリング等＞ ・湖山池及び東郷池において、塩分濃度等の変化による生態系への影響や変化等について追跡調査する。 ・湖山池・東郷池で衰退している水生植物及び湖山池で消失したカラスガイの保全を進め、湖沼生態系・生物多様性の回復を行う。	6,396
	＜保全再生＞ ・湖山池及び東郷池の県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・嗅ぐ・味わう）による湖沼環境の評価を行う。 ・住民団体やNPO 法人等が行う湖沼環境の保全及び普及啓発等の活動に必要となる経費の一部を支援する。（補助率 1/2 等）	2,140

３　その他（改善点等）

・湖山池は、平成24年３月の汽水化以降、ヒシ・アオコ抑制による湖内環境の改善（景観悪化や腐敗による悪臭の改善）など一定の成果は得ているが、水質目標値は未達成のため、水質改善に向けた各種取組を実施する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　水環境保全課（内線：７８７０）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで守ろう！ 持続可能な水循環 事業	債務負担行為 212 7,121	債務負担行為 12,386 8,555	債務負担行為 △12,174 △1,434				債務負担行為 212 7,121	
トータルコスト	37,092 千円（前年度 38,290 千円）［正職員：3.8 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

健全な水循環の維持・回復を目的とした「水循環基本法」の趣旨を踏まえ、また「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続可能な利用に関する条例」に基づき、県内の水資源量の把握及び水循環に関する研究を進めるとともに、事業者、県民に水の大切さを周知し、地下水マネジメントの取組を通じて本県の豊かな地下水を守っていく。

２　主な事業内容

細事業	内　容	予算額
協議会費	鳥取県持続可能な地下水利用協議会への負担金	60
研究会運営	鳥取県地下水研究プロジェクトを開催し、県等が収集した水資源に関するデータ（降水量、融雪水量、河川流量、水位等）の評価や調査研究を行う。	359
水資源量調査等	水資源に関するデータを観測する機器の保守点検やデータ回収、積雪観測機器の設置等を行う。［債務負担行為］212 千円（令和８年度）	6,702

水環境保全課管理運営費	15,413	15,818	△405	92			15,321	
トータルコスト	16,990 千円（前年度 18,166 千円）［正職員：0.2 人］							

事業内容の説明

・水環境保全課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。
・災害時協力井戸登録の運営に要する経費である。
・国土交通省からの委託を受け、県内の水道、工業用水及び農業用水ごとの渇水状況や河川の水供給可能量など、水需給の動態調査を実施する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　水環境保全課（内線：７４０１）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鉱山鉱害・土壌汚染防止事業	122,748	63,785	58,963	91,125			31,623	
トータルコスト	131,424 千円（前年度 72,393 千円）［正職員：1.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

旧岩美鉱山及び旧太宝（たほう）鉱山の廃止坑道等から流出する強酸性坑廃水の中和処理を行い、鉱害防止等を図る。

また、土壌汚染対策法の適正な運用を図るため、周辺自治体や関係機関と連携を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
旧岩美鉱山鉱害防止事業（義務者不存在）	坑廃水の中和処理や坑廃水処理施設の管理運営及び大切坑内の補修工事を岩美町に委託して行う。［負担割合］国 3/4、県 1/4	121,600
旧太宝鉱山鉱害防止事業（義務者存在）	公益社団法人資源環境センターが行う坑廃水処理事業に必要な費用の一部を補助する。※総事業費の１％（義務者の行為に起因する汚染分）を同センターが負担し、99%（義務者の行為に起因しない汚染分）を国と県が負担する。［負担割合］国 3/4、県 1/4	1,028
土壌汚染防止対策事業	汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適正に運用するための関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。	120

３　その他（改善点等）

・旧岩美鉱山坑廃水処理施設の耐震調査などを行い、計画的に修繕（改修）を行っている。
・中和殿物の処理費用低減のため、有価売却の実現に向けて、事業者と調整をしている。

水質汚濁防止対策費	57,942	52,632	5,310				57,942	
トータルコスト	93,434 千円（前年度 87,845 千円）［正職員：4.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

公共用水域及び地下水の水質汚濁防止のため、水質状況の把握や汚濁物質の排出源に対する監視指導を行うとともに、水質測定結果を水質改善施策の検討や事業者への指導に用いる。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
公共用水域等水質測定業務	河川、湖沼、海域、地下水の採水分析を行い、水質の維持・保全及び汚濁の原因究明を図るとともに、県民の健康保護や生活環境保全の指標としてホームページ等で公開する。（測定地点：公共用水域76、地下水17）	50,056
事業場排水調査業務	特定事業場への立入検査及び排出水の採水分析を行うとともに、分析結果に基づいた水質汚濁防止法の排水基準の遵守等の指導を行い、水環境を保全する。（調査事業場数（計画）：67）	7,886

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　水環境保全課（内線：７４０１）
　　４目　環境保全費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	59,827	36,885	22,942	67		（手数料）618	59,142	
トータルコスト	61,404 千円（前年度 38,450 千円）［正職員：0.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽への転換に係る浄化槽の設置費用及び集合処理から個別処理に転換をする場合等の新規設置の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の設置を推進する。また、浄化槽管理者への維持管理指導や普及啓発等を行う。

※第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想に係る「汚水処理人口普及率」の目標：97.6%（R8 年度）

	R1	R2	R3	R4	R5
汚水処理人口普及率（実績）	94.8%	95.0%	95.5%	95.8%	96.0%

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
個人設置型浄化槽への補助（合併転換）	浄化槽の設置、購入費用等の一部を、国庫補助を活用し設置者に助成する市町村に対して補助する。 （１） 合併転換 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽に転換する場合の設置。 ［県補助額］国が定める設置基準額の 40%×1/3（実質：設置基準額の 13.3%） ※市町村が、受益者が負担すべき部分に上乗せ支援を行った場合、支援部分の 1/2 も補助。（国が定める設置基準額の 10%を上限。） （２）撤去費・宅内配管工事費 合併転換に伴い旧単独浄化槽等の撤去・宅内配管に要する経費 ［県補助額］国が定める基準額の 1/3	46,809
【新規】 個人設置型浄化槽への補助（最適化転換）	浄化槽の設置、購入費用等の一部を、国庫補助を活用し設置者に助成する市町村に対して補助する。 ［県補助額］国が定める設置基準額の 40%×1/3（実質：設置基準額の 13.3%） ［要件］次のいずれかに該当し、受益者が負担すべき部分に５%以上上乗せ支援を行い受益者負担を軽減した場合。 ・集合処理から個別処理に転換をする場合の浄化槽の新規設置 ・令和８年度までに下水道整備区域から浄化槽処理促進区域に計画変更をした地域の浄化槽の新規設置（令和９年度までに設置するもの。）	12,064

＊補助対象団体は、いずれのメニューも浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　水環境保全課（内線：７４０１）
　　４目　環境保全費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
浄化槽適正管理推進事業	2,027	2,063	△36	110		（雑入）758	1,159	
トータルコスト	3,604 千円（前年度 3,628 千円）［正職員：0.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

浄化槽の整備及び適正な維持管理を推進するため、関係機関、団体と一体となって本事業を実施し、公共用水域等の水質の保全、向上を図る。

※浄化槽の法定検査の目標実施率：R4 年度末 56.9%→R13 年度末 82%（R5 年度末速報値 58.8%））

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
浄化槽管理士研修	浄化槽管理士が、日々進歩する技術の高度化に適応し、維持管理に関する新たな知識や実務上の技術の習得を図るための研修を鳥取市と共同で開催する。	66
浄化槽台帳整備	適正な維持管理を行う上で基礎となる台帳システムの保守管理を行う。	1,452
鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	浄化槽の適正な維持管理の普及・啓発、ある程度統一した事務処理や指導ルールの構築を目的として、有識者、関係機関、団体等で構成する協議会の開催経費。	509

令和７年度一般会計当初予算説明資料

６款　農林水産業費
　３項　農地費　　水環境保全課（内線：７４０１）
　　２目　土地改良費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） 農業集落排水事業	92,797	114,290	△21,493	85,438			7,359	
トータルコスト	103,050 千円（前年度 124,463 千円）［正職員：1.3 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため、生活雑排水及びし尿の処理を行う農業集落排水施設の整備、改築を行う市町へ、国庫補助の交付を行う。

また、既存施設の保全及び効率的な維持管理が図られるよう、機能保全計画（最適整備構想）及び維持管理適正化計画を策定する市町へ、国庫補助の交付を行う。

※市町が国庫補助を活用して行う事業への間接補助。

２　主な事業内容

事業概要	補助率	事業主体（地区名）	予算額
最適整備構想策定	国 10/10	江府町（御机、宮市）	10,000
維持管理適正化計画策定	国 10/10	米子市（成実第一）	6,000
		智頭町（智頭）	12,888
		伯耆町（溝口）	22,500
施設整備・改築	国 1/2 （市町 1/2）	鳥取市（日置谷、社中）	13,050
		湯梨浜町（高辻方面）	7,500
		伯耆町（岸本）	13,500

※人件費（一般職員１名分）は県費負担（一般財源 7,359 千円）

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費
　　４目　下水道費

水環境保全課（内線：７４０２）
（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）ウォーターPPP 導入可能性調査実施事業	39,929	0	39,929			（繰入金） 39,929		
トータルコスト	42,295 千円（前年度 0 千円）［正職員：0.3 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

下水道の汚水管の改築に係る令和９年度以降の国庫補助金について、ウォーターPPPの導入を決定していることが交付要件となることから、県が実施する天神川流域下水道事業において導入可能性調査を実施する。

なお、スケールメリットの観点から、希望した市町（中部地区１市４町）の下水道事業等も併せて実施する。

※ウォーターPPP・・・コンセッション方式及び管理・更新一体マネジメント方式（国が新たに定義した官民連携方式。コンセッション方式と違い利用料金直接収受及び運営権設定を含まない。）の総称。

※現在の管理方法・・・指定管理制度により天神公社が管理運営。指定管理の対象に更新工事等が含まれていないためウォーターPPPの要件を満たさない。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
ウォーターPPP 導入可能性調査実施事業	次のとおりウォーターPPPの導入可能性調査を実施する。 ＜実施内容＞ ・各事業の現状調査、課題の洗い出し ・事業スキームの複数パターン検討 ・マーケットサウンディング ・事業実施手法の選定 ・詳細なロードマップの作成　等 ＜対象事業＞ ・天神川流域下水道事業及び１市４町から希望があった流域関連公共下水道事業や農業集落排水事業等	39,929 ※県（天神川流域下水道事業会計）と中部1市4町（市町公共下水道事業会計等）で按分して負担 ※県が一括して共同発注するため、天神川流域下水道事業会計が全額負担（天神会計からの繰入）

参考：今後のスケジュール

年度	内容
令和７年度	導入可能性調査の実施（総務部に配当替して実施）
令和８年度	仕様書、募集要項等の公募資料作成 年度末までに募集要項等の公表（交付要件充足）
令和９年度	事業者選定、契約締結、業務引継
令和 10 年度	ウォーターPPP 導入開始（令和 19 年度まで）

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費　　水環境保全課（内線：７４０１）
　　４目　下水道費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
下水道事業促進費	4,597	4,593	4	1,852		（繰入金）2,000	745	
トータルコスト	14,061 千円（前年度 13,983 千円）［正職員：1.2 人］							
事業内容の説明 下水道事業に係る資材価格の調査及び市町村が行う下水道事業の国庫補助金交付事務等を行う。								
天神川流域下水道事業会計繰出金	103,161	95,787	7,374				103,161	
トータルコスト	103,950 千円（前年度 96,570 千円）［正職員：0.1 人］							
事業内容の説明 天神川流域下水道の建設事業、減価償却費等に充当するため同事業会計への繰出金である。								

令和７年度一般会計当初予算説明資料

２款　総務費
　２項　企画費　　くらしの安心推進課（内線：７９８９）
　　３目　交通対策費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛交通安全総合推進事業	9,310	10,129	△819				9,310	
トータルコスト	28,757 千円（前年度 28,543 千円）［正職員：1.6 人、会計年度任用職員：2.0 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

交通事故のない地域社会を実現するため、市町村、関係機関、団体等と連携を図りながら、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進する。

※令和７年度目標：年間交通事故死者数 16 人以下、年間交通事故重傷者数 85 人以下

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
交通安全対策事業	○安全運転サポート車体験試乗会の開催 ○おもてなしヘルメット購入支援事業補助金 ［補助対象者］観光客・宿泊客に自転車の貸出を行う事業者 ［補助率］1/2　［補助上限］2,000 円/個 ○鳥取県交通安全対策会議の開催 ○交通事故相談所の運営	1,279
鳥取県交通対策協議会補助事業	○鳥取県交通対策協議会の活動支援　［補助率］10/10 ・啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・高齢者交通安全講習	8,031
合　計		9,310

令和７年度一般会計当初予算説明資料

３款　民生費
　１項　社会福祉費　　くらしの安心推進課（内線：７９８９）
　　１目　社会福祉総務費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）闇バイトによる犯罪等への対策強化事業	65,000	0	65,000	54,000			11,000	
トータルコスト	67,366 千円（前年度 0 千円）［正職員：0.3 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県民が闇バイト（犯罪実行者募集情報）による犯罪等に遭わないよう、また巻き込まれないように、犯罪被害防止及び犯罪加担防止のため、各種の対策を強化する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
闇バイトによる犯罪等の被害から県民を守る事業	○犯罪から県民を守る防犯機器購入補助金(54,000 千円) 闇バイト等による強盗・特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、60 歳以上の者が居住する世帯が行う自宅の防犯対策費用を助成する市町村を支援する。 ［補助対象経費］次の機器の購入・設置に要する経費 ・カメラ付きドアホン（録画機能付） ・防犯カメラ（屋外用・録画機能付） ・センサーライト（屋外用） ・防犯機能付電話機 ［補助率］10/10　［補助上限額］15 千円／世帯 ○防犯対策の周知（ながら見守り活動協力事業者・自治会等を対象としたチラシ作成・配布等）(1,000 千円) ○高齢者等を対象とした防犯教室（スマホ教室等との連携）等の開催(1,000 千円)	56,000
闇バイトによる犯罪等への加担から県民を守る事業	○闇バイトによる犯罪加担防止ショート動画＆ポスターコンテストの開催（高校生向け） ○SNS（YouTube、TikTok 等）のターゲティング広告を活用した啓発（若年層向け） ○謎解き・追体験ゲーム(※)を活用した出前授業の実施（中学校・高校） ・誤情報を見分けるためのファクトチェック等のスキル、闇バイトの危険性等について学ぶ。［東・中・西部各１校程度］ ※安心・安全な架空の環境で、スマートフォン・タブレット等で、謎解きを通じてファクトチェックのスキル等を学ぶとともに、闇バイトのやり取り等を追体験し、危険性等を学べる民間企業開発のゲーム ○警察と連携した出前授業の実施（中学校・高校） ・闇バイトの最新の手口や加担防止対策等について学ぶ。	6,500
メディア等を活用した啓発	○新聞等における広報 ・県民の防犯意識の向上や犯罪加担防止を啓発する。	2,500
合　計		65,000

３　その他（改善点等）

・社会問題化している闇バイトに端を発する強盗事件や、相次いで発生している特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺等を踏まえて、令和６年 11 月補正において、高齢者世帯が行う防犯対策への支援や闇バイトによる犯罪加担防止及び詐欺被害等の防止のための啓発等を実施した。
・高齢者世帯が行う防犯対策への支援を拡充し継続（市町村間接補助へ移行）するとともに、防犯意識の向上や犯罪加担防止のための啓発を強化する。
・防犯意識の高まりを踏まえた防犯対策強化に係る生活者支援として、「重点支援地方交付金」を活用

令和７年度一般会計当初予算説明資料

３款　民生費
　１項　社会福祉費　　くらしの安心推進課（内線：７１８３）
　　１目　社会福祉総務費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり推進事業	2,962	2,673	289				2,962	
トータルコスト	13,215 千円（前年度 12,846 千円）［正職員：1.3 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県民の自主防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、通学路の見守り活動など地域の防犯活動、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭広報活動、優良防犯施設認定及び青色防犯パトロール等の活動を推進する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
防犯意識の啓発	○街頭広報、ながら見守り活動啓発イベント等の実施 ○地域安全フォーラム開催補助金 ［実施主体］(公社)鳥取県防犯連合会　［補助率］10/10 ○地域防犯研修会の開催	1,790
防犯活動の支援	○青色防犯パトロールの活動促進 ○優良防犯施設の認定 ○犯罪のないまちづくり活動支援補助金 ［実施主体］(公財)鳥取県暴力追放センター　［補助率］1/3 ほか	903
その他	○鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催	269
合　計		2,962

３　その他（改善点等）

・鍵かけ・万引き防止を呼びかける街頭キャンペーンを行ったほか、公立鳥取環境大学及び県警と協働して、万引き防止啓発ポスターを作成し、県内のスーパー等に配布した。（18 店舗）
・「ながら見守り」活動の推進に向けて、毎月 10 日の防犯の日の広報について県警等と連携した啓発イベントを新たに開催するなど強化していく。
・社会問題化している闇バイトに端を発する強盗事件等や、特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺等の相次ぐ発生を踏まえ、県民の犯罪被害防止及び犯罪加担防止のための対策を強化する。【闇バイトによる犯罪等への対策強化事業】

令和７年度一般会計当初予算説明資料

３款　民生費
　１項　社会福祉費　　くらしの安心推進課（内線：７５９３）
　　１目　社会福祉総務費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者寄り添い支援事業	59,653	55,790	3,863	23,753			35,900	
トータルコスト	81,726 千円（前年度 70,475 千円）［正職員：1.5 人、会計年度任用職員：3.0 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

行政が主体となり、民間支援団体等と連携して、犯罪被害者に被害直後から寄り添い中長期にわたりワンストップで支援を提供し、被害からの早期回復の実現等を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　　容	予算額
犯罪被害者総合サポートセンター運営費	○犯罪被害者への経済的支援などの施策（5,612 千円） ・緊急避難場所の提供、医療・生活支援等 被害直後に必要となる支援等を直接提供 ・犯罪被害者等見舞金給付補助金 犯罪被害者に見舞金を支給する市町村に対する助成 ［補助率］1/2　［補助上限］死亡 15 万円、重傷病 5 万円 ○広報啓発（4,200 千円） ○総合相談窓口の設置経費、支援調整会議等の開催（2,169 千円）	11,981
総合相談窓口業務の委託	○犯罪被害者や家族等からの相談対応、付添等の直接支援を民間支援団体に委託	40,022
民間支援団体への補助金	○民間支援団体が実施する広報啓発、支援員研修等に要する経費を助成 ［補助率］10/10	7,650
計		59,653

３　その他（改善点等）

・令和６年４月、知事部局に犯罪被害者支援の専門組織である「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置し、県、県警察、民間支援団体が連携した支援体制を整備した。
・国の犯罪被害給付制度の見直しを踏まえ、県独自の新たな経済的支援施策について引き続き検討する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　１項　公衆衛生費　　くらしの安心推進課（内線：７８７７）
　　３目　予防費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人と動物の共生社会推進事業	69,408	64,765	4,643			(手数料)880 (寄附金)300 1,180	68,228	
トータルコスト	122,251 千円（前年度 117,194 千円）［正職員：6.7 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

人と動物が共生する社会の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び狂犬病予防法に基づき、動物取扱事業者や飼い主等への指導、適正飼養の啓発、収容動物の譲渡促進及び猫の繁殖制限対策等を実施する。

（動物愛護センター機能支援事業及び鳥取県西部犬猫センター運営事業を統合）

２　主な事業区分

細事業名	内　容	予算額
動物収容施設運営事業	○倉吉保健所犬管理所の運営（休日管理、設備管理委託等） ○西部犬猫センターの運営 ・犬猫の捕獲・収容、飼養管理、譲渡・返還、動物愛護の普及啓発等を委託（委託先：(一社)animal partner aun）	25,085
動物愛護センター運営事業	○「鳥取県動物愛護センター」の運営（人と動物の未来センター“アミティエ”） ・(公財)動物臨床医学研究所に対し、県が収容した犬猫の飼養管理、譲渡活動及び動物愛護の普及啓発等を委託並びに施設整備を補助	24,538
動物愛護管理推進事業	○飼い主のいない猫の繁殖制限 ①【新規】TNR 活動経費の助成 ・ボランティア団体等が行う TNR 活動の経費（餌代等）を助成 ※TNR 活動：所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す活動 ②地域猫活動モデルに取り組む地域への管理費（餌代、猫砂代等）の助成（市町村への間接補助等） ※地域猫活動：地域に住みついた飼い主のいない猫を不妊去勢手術したうえで、適正に飼養管理する活動 ③猫の不妊去勢手術費用の助成（市町村への間接補助） ［補助率］1/2［補助上限額］5 千円/頭 ④不妊去勢手術連携病院の整備 ・飼い主のいない猫に特化した不妊去勢手術を行う環境を整備する動物病院（連携病院）を支援 ［補助率］1/2［補助上限額］2,000 千円/施設 ○飼い猫の繁殖制限 ・不妊去勢手術の助成を行う(公社)鳥取県獣医師会に対し支援 ［補助額］定額（メス 4 千円/頭、オス 2 千円/頭） ○動物福祉推進事業補助金 ・民間団体等が行う動物愛護や適正飼養の普及啓発等の活動を支援 ○犬猫譲渡促進サイト「鳥取わんにゃん家族」の運営、動物愛護管理普及啓発に係る講習会の開催等	19,785
合　計		69,408

３　その他（改善点等）

飼い主のいない猫の繁殖制限の推進のため、ボランティア等が負担していた TNR 活動に係る経費（餌代等）を新たに助成するほか、令和５年度に創設した不妊去勢手術連携病院制度（現在西部２病院を指定）について、中部地域にも指定エリアを拡大する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　くらしの安心推進課（内線：７２４７）
　　２目　食品衛生指導費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食品衛生指導事業	30,848	33,365	△2,517	190		(手数料) 14,865	15,793	
トータルコスト	184,645 千円（前年度 185,953 千円）［正職員：19.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

食品の安全確保のため、食品営業施設の許可・監視指導・食品検査及び食品衛生の普及・啓発を行う。

＜目標＞食品重点監視対象施設（※）への監視率を 100％とする。

※食品重点監視対象施設：食品衛生法違反施設のほか、大量調理する給食施設、野生鳥獣肉処理施設等

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
食品衛生対策事業	○食品衛生法に基づく営業許可、監視指導等 ○食中毒発生時の緊急検査等 ○(一社)鳥取県食品衛生協会が行う食品衛生指導に係る助成	29,472
食品衛生啓発事業	○消費者等に対する食中毒予防啓発の広報・イベントの実施 ○県の食品安全施策に関する食の安全推進会議の開催	1,376
合　計		30,848

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　くらしの安心推進課（内線：７２４７）
　　２目　食品衛生指導費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
くらしの安心推進課管理運営事業	6,669	6,535	134				6,669	
トータルコスト	24,020 千円（前年度 23,750 千円）［正職員：2.2 人］							

事業内容の説明

・くらしの安心推進課の連絡調整・事業実施に要する経費である。
・調理師等の免許登録事務等に係る経費である。
・食品の表示や米トレーサビリティ（流通経路確認）に係る法令に基づく指導・立入検査等を実施する。

食肉衛生検査所管理運営事業	13,048	(債務負担行為 4,950) 37,533	(債務負担行為 △4,950) △24,485	660		(手数料) 9,388	3,000	
トータルコスト	116,368 千円（前年度 140,041 千円）［正職員：13.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

食肉衛生検査所において、と畜場法に基づく適正な「と畜検査」等を行い、食肉の衛生確保を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
冷暖房システム工事	エアコン設置・ペレットボイラー撤去工事に係る設計委託	3,000
施設運営費	庁舎警備委託、感染性廃棄物等処理委託、浄化槽保守点検清掃委託、と畜検査データ管理システムの保守等	10,048
合　計		13,048

３　その他（改善点等）

令和６年度に構築した「と畜検査データ管理システム」により、令和７年度からと畜検査に係る膨大なデータを迅速に処理し、業務の効率化を図る。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　くらしの安心推進課（内線：７１８５）
　　３目　環境衛生連絡調整費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活衛生等向上推進事業	25,226	26,421	△1,195	8,678		（手数料）2,320	14,228	
トータルコスト	60,718 千円（前年度 61,635 千円）［正職員：4.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

生活衛生関係営業の各法令及び温泉法に基づく届出受理、許可、監視指導を行うとともに、温泉資源の保護及び適正利用の推進を図るため源泉調査を行う。

併せて、補助事業等により生活衛生等の振興を図り、公衆衛生の向上を推進する。

（温泉資源保全利用推進事業及び民泊適正化指導事業を統合）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
生活衛生営業等の許可・監視指導等	○生活衛生営業及び温泉（掘削、動力設置等）に係る許認可・監視指導、資格試験（クリーニング師）等の実施 ※生活衛生営業：理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場、特定建築物、民泊 ○各種生活衛生同業組合の育成指導、鳥取県生活衛生営業審議会の開催等 ○県下の利用源泉の温泉成分・温度等の定例調査	2,841
生活衛生営業の支援	○(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター補助金(17,358 千円) ［補助対象者］(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター ［補助対象経費］センターの運営費 ［補助率］10/10（国 1/2、県 1/2） ○生活衛生関係営業振興事業補助金(2,527 千円) ［補助対象者］(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合 ［補助対象経費］生活衛生関係営業者の衛生水準の維持・向上及び業界の活性化を図る事業に要する経費 ［補助率］1/2（県 33/100、鳥取市 17/100） ○公衆浴場確保対策費市町村補助金(2,500 千円) ［補助対象者］市町村（鳥取市除く） ［補助対象経費］営業日数が年間 200 日以上の一般公衆浴場（※）の運営・利用促進及び施設整備に対して市町村が補助した額 ［補助率］市町村補助額の 1/2（運営経費等） 市町村補助額の 1/4（施設整備） ※一般公衆浴場：物価統制令の適用を受けている公衆浴場	22,385
合　計		25,226

令和７年度一般会計当初予算説明資料

６款　農林水産業費
　１項　農業費　　くらしの安心推進課（内線：７２４７）
　　７目　肥料植物防疫費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農業資材適正使用推進対策事業	305	500	△195	100		(手数料) 49	156	
トータルコスト	8,981 千円（前年度 9,108 千円）［正職員：1.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

農薬取締法及び肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録・届出事務、立入検査及び研修会の実施等により、農薬及び肥料の適正使用の推進を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
農薬取締法に基づく事務等	○農薬の適正使用・販売の指導及び啓発、農薬販売店の届出、立入検査等 ○農薬適正使用研修・農薬販売者研修の開催	215
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務等	○肥料販売業者等の届出、肥料の登録等	90
合　計		305

７款　商工費
　２項　工鉱業費　　くらしの安心推進課（内線：７６０１）
　　４目　計量検定費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
計量検定事業	10,216	4,582	5,634			(手数料) 2,716	7,500	
トータルコスト	29,145 千円（前年度 23,362 千円）［正職員：2.4 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

適正な計量を確保するため、計量法に基づく計量器の検定・検査及び関係事業者等の監視指導を行うとともに、県民に対する適正計量の重要性等の普及啓発を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
計量関係事業	特定計量器の検定・検査、計量関係事業者の監視指導、特定商品の販売事業者への立入検査等	2,716
備品購入	大型分銅の検査に使用する電子天びんの更新	7,500
合　計		10,216

令和７年度一般会計当初予算説明資料

３款　民生費
　１項　社会福祉費　　消費生活センター（電話：0859-34-2760）
　　７目　消費者支援対策費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活センター事業費	54,468	56,499	△2,031	3,033			51,435	
トータルコスト	88,112 千円（前年度 88,998 千円）［正職員：3.4 人、会計年度任用職員：2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

消費者からの消費生活相談・苦情に対応するとともに、市町村での対応が困難な広域的見地を必要とする相談等への支援など、消費者保護の拠点機関となる消費生活センターの設置運営を行う。

また、市町村・警察・国等の関係機関と連携し、消費者被害情報等の発信を行うほか、消費者の取引の安全を図るため、不当な取引方法を用いた事業者へ改善指導等を行う。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
消費生活相談事業	○消費生活相談業務の委託（38,376千円） ○多重債務・法律相談会の開催（849 千円）	39,225
市町村消費者行政強化交付金	○市町村等が取り組む消費者行政強化事業に対する交付金 ［補助対象］啓発資料作成費、研修参加費等 ［補助率］定額、1/2	3,833
その他	○消費生活センターの管理運営費（10,584 千円） ○消費生活相談員資格確保事業補助金(187 千円) ［補助対象者］消費生活相談員資格試験の合格者 ［補助率］1/2　［補助対象経費］受験料、交通費 ○（新）相談体制あり方検討会の開催等（639 千円）	11,410
合　計		54,468

３　その他（改善点等）

・県及び全市町村に消費生活センター又は消費生活相談窓口が設置されており、県と市町村の役割分担の下、全県的な相談体制の構築や地域での高齢者等の見守り体制づくりが進んでいる。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

３款　民生費
　１項　社会福祉費　　消費生活センター（電話：0859-34-2705）
　　７目　消費者支援対策費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費者教育推進事業	14,308	12,595	1,713	9,430			4,878	
トータルコスト	26,927 千円（前年度 25,115 千円）［正職員：1.6 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県民が「自立した消費者」として消費者トラブルを未然に防止することができるとともに、被害にあった場合には適切に対処することができるよう、幼児期から高齢期までのライフステージの各段階に応じて体系的かつ継続的な消費者教育を推進する。

（思いやり消費（エシカル消費）普及事業を統合）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
消費者教育の推進 （とっとり消費者大学）	○公開講座等の開催 ○（新）教員向け消費者教育研修の開催	5,574
消費者トラブル未然防止対策	○消費生活相談窓口周知等の情報発信	7,160
その他	○思いやり消費普及推進事業補助金(600 千円) [補助対象者]思いやり消費に資する取組を実施する事業者 [補助率等]1/2（上限 500 千円）、定額（上限 50 千円） ○消費者団体活動補助金　（200 千円） [補助対象者]消費者教育に関する取組を行う団体 [補助率等]定額（上限：100 千円） ○消費者教育推進地域協議会の開催等（774 千円）	1,574
合　計		14,308

３　その他（改善点等）

・消費者トラブルの多様化・複雑化により、若者から高齢者まで誰もが消費者トラブルに遭う可能性があり、被害の未然防止や被害からの早期回復を図るため、消費生活相談窓口の役割や消費者ホットライン 188 の認知度向上に向けた周知を強化する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

２款　総務費
　２項　企画費　　まちづくり課（内線：７３６６）
　　４目　土地対策費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
土地対策費	13,889	13,720	169			（手数料）38	13,851	
トータルコスト	22,117 千円（前年度 21,840 千円）［正職員：1.0 人、会計年度任用職員：0.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

国土利用計画法等に基づき、土地取引規制制度の運用、地価調査により土地の正常な取引価格を公表すること等を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
地価調査	基準地の標準価格（毎年７月１日時点）の調査費	13,432
国土利用計画法施行の事務費	・国土利用計画地方審議会の運営費 ・土地利用審査会の運営費 ・土地対策全国連絡協議会の会費	457
合　計		13,889

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費　　まちづくり課（内線：７２３４）
　　１目　都市計画総務費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
景観等行政費	6,619	5,920	699			（手数料）352	6,267	
トータルコスト	29,491 千円（前年度 28,613 千円）［正職員：2.9 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

景観行政、屋外広告物行政の事務等を行うとともに、市町村と地域住民等が取り組むまちづくり活動の活性化を図るため、まちづくりの実践や横展開に繋げる人材を育成する研修会等を開催する。また、広域にわたる景観資源を共有する複数の市町村が連携して行う景観形成、保全、活用の取組を支援する。　（広域景観形成支援事業を統合）

２　主な事業内容

<table>
<tr><th>細事業名</th><th>内　容</th><th>予算額</th></tr>
<tr><td>景観条例及び屋外広告物条例等の施行事務費</td><td>・景観審議会及び屋外広告物審議会の運営
・景観形成巡視員の設置・研修
・景観アドバイザーの設置・派遣、景観会議の負担金</td><td>1,989</td></tr>
<tr><td>景観・まちづくり人材育成研修事業</td><td>景観・まちづくり人材の育成を強化するため、景観研修会を拡充し、歩いて楽しいまちづくりや地域資源の活用等の集中講義等を行う。</td><td>2,880</td></tr>
<tr><td>広域景観形成支援事業補助金</td><td>複数市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画による取組等を支援する。
（拡充）景観資源の抽出、課題整理等を話し合うワークショップなどの計画策定に向けた取組を補助対象に追加する。
<table>
<tr><th>対象事業</th><th>補助対象者</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>景観形成に係る住民啓発のための研修、広報等</td><td>市町村（直接）</td><td rowspan="3">1/2</td><td>100 千円/件</td></tr>
<tr><td>展望地・滞留拠点等の整備</td><td>市町村（直接）</td><td>500 千円/件</td></tr>
<tr><td>景観に配慮して行う屋外広告物の撤去、改修等</td><td>市町村（間接）</td><td>1,000 千円/市町村</td></tr>
</table></td><td>1,750</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>6,619</td></tr>
</table>

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費　　まちづくり課（内線：７２３４）
　　１目　都市計画総務費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりの美しい街なみづくり事業	4,507	6,204	△1,697				4,507	
トータルコスト	6,084 千円（前年度 7,769 千円）［正職員：0.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

美しい街なみの保全や統一感のある建物等による景観形成を促進するため、市町村と住民が一体となった取組を支援する。また、居心地のよい新しい街の滞在風景を創出し誘客や賑わいづくりに繋げるため、市町村と住民が一体となった取組や、市町村による実証実験を支援する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	補助対象者	補助率	限度額	予算額
とっとりの美しい街なみづくり補助金	国交付金を活用して住宅修景等を行う市町村への上乗せ支援	市町村（間接）	1/9	－	2,391
新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金	滞在風景づくり支援事業 ・街なみの統一感向上や路上空間活用による滞在環境づくり等の先駆的な取組	市町村（間接）	1/2	500千円/件	2,096
	実証実験等支援事業 ・新たな街の滞在風景づくりに資する実証実験等	市町村（直接）	1/2	1,000千円/件	

３　その他（改善点等）

・鳥取市（鹿野地区）、倉吉市（倉吉打吹地区）、境港市（水木しげるロード）において街なみの統一や景観形成等の取組が進められており、今後もとっとりの美しい街なみづくり補助金により支援する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費　　まちづくり課（内線：７３６６）
　　１目　都市計画総務費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市計画費	15,421	26,940	△11,519			(手数料) 359	15,062	
トータルコスト	45,651 千円（前年度 56,493 千円）［正職員：3.4 人、会計年度任用職員：1.0 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

都市計画法に基づき、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するほか、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

また、盛土等による災害発生を防止するため必要な規制を行うほか、地震等の災害発生に備えて被災宅地危険度判定士の養成・訓練等を実施する。

（被災宅地危険度判定士養成事業及び盛土等に係る斜面の安全確保推進事業を統合）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
都市計画法の施行事務費	・都市計画区域マスタープラン改訂 ・都市計画道路再検証 ・都市計画基本図作成負担金（県負担率 1/3、対象：智頭町）	12,871
	・都市計画審議会、開発審査会の運営 ・都市計画協会、土地区画整理協会負担金 ・都市計画決定の住民等参画機会に要する経費	1,777
盛土規制法の施行事務費等	・盛土規制法・条例の施行事務費 ・被災宅地危険度判定士養成事業	773

まちづくり課管理運営費	6,501	6,418	83				6,501	
トータルコスト	7,290 千円（前年度 7,201 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

まちづくり課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費　　まちづくり課（内線：７４０３）
　　３目　公園費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）東郷湖羽合臨海公園日本海エリア Park-PFI 導入事業	債務負担行為 457,007 8,537	0	債務負担行為 457,007 8,537			債務負担行為 25,156 （使用料） 551	債務負担行為 431,851 7,986	
トータルコスト	20,368 千円（前年度 0 千円）［正職員：1.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに基づき、日本海エリア（宇野・はわい長瀬）において Park-PFI による民間活力導入により公園の利便性・魅力向上及び公園管理費のコスト縮減を図る。

２　主な事業内容

日本海エリアにおいて指定管理と Park-PFI とを組み合わせた管理運営を行うにあたって管理者の公募を実施する。

細事業名	内　容	予算額
指定管理に要する経費	指定管理料（5,484 千円） 指定期間（想定）：令和７年 11 月１日～令和 27 年３月 31 日 【債務負担行為】457,007 千円（令和８年度～26 年度）	8,305
	備品等購入費（指定管理者に貸与）（2,624 千円）	
	管理用車両リース料（指定管理者に貸与）（197 千円）	
審査委員会開催経費	指定管理候補者審査委員会開催経費 ※Park-PFI に係る審査も実施	232
合　計		8,537

※物価指数等に±３％以上の増減があった場合には指定管理料の再算定を行う。

【Park - PFI の制度概要】
- 都市公園において飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う事業者を公募により選定する。
- 事業者は、公募対象公園施設から得られる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の公共部分（特定公園施設）の整備、改修等を一体的に行わなければならない。

【日本海エリアでの Park-PFI の公募条件（案）】
（１）運　営　方　法：Park-PFI（収益施設の設置等が可能なエリア）と指定管理（左記以外のエリア）をセットにした管理運営とする。
（２）事　業　期　間：5 年以上 20 年以下の期間内とする。
（３）公募対象公園施設：パークビジョンに基づきアウトドアを楽しめるエリアとなるような施設の提案を求める（宇野地区は必須、はわい長瀬地区は任意）。
（４）特定公園施設：園路等、公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られる施設の提案を求める（整備費用は、公募対象公園施設から見込まれる収益等を充てることとし、全額事業者負担とする。）。

日本海エリア全域図

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費　　まちづくり課（内線：７４０３）
　　３目　公園費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	債務負担行為 49,359 633,936	債務負担行為 136,676 614,305	債務負担行為 △87,317 19,631	62,090		（使用料）5,438 （雑入）16,984 22,422	債務負担行為 49,359 549,424	
トータルコスト	652,076 千円（前年度 634,898 千円）［正職員：2.3 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県立都市公園の充実した管理運営を図るため、指定管理者による管理、備品の購入等を行う。

２　主な事業内容

細事業名		内　容	予算額
布勢総合運動公園		指定管理料（331,793 千円） （うち人件費増額分 7,567 千円、光熱費 56,271 千円）	355,229
		備品等購入費、リース料等（23,436）	
東郷湖羽合臨海公園	東郷池北エリア （藤津、南谷、浅津）	指定管理料（126,660 千円） （うち人件費増額分 4,830 千円、光熱費 9,534 千円）	127,472
		備品等購入費（812 千円）	
	東郷池南エリア （長和田、引地）	指定管理料（129,894 千円） （うち人件費増額分 4,056 千円、光熱費 8,402 千円）	130,084
		備品等購入費（190 千円）	
	日本海エリア （宇野、はわい長瀬）	直営期間（令和７年 10 月まで）に係る管理費	18,194
その他		（一社）日本公園緑地協会等会費、標準事務費等	2,957
合　計			633,936

※令和６年度当初予算において人件費及び物件費等（修繕費を含む）を増額したが、この度再算定時から民間給与実態調査を基に積算した人件費に３％以上の増があったことから、令和７年度の人件費を増額する。（令和８～10 年度分も同様に増額するため、併せて債務負担行為を追加する。）
また、光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数を考慮して令和７年度分を算定した。
なお、物件費等（修繕費を含む）については、物価指数に±３％以上の増減がなかったため措置なし。

３　その他（改善点等）

日本海エリアでは、パークビジョン（令和５年７月策定）に基づき、公園管理の手法に Park - PFI を導入（令和７年 10 月までは県直営）し、公園の利便性向上や魅力度アップを図ることとしている。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費　　まちづくり課（内線：７９８１）
　　３目　公園費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財　源　内　訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域で進める緑のまちづくり事業	9,012	15,112	△6,100				9,012	
トータルコスト	17,688 千円（前年度 23,720 千円）［正職員：1.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

「第 30 回全国都市緑化とっとりフェア」（平成 25 年）及び「第 30 回全国『みどりの愛護』のつどい」（令和元年）の開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承していくため、地域が主体で取り組む緑のまちづくりを支援する。

２　主な事業内容

<table>
<tr><th>区分</th><th>細事業</th><th>内　容</th><th>予算額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県民参加の体制整備</td><td>「鳥取県みどりの伝道師」の派遣</td><td>地域の緑化活動団体のスキルアップにつなげるため、緑化の指導、助言を行うみどりの伝道師を派遣する。
（拡充）企業向けの派遣を開始</td><td>762</td></tr>
<tr><td>(新)緑化推進セミナーの開催</td><td>緑化について企業や商店街の理解と関心を高めるため、講演会、先進事例の紹介、パネルディスカッションを開催する。</td><td>900</td></tr>
<tr><td>花と緑のまちづくり支援事業補助金</td><td>地域住民が実施する緑化活動、市町村や地域団体等が取り組む芝生化の活動経費を支援する。
<table>
<tr><th>対象事業</th><th>補助対象者</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>緑化推進事業</td><td>市町村（間接）</td><td rowspan="2">市町村負担額の 1/2</td><td>50 千円/件</td></tr>
<tr><td>芝生化事業</td><td>市町村（直接、間接）</td><td>1,600 千円/件</td></tr>
</table></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑化の人材育成・普及啓発</td><td>地域緑化活動育成支援事業補助金</td><td>緑化を推進する人材育成、講演、イベントの開催等公益的な活動に取り組む民間団体等の活動経費の一部を支援する。
<table>
<tr><th>対象事業</th><th>補助対象者</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>緑化の人材育成、調査・研究</td><td rowspan="2">民間団体</td><td>10/10</td><td>1,000 千円/件</td></tr>
<tr><td>講座・講演・研修・イベント等の開催</td><td>3/4</td><td>600 千円/件</td></tr>
</table></td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>花と緑のフェア開催負担金</td><td>「花と緑のフェア」の開催（東中西部）経費の一部を負担する。
（負担率：1/3）</td><td>1,350</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　計</td><td>9,012</td></tr>
</table>

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　５項　都市計画費　　まちづくり課（内線：７３６９）
　　３目　公園費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） 都市公園整備事業	351,000	184,000	167,000	175,500	〈122,500〉 157,000		18,500	県負担額 141,000
トータルコスト	357,310 千円（前年度 190,261 千円）［正職員：0.8 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県立都市公園利用者の安全・安心の確保、満足度の向上を図るため、公園施設長寿命化計画等に基づき長寿命化、バリアフリー化、機能向上等の整備・改修を実施する。
（都市公園安全・安心対策事業及び公園施設長寿命化事業を統合）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
布勢総合運動公園	・エアコンの更新[野球場] ・音響設備の更新設計[県民体育館]	16,000
東郷湖羽合臨海公園	・トイレバリアフリー及び老朽化改修[宇野地区、はわい長瀬地区、南谷地区] ・公園再整備[南谷地区] ・あやめ池スポーツセンター非常用発電機更新設計[藤津地区]	335,000
合　計		351,000

（公共事業） 都市公園維持費	191,231	223,514	△32,283		〈3,500〉 7,000		184,231	県負担額 187,731
トータルコスト	203,062 千円（前年度 235,252 千円）［正職員：1.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県立都市公園の各施設において、計画的な修繕等を行うことにより、施設修繕費の低減を図り、安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う。　（都市公園機能向上推進事業を統合）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
布勢総合運動公園	・メインアリーナ屋根補修[県民体育館] ・橋修繕[親水広場] ・散水ポンプ修繕[陸上競技場]等	124,942
東郷湖羽合臨海公園	・外灯設置設計[浅津地区] ・公衆トイレ撤去[藤津地区、浅津地区] ・灯浮標の更新[宇野地区]	15,105
燕趙園	・集粋館屋根瓦改修 ・トイレ洋式化改修	44,184
その他	・災害等による緊急修繕対策費 ・公園台帳整備	7,000
合　計		191,231

（注）起債欄の〈　〉書きは交付税措置額を除いた額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　１項　土木管理費　　住宅政策課（内線：７６９７）
　　４目　建築指導費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大規模地震に備えた住宅耐震化促進強化事業	(債務負担行為 83,208) 148,101	(債務負担行為 12,555) 65,789	(債務負担行為 70,653) 82,312	6,177			(債務負担行為 83,208) 141,924	
トータルコスト	156,777 千円（前年度 74,397 千円）［正職員：1.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

大規模地震に備え、住宅・建築物の耐震化を促進し、県民の生命・財産を守り減災に繋げるため、県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境の総合的な整備を図る。

※住宅耐震化率の目標値：令和７年度92%（令和３年度85%）

２　主な事業内容

住宅・建築物の耐震化対策を総合的に実施する。

細事業名	内容	予算額
震災に強いまちづくり促進事業 （市町村間接補助）	住宅・建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修等に対して補助 耐震改修補助メニューの拡充：拡充内容（補助上限額） 無料診断：134千円→199千円 有料診断：89千円→132千円 耐震改修、除却：1,200千円→1,400千円 (新)買取再販住宅への耐震化：875千円、補助率1/2	135,740 ［債務負担］ 住宅 78,868 建築物 4,340 （令和８年度）
耐震ケースマネジメント事業	戸別訪問等による住宅所有者の課題把握、専門家の派遣等により、耐震改修に向けたフォローアップを実施	1,743
耐震化支援環境整備事業	・低コスト工法講習会等の開催及び相談会等を実施する団体の支援 ・耐震壁の工法認定に係る実証実験等	9,014
応急危険度判定士育成事業	応急危険度判定士の技術向上を目的とした養成講習会の開催	537
(新)耐震関連の検討会等の開催	・鳥取県耐震改修促進計画の見直しに係る検討委員会の開催 ・耐震無料診断、戸別訪問、専門家派遣等に係る実施体制を検討する協議会の開催	1,067
合計		148,101

３　その他（改善点等）

・残り15%の耐震化促進に向け、所有者個々の事情に応じて専門家を派遣する「耐震ケースマネジメントの実施の協力に関する連携協定」を令和６年６月に締結し、関係機関が連携してフォローアップを行う体制を整備した。
・令和７年度は、より一層の耐震化促進に向け、耐震改修の補助上限額引き上げのほか、県独自の耐震壁工法の認定や官民連携プラットフォームの体制構築に取り組む。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　１項　土木管理費　　住宅政策課（内線：７６９７）
　　４目　建築指導費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりUD施設普及推進事業	18,379	18,973	△594	323			18,056	
トータルコスト	27,055 千円（前年度 27,581 千円）［正職員：1.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき、建築物のバリアフリー化を推進するため、民間建築物のバリアフリー整備に係る経費について、市町村と協調して支援するとともに、高齢者、障がい者、妊婦、外国人などすべての人が支障なく利用できる建築物である UD 施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
とっとり UD 施設普及推進事業	・建築物の設計・施工段階において、利用者視点で助言するUDアドバイザーを養成・登録し、派遣 ・条例のバリアフリー基準を満たし、かつユニバーサルデザインに取り組む施設に対する認証	177
福祉のまちづくり推進事業補助金	民間の特定建築物及び特別特定建築物の新築・改修におけるバリアフリー整備の支援（市町村間接補助） 補助対象 / 補助率 / 補助上限額※ 特定建築物(バリアフリー整備が努力義務) / 1/2 / 165万円 特別特定建築物(バリアフリー整備が義務) / 2/3 / 366万円 とっとりUD認証施設(県UD認証基準に適合) / 2/3 / 733万円 ※車いす使用者用トイレを改修整備する場合（国、県、市町村の補助金額の合計）	16,256
とっとり UD マップ運営事業	障がい者、高齢者等がバリアフリー施設情報をスマートフォンで検索できるとっとりUDマップの保守運営費	1,472
（新）建築物バリアフリー対策会議の開催	関係者の意見を伺いながら必要な対策を令和８年度見直し予定の整備基準に反映させるための会議の開催	474
合　計		18,379

３　その他（改善点等）

・条例により、飲食店など身近な小規模施設においても車いす使用者用の駐車場・トイレの設置、オストメイトの整備が着実に進んでいる。
　（バリアフリー基準で整備した建築物：700 件(H28)→1,097 件(R3)）
・UD アドバイザー派遣制度(計画)、UD 施設認証制度(設計)、福祉のまちづくり推進事業補助金(整備)、とっとりUDマップ(普及)の４段階で支援する「とっとり UD 施設普及推進プログラム」により、UD 施設の普及を推進している。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　１項　土木管理費　　住宅政策課（内線：７６９７）
　　４目　建築指導費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アスベスト撤去支援事業	10,675	20,000	△9,325				10,675	
トータルコスト	13,830 千円（前年度 23,130 千円）［正職員：0.4 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援し、県民の健康被害防止及び生活環境の保全を図る。

２　主な事業内容

アスベスト撤去支援事業補助金(市町村間接補助)
国交付金を活用して民間建築物のアスベストの除去対策に要する経費を補助
［補助率］2/3　［補助上限］20,000千円

３　その他（改善点等）

・県、市町村及び関係機関で組織する鳥取県建築物安全安心推進協議会において、建築物の吹付アスベスト調査・除去、耐震化の推進に取り組んでいる。
・建築物の所有者が、吹付アスベストの有無を把握していないことが多いため、吹付アスベストが使用されている可能性のある延べ面積300㎡以上の建築物の台帳を作成し、これを基に所有者に吹付アスベストの有無を調査するよう働きかけている。

建築・宅地建物取引業者指導費	11,716	7,691	4,025	59		(手数料) 6,121	5,536	
トータルコスト	89,797 千円（前年度 86,724 千円）［正職員：9.9 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等、宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等を行う。

２　主な事業内容

区　分	内　容	予算額
建築基準法、建築物省エネ法、建築士法に関する事務	・建築主等へ向けた改正法の周知等 ・（新規）建築士向け講習会の開催経費を補助 ［補助率］10/10　［補助上限］600 千円 ・（新規）改正法対応のため建築士へのサポート体制の構築等 ・建築基準法に基づく許認可事務に係る経費	10,352
宅地建物取引業に関する業務	・宅地建物取引業免許事務等電算処理委託料等	1,364
合　計		11,716

３　その他（改善点等）

・令和７年４月から建築確認審査の特例廃止等に伴い住宅の確認審査期間が７日間から 35 日間に延長され、住宅着工件数への影響が懸念されることから、引き続き建築関係団体と連携した講習会の開催、改正法の周知及び建築確認審査の効率的な審査手法の検討を行っていく。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　６項　住宅費　　住宅政策課（内線：７４１１）
　　１目　住宅管理費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理事業	債務負担行為 19,421 672,768	債務負担行為 532,813 552,267	債務負担行為 △513,392 120,501	1,892		債務負担行為 5,610 （使用料）429,461 （雑入）3,002 432,463	債務負担行為 13,811 238,413	
トータルコスト	759,525 千円（前年度 658,972 千円）［正職員：11 人、会計年度任用職員：７人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県営住宅 91 団地 3,805 戸（令和７年４月１日見込）を適正かつ効率的に維持管理するため、施設修繕、家賃徴収等の一部事務を鳥取県住宅供給公社又は市町に委託するとともに、県営住宅の入居等に係るシステムの管理、設備点検等を行う。（住宅供給公社管理：62 団地 3,307 戸、市町管理（11 市町）：29 団地 498 戸）

（県営住宅管理効率化事業及び鳥取県住宅供給公社運営費を統合）

２　主な事業内容

区　分	内　容	予算額
管理代行委託	・鳥取県住宅供給公社および市町への県営住宅管理代行に係る委託経費（入居決定等に係る事務、小規模修繕等）	217,693
県の徴収管理等経費	・県営住宅管理システムの運用に係る経費 ［債務負担行為］5,610 千円（令和８～12 年度） ・債権回収に係る経費 ・水道局が直接徴収しない集合住宅の水道料金の徴収等に係る経費	54,906
施設の維持修繕費	・住宅施設の維持に必要な設備点検、修繕工事、量水器のリース等の経費　［債務負担行為］13,811 千円（令和８～14 年度） ・国有資産等所在市町村交付金、下水道等負担金、火災共済保険料 ・県営住宅整備事業に伴う移転料	384,474
住宅管理人業務に係る経費	・県営住宅の共用施設の管理や入居者への連絡調整を担う住宅管理人の業務に必要な経費 ・住宅管理人の負担軽減のための共益費徴収業務の外部委託経費	9,918
借上団地に係る経費	・民間事業者から借上げている団地の賃借料	5,777
合　計		672,768

３　その他（改善点等）

・鳥取県住宅供給公社の管理委託団地について、令和６年度に東部地区で試行的に維持修繕業務を民間事業者へ再委託を行ったところ。令和７年度は中西部において再委託を行い、業務効率化、コスト削減効果を検証する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　６項　住宅費　　住宅政策課（内線：７４１１）
　　１目　住宅管理費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅入居者の孤独・孤立総合対策事業	8,909	12,136	△3,227	1,014		(使用料) 2,400	5,495	
トータルコスト	12,064 千円（前年度 15,266 千円）［正職員：0.4 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県営住宅において、身体上、生活上の困難を抱えながら必要な福祉的支援が届いていない入居者を早期に発見し福祉機関に繋げること等により、市町村と連携して入居者の社会的な孤立等に起因する諸課題（家賃滞納、生活困難、孤独死等）の抑制を図り、入居者が安心して生活できる環境の整備を行う。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
IoT 技術を活用した高齢者世帯の見守り	・IoT 技術を活用した高齢者の見守りサービスを提供することにより、孤独死の未然防止又は早期発見に繋げるとともに、同サービスにおけるウェアラブルウォッチ（※）を活用して高齢者のフレイル予防や健康づくりの促進を図る。 ［対象世帯］65 歳以上の単身世帯 ※腕時計型ウェアラブル端末では、体温、脈拍、SPO2、歩数、睡眠度の計測・データ蓄積が可能	2,519
市町村と連携した高齢者世帯等の見守り	・見守りや福祉的支援が必要な入居者を市町村の支援機関等に繋げるため、県営住宅に入居する単身高齢者世帯等の訪問調査を実施する。（令和７年度は対象団地を県全域に拡大。） ［対象世帯］単身世帯（70 歳以上）、ひとり親世帯 （想定：1,140 世帯（R7～R8 の２か年で実施））	3,990
県営住宅を活用した地域コミュニティの活性化	・県営住宅の空き住戸を活用して福祉事業者と連携し、高齢者の見守り、サロンの開催などの高齢者生活支援に取り組む。（事業費から徴収した使用料とほぼ同額で見守り等を委託。） ［実施団地］末恒第一団地（鳥取市）、永江団地（米子市） ［委託先］社会福祉法人等	2,400
合　計		8,909

３　その他（改善点等）

単身高齢者世帯の見守りについて、令和５年度と令和６年度に一部の地域団地で実施したが、令和７年度は対象団地を県内全域に拡大する。

住宅政策課管理運営事業	12,491	12,669	△178				12,491	
トータルコスト	13,280 千円（前年度 19,559 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

住宅政策課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　６項　住宅費　　住宅政策課（内線：７４１２）
　　２目　住宅建設費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	1,213,036	（債務負担行為 467,559） 1,168,869	（債務負担行為 △467,559） 44,167	523,761			689,275	
トータルコスト	1,267,175 千円（前年度 1,225,860 千円）［正職員：4.7 人、会計年度任用職員：５人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

昭和 50 年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約 1,600 戸）のうち全面的な改善が適当と判断される住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデル（全面的改善）を実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）又は個別の改修を実施する。　（県営住宅上粟島団地建替事業を統合）

２　主な事業内容

（１）公営住宅整備事業（1,006,857 千円）

団地名	位置	構造・階数・戸数	事業内容
河北	倉吉市福庭町	鉄筋コンクリート造・４階・32戸	全面的改善（２・３期）工事
上福原第一	米子市上福原	鉄筋コンクリート造・４階・16戸	エコ改善（５期）工事
外江	境港市外江町	鉄筋コンクリート造・４階・16戸	エコ改善（１期）工事
外江	境港市外江町	鉄筋コンクリート造・４階・16戸	エコ改善（２期）設計
吉成東	鳥取市吉成	鉄筋コンクリート造・４階・16戸	エコ改善（１期）設計
越殿	倉吉市広瀬町	鉄筋コンクリート造・４階・16戸	エコ改善（１期）設計

（２）大規模改修事業（205,711千円）
　外壁、屋根断熱改修（浜坂第二団地 他　計４団地・６棟）
　設備改修（北園第一団地（３棟））

３　その他（改善点等）

・既存改修については、令和５年度から既存住棟の断熱性能を ZEH 基準（※）に適合させる設計・工事を実施しており、令和７年度についてもエコ改善において実施する。
※ZEH基準：外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅として定める、外皮及び省エネルギー性能の基準
・今後の公営住宅の適切な管理戸数や整備のあり方等については、地域ごとの人口動態、要配慮者の住宅困窮度合い、民間賃貸住宅の供給状況などを踏まえながら市町村等と連携し協議していく。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　６項　住宅費　　住宅政策課（内線：７４０８）
　　２目　住宅建設費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	(債務負担行為 111,271) 250,055	(債務負担行為 123,908) 259,533	(債務負担行為 △12,637) △9,478			(受託収入) 250	(債務負担行為 111,271) 249,805	
トータルコスト	261,886 千円（前年度 271,271 千円）［正職員：1.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県産材を活用した住宅の新築や改修に対して助成することにより、県民の住まいづくりを支援するとともに県産材の需要拡大、地場産業の振興を図る。

２　主な事業内容

細事業名		内　容	予算額
（拡充） とっとり住まいる支援事業	住宅の新築	県内事業者の施工により、県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合に支援する。（最大100万円/戸） （基本要件）県産材 10 ㎥以上を使用 ＋ （加算要件）JAS 製材、機械等級区分構造材、内外装材、伝統技能活用、子育て世帯 等	235,056
	住宅の改修	県内事業者の施工により、県産材を活用して住宅の改修等を行う場合に支援する。（最大 50 万円/戸） 【制度拡充の概要】 買取再販の住宅も補助対象に加える。	10,749
鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業 （工務店等への支援）		建設、設計、木材供給事業者等が２社以上連携して住宅見学会、動画作成等を行う際、県の住宅施策の広報を併せて行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。 ［補助率］1/2、［補助上限］20 万円	4,000
その他		住宅金融支援機構審査受託等事務費	250
合　計			250,055

３　その他（改善点等）

・新築住宅に対する助成のうち、JAS 製材の使用量に係る算定方法を見直す。
　⇒５㎥ごとの定額補助から１㎥ごとの定額補助に変更（上限 25 万円は据置き）

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　６項　住宅費　　住宅政策課（内線：７３９８）
　　２目　住宅建設費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	(債務負担行為 115,500) 130,584	(債務負担行為 263,800) 295,252	(債務負担行為 △148,300) △164,668	(債務負担行為 76,500) 77,525		(基金繰入金) 10,800	(債務負担行為 39,000) 42,259	
トータルコスト	138,471 千円（前年度 305,425 千円）［正職員：1.0 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準を満たす高性能省エネ住宅（とっとり健康省エネ住宅「NE-ST」（ネスト））の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO2 排出量の削減を目指す。

※新築木造戸建住宅に対する健康省エネ住宅の目標割合：63%（2025 年）、100%（2030 年）

２　主な事業内容

とっとり健康省エネ住宅の普及を図るため、新築又は既存住宅の改修において基準を満たす住宅を認定し、認定住宅に対し助成するほか、消費者向けの広報、技術者の養成を行う。また、民間団体等によるコンソーシアムで策定した「とっとり住宅評価システム」の普及を図る。

細事業名		内　容	予算額
補助事業	住宅の新築	・NE-ST基準を満たす県産材を活用した新築木造戸建住宅に助成する。 ［補助額］NE-STかつZEH:最大100万円/戸・NE-ST:最大50万円/戸（定額） ただし、国経済対策の子育てグリーン住宅支援事業(160万円/戸)を併用する場合は、最大25万円/戸	117,500 ［債務負担］ 115,500 （令和8年度）
	住宅の改修	・県の省エネ改修基準等を満たす断熱改修を行う既存戸建住宅に助成する。 ［補助上限］Re NE-ST:150万円/戸、ゾーン改修:100万円/戸 国省エネ基準改修:50万円/戸　（補助率1/3） ・Re NE-ST改修に新たに取り組んだ工務店に助成する。 ［補助額］１事業者あたり20万円　（定額）	
	賃貸住宅の新築・改修	・基準を満たす賃貸住宅を新築･改修する事業者に性能に応じて助成する。 ［補助上限］NE-STかつZEH:最大90万円/戸　NE-ST:最大50万円/戸（定額）	
普及啓発		・コンソーシアムが行うNE-ST、Re NE-ST及びとっとり住宅評価システムの普及啓発等の活動を支援する。　［補助率］10/10 ・NE-STの快適性を体感できるNE-ST体感ハウスをイベント等に出展する。	10,800
工務店の研修等		・健康省エネ住宅の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。	2,284
合　計			130,584

３　その他（改善点等）

・国の令和６年度補正予算「子育てグリーン住宅支援事業」では NE-ST レベルの断熱性能の住宅に対して 160 万円の補助制度が創設されたため、県制度を見直し県費負担を軽減した。
（国制度の併用により令和６年度の最大 150 万円から令和７年度は最大 185 万円への拡充となる。）

＜比較表＞

年度	要件	県制度	国制度	最大補助額	備考
R7	NE-ST かつ ZEH※	最大 25 万円	160 万円	**185 万円**	すべての世帯
	NE-ST かつ ZEH	最大 100 万円	－	100 万円	
	NE-ST	最大 50 万円	－	50 万円	
R6	NE-ST かつ ZEH	最大 50 万円	100 万円	**150 万円**	子育て世帯のみ
	NE-ST かつ ZEH	最大 100 万円	－	100 万円	
	NE-ST	最大 50 万円	－	50 万円	

※国制度は、R6 は ZEH レベルの断熱性能を要件としていたものが、R7 は NE-ST レベルまで断熱性能が引き上げられるとともに、太陽光発電等の設置を要件とされた。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　６項　住宅費　　住宅政策課（内線：７３９８）
　　２目　住宅建設費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
非住宅 NE-ST 等普及促進モデル事業	債務負担行為 54,300 40,729	債務負担行為 23,200 26,429	債務負担行為 31,100 14,300				債務負担行為 54,300 40,729	
トータルコスト	41,518 千円（前年度 27,212 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

県内のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及を図り、特に冷暖房消費の多い又は温度管理の必要性が高い保育や福祉等の用途の施設においてはZEBを超えるとっとり健康省エネ住宅性能基準（NE-ST）に相当する高い断熱性能を確保することにより、非住宅の省エネ化及び CO2 排出量の削減を目指す。

２　主な事業内容

NE-ST や ZEB 等の基準を満たす非住宅の新築に要する経費の一部を助成するとともに、ZEB 等の設計ができる技術者の養成を行う。

細事業名	内　容	予算額
中規模建築物 ZEB 普及促進モデル事業	国庫補助の対象とならない規模の中規模建築物（300～2,000㎡）において、ZEB基準を満たす建築物を新築する施主に対し、設計費及び工事費の助成を行う。 【対象用途】住宅以外 区分／補助率／補助額／補助対象経費 設計費補助／1/3／上限 80万円／省エネ計算、設備選定費等 工事費補助／1/3／上限 500万円／窓・断熱・設備等の工事費 ※非住宅NE-ST普及促進モデル事業との併用は不可。 ※令和６年度から２年間のモデル事業（令和７年度は６件を見込む。） ＜参考＞ZEBの種類 ZEB　：従来の建物で必要なエネルギーを100%削減（省ｴﾈ50%・創ｴﾈ50%） Nearly ZEB：従来の建物で必要なエネルギーを75%以上削減(省ｴﾈ50%・創ｴﾈ25%) ZEB Ready ：従来の建物で必要なエネルギーを50%以上削減(省ｴﾈ50%) ※省エネとは、断熱や高効率設備機器の導入することをいう。 ※創エネとは、太陽光発電などでエネルギーを創ることをいう。	21,000 ［債務負担］ 34,800 （令和８年度）
（新）非住宅 NE-ST 普及促進モデル事業	県独自の断熱性能基準「NE-ST」を満たす建築物（非住宅）を新築する施主に対し、設計費及び工事費の助成を行う。 【対象用途】保育施設・学校・病院・福祉施設　※面積要件無し 区分／補助率／補助額／補助対象経費 設計費補助／1/3／上限 50万円／省エネ計算等の費用 工事費補助／1/3／上限 600万円／窓や断熱等の工事費 ※令和７年度から２年間のモデル事業（令和７年度は３件を見込む。）	19,500 ［債務負担］ 19,500 （令和８年度）
技術者養成事業	非住宅建築物においてNE-STやZEBの設計ができる技術者を養成する設計実務者向け講習会を開催する。	229
合　計		40,729

３　その他（改善点等）

・NE-ST の高い断熱性能は、冬季における幼児期の活動量の増加や高齢者のヒートショックの抑制に寄与するため、住宅だけでなく保育施設や福祉施設等に拡げていく必要がある。
・非住宅の新築着工のうち、８割以上は中規模建築物（300～2,000 ㎡）だが、国の ZEB 支援事業は主に 2,000 ㎡以上を対象とするなど、中規模建築物への支援がない状況である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　６項　住宅費　　住宅政策課（内線：７４０８）
　　２目　住宅建設費　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅セーフティネット支援事業	(債務負担行為 4,904) 19,574	(債務負担行為 0) 16,378	(債務負担行為 4,904) 3,196	(債務負担行為 2,452) 5,549		(雑入) 3,379	(債務負担行為 2,452) 10,646	
トータルコスト	23,518 千円（前年度 20,291 千円）［正職員：0.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る。

※SN 専用住宅に対する家賃低廉化助成の目標件数：100 戸（令和３～７年度の５年間）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
（拡充）セーフティネット住宅等改修・家賃低廉化等の助成	・SN専用住宅の事業者が行うバリアフリー改修等の費用を支援。 ［負担割合］国1/3、県1/6、市町村1/6 、［上限］500千円/戸 ・SN 専用住宅の家主が家賃低廉化等に要した費用を支援。 ［負担割合］国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 、［上限］家賃 10 千円/月	5,384
鳥取県居住支援協議会活動支援事業等	・鳥取県居住支援協議会の活動経費を支援。 ［負担割合］国 45%、県 27.5%、４市 27.5% ・鳥取県居住支援協議会が実施する県家賃債務保証事業を支援。 ［負担割合］県 1/2、４市 1/2	11,882
（新）住生活基本計画改定事業	・鳥取県住生活基本計画の中間見直しに係る委員会開催経費及びデータ収集等に係る業務を委託。	2,308 ［債務負担］ 4,904 （令和８年度）
合　計		19,574

３　その他（改善点等）

・国が令和６年度に創設した居住サポート住宅に対する家賃助成を追加する。

※居住サポート住宅：居住支援法人等が大家と連携し、安否確認などの見守りのほか、心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへの繋ぎを行う住宅として市町村が認定した住宅。

住宅新築資金等貸付助成事業	34,363	33,968	395	22,750		(貸付金元利収入) 69	11,544	
トータルコスト	35,940 千円（前年度 36,316 千円）［正職員：0.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。

また、過去に金融機関と協調融資した住宅建設資金について、令和７年度当初時点の融資残高に応じた額を金融機関に預託する。　（住宅貸付助成事業を統合）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
住宅新築資金等貸付助成事業	・市町村の行う法的措置に係る弁護士費用等および回収不能債権の補填に要する経費の助成 ［助成対象］14 市町 、［負担割合］国 1/2、県 1/4、市町村 1/4	34,294
個人住宅建設資金貸付事業	・県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託（借入残高の 11.35%）を行う。 ［継続分のみ］令和７年度予定残高：約 600 千円 貸付件数：２件 （令和９年度で終了）	69
合　計		34,363

令和７年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　６項　住宅費　　住宅政策課（内線：７３９８）
　　２目　住宅建設費　　（単位:千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域建築技能継承普及事業	債務負担行為 2,000 9,000	債務負担行為 2,000 8,000	債務負担行為 0 1,000	債務負担行為 900 3,600			債務負担行為 1,100 5,400	
トータルコスト	10,577 千円（前年度 11,131 千円）［正職員：0.2 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

住宅・建築物の新築・改修に欠かすことのできない大工・左官・板金・瓦・畳・建具等の建築技能について関係団体が独自に行う建築技能の継承や魅力発信に資する活動を支援し、地域建築技能の継承・普及を推進する。

（鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業及び「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業を統合）

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
地域建築技能継承普及支援事業	・建築技能団体（大工・左官・板金・瓦・建具）による地域建築技能の継承・普及に係る取組に要する経費を補助。 ［補 助 率］1/2（一部 2/3 等）	3,500
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	・(一社)鳥取県木造住宅推進協議会による木造住宅及び地域建築技術の良さの普及啓発を目的とした活動経費を補助。 ［補 助 率］1/2	2,500
「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業	・地域建築技能を活用した非住宅の改修経費を補助。 ［補助要件］技能士(大工、左官、建具、畳、瓦)が行う改修工事 ［補 助 率］1/2　［補助上限］500 千円／1 件	2,000 ［債務負担］ 2,000 (令和 8 年度)
（新）瓦工事業連盟全国大会助成事業	・R7 全日本瓦工事業連盟「第 14 回全国大会」の開催経費のうち、鳥取県瓦工事業組合が負担する費用を補助。 ［定額］1,000 千円	1,000
合　計		9,000

鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	76,502	67,343	9,159			(寄付金) 45,398 (財産収入) 11,104 56,502	20,000	
トータルコスト	77,291 千円（前年度 68,126 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

目標積立額 23 億円　＜参考＞令和６年度末基金残高見込　約 21.0 億円

２　主な事業内容

自然災害によって住宅に著しい被害を受けた被災者に対して交付する補助金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。

［拠出内訳］県拠出額　20,000 千円、市町村拠出額　45,398 千円、基金運用利息　11,104 千円

３　その他（改善点等）

・一部損壊への支援拡充に伴い、令和５年度に基金目標額を 20 億から 23 億に見直し、県１億円、市町村１億円の追加拠出を行うこととした。

※追加拠出は、県は令和５～９年度に 20,000 千円ずつ拠出、市町村は住宅戸数等に応じた額を令和８年度から拠出

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　西部県民福祉局（電話：0859-31-9636）
　　４目　環境保全費〈地方機関計上予算〉　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場運営事業	34,173	2,410	31,763		〈13,500〉 27,000		7,173	県費負担 20,673
トータルコスト	38,117 千円（前年度 6,323 千円）［正職員：0.5 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

大山の観光振興に寄与すること等を目的として設置した県立大山駐車場の円滑な管理運営を図るため、融雪装置の維持管理等を行う。

２　主な事業内容

内　容	予算額
大山駐車場管理費	3,110
大山駐車場指定管理中間評価委員会	63
大山立体駐車場の内部鉄骨塗装等の改修工事費	31,000
合　計	34,173

大山屋内駐車場泡消火設備改修工事	継続費 343,160 138,030	4,500	継続費 343,160 133,530		継続費 308,000 〈62,000〉 124,000		継続費 35,160 14,030	県費負担 76,030
トータルコスト	138,819 千円（前年度 5,283 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

大山屋内駐車場利用者の安全性の確保や施設の予防保全に努めるため、法定点検、中長期保全計画や実際の状況に基づき泡消火設備の修繕等を行う。

２　主な事業内容

大山屋内駐車場泡消火設備改修工事費　343,160 千円［令和７～８年度継続費］
- 令和７年度：138,030 千円
- 令和８年度：205,130 千円

［工事期間］令和７年６月～令和８年 12 月（予定）

（注）起債欄の〈　〉書きは交付税措置額を除いた額である。
　　備考欄の県費負担額は、起債欄の〈　〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費

２項　環境衛生費　　西部環境建築局（内線 0859-31-9628）

４目　環境保全費〈地方機関計上予算〉　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館管理運営費	(債務負担行為 725) 34,615	(債務負担行為 5,424) 33,687	(債務負担行為 △4,699) 928	3,855			(債務負担行為 725) 30,760	
トータルコスト	37,770 千円（前年度 36,817 千円）［正職員：0.4 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館の管理運営を指定管理者へ委託する。

２　主な事業内容

区　分	内　容	予算額
指定管理料	［指定管理者］（一社）大山観光局 ［指定管理期間］令和４年４月１日～令和９年３月 31 日（５年間） 指定管理料（34,555 千円） （うち人件費増額分 725 千円、光熱費 418 千円）	34,555
外部評価委員会開催経費	指定管理中間評価を実施する。	60
合　計		34,615

※令和６年度当初予算において人件費及び物件費等（修繕費を含む）を増額したが、この度再算定時から民間給与実態調査を基に積算した人件費に３％以上の増があったことから、令和７年度の人件費を増額する。（令和８年度分も同様に増額するため、併せて債務負担行為を追加する。）
また、光熱費については、物価指数を考慮して必要額を措置する。
なお、物件費等（修繕費を含む）については、物価指数に±３％以上の増減がなかったため措置なし。

【参考】指定管理料の見直しの考え方
・人件費：各年度の民間給与実態調査を基に積算した人件費が、予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して施設ごとに±３％以上の増減があった場合、再算定を行う。
・物件費等：予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して、鳥取市物価指数に±３％以上の増減があった場合、再算定を行う。
・光熱費：物価指数等の伸びを考慮して、毎年度必要に応じて措置する。

３　その他（改善点等）

・指定管理者の創意工夫により、大山の魅力を発信する展示、自然観察会、移動歴史館、ワークショップ等を行っている。
・利用者アンケートの反映、教育団体等からの要望による自然観察会の開催、園児・児童への館内解説でクイズを取り入れるなど、リピーターにも魅力のある内容を提供するとともに、大山の観光に携わる方を対象とした学習会を開催し、地元をあげてのおもてなしができるよう「大山あれこれ勉強会」を開催するなど、メニューの充実に取り組んでいる。
・令和７年度に開館20周年をむかえるにあたり、20周年記念誌を作成し、自然観察会等で活用するなど、集客に繋がる取組を実施する。

令和７年度一般会計当初予算説明資料

４款　衛生費
　２項　環境衛生費　　西部環境建築局（電話：0859-31-9325）
　　４目　環境保全費＜地方機関計上予算＞　　（単位：千円）

事　業　名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森保全・利活用推進事業	15,721	20,371	△4,650	6,956		（財産収入）1,581	7,184	
トータルコスト	16,510 千円（前年度 24,284 千円）［正職員：0.1 人］							

事業内容の説明

１　事業の目的・概要

「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、当該マツ林においてオオタカの営巣環境に適した環境整備及び松くい虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。

２　主な事業内容

細事業名	内　容	予算額
森林環境整備	オオタカの営巣環境に適した森林環境整備を実施する。 ・マツ林の更新伐、除伐、下刈り、伐木の売却	10,221
松くい虫被害木の伐倒駆除	松くい虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。	4,748
観察路維持管理業務	令和５年度に整備した観察路側道の除草を実施する。	752
合　計		15,721

３　その他（改善点）

平成 26 年度からオオタカの生息・営巣可能環境整備と森林経営を両立すべく更新伐（７割強度間伐）や松くい虫被害木の伐倒駆除を実施しており、伐採されたアカマツ等は市場で競り売りし、県の収入になっている。

令和７年度公共事業当初予算総括表

生活環境部（単位：千円）

事業名				令和6年度当初計上予算額（A）	令和7年度当初計上予算額（B）	財源内訳 国庫支出金	財源内訳 起債	財源内訳 その他	財源内訳 一般財源	B/A	備考	事業内容の説明（主な事業・箇所）
公共事業	一般公共事業			362,990	443,797	260,938	<122,500> 157,000		25,859	122.3%	県費負担 148,359	
		水道事業		64,700	－					－		
		農業集落排水事業		114,290	92,797	85,438			7,359	81.2%	県費負担 7,359	
			県営農業集落排水事業	－	－					－		
			団体営農業集落排水事業	114,290	92,797	85,438			7,359	81.2%	県費負担 7,359	鳥取市、米子市、倉吉市、湯梨浜町、伯耆町、智頭町、江府町
		公園事業		184,000	351,000	175,500	<122,500> 157,000		18,500	190.8%	県費負担 141,000	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園
	単県公共事業			223,514	191,231		<3,500> 7,000		184,231	85.6%	県費負担 187,731	
		公園事業		223,514	191,231		<3,500> 7,000		184,231	85.6%	県費負担 187,731	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
	計（C）（一般公共＋単県公共）			586,504	635,028	260,938	<126,000> 164,000		210,090	108.3%	県費負担 336,090	
	災害公共事業（D）			23,028	－					－		
	生活環境部合計（C＋D）			609,532	635,028	260,938	<126,000> 164,000		210,090	104.2%	県費負担 336,090	

（注）起債欄の上段＜ ＞書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の＜ ＞書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和7年度公共事業箇所別概要

生活環境部（単位：千円）

事業名	地区名	実施期間	総事業費	事業概要	令和7年度 事業費	令和7年度 事業内容
団体営 農業集落排水事業	鳥取市 日置谷	R5～R7	14,431 (28,862)	処理施設改築：1箇所 管路：L=130m	5,000 (10,000)	処理施設改築：1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	鳥取市 社中	R7～R9	70,000 (140,000)	処理施設改築：1箇所 管路：L=1.0㎞ ポンプ施設：1箇所	8,050 (16,100)	実施設計：1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	湯梨浜町 高辻方面	R7～R9	35,500 (71,000)	管路：L=560m 機器更新：1式 機器撤去：1式	7,500 (15,000)	実施設計：1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	伯耆町 岸本	R7～R10	55,000 (110,000)	非常通報装置更新：36基 機器更新：N＝3	13,500 (27,000)	非常通報装置更新：36基 処理施設機器更新：1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	米子市 成実第一	R7	6,000 (6,000)	維持管理適正化計画：1式	6,000 (6,000)	維持管理適正化計画：1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	智頭町 智頭	R7	12,888 (12,888)	維持管理適正化計画：1式	12,888 (12,888)	維持管理適正化計画：1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	伯耆町 溝口	R7	22,500 (22,500)	維持管理適正化計画：1式	22,500 (22,500)	維持管理適正化計画：1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	江府町 御机	R7	5,000 (5,000)	最適整備構想：1処理区	5,000 (5,000)	最適整備構想：1処理区
団体営 農業集落排水事業【新規】	江府町 宮市	R7	5,000 (5,000)	最適整備構想：1処理区	5,000 (5,000)	最適整備構想：1処理区
都市公園整備事業	布勢総合 運動公園 （鳥取市）	R7～R8	132,000	長寿命化、バリアフリー化、機能向上に係る公園施設の整備及び改修	16,000	工事1箇所 測量設計1箇所
都市公園整備事業	東郷湖羽合 臨海公園 （湯梨浜町）	R6～R9	585,500	長寿命化、バリアフリー化、機能向上に係る公園施設の整備及び改修	335,000	工事3箇所 測量設計2箇所
単県 都市公園維持費	布勢総合 運動公園 （鳥取市）	R4～R7	218,374	利便性向上に係る公園施設整備及び施設修繕	124,942	工事5箇所

事業名	地区名	実施期間	総事業費	事業概要	令和7年度 事業費	令和7年度 事業内容
単県 都市公園維持費	東郷湖羽合臨海公園 （湯梨浜町）	R6～R8	21,184	利便性向上に係る公園施設整備及び施設修繕	15,105	工事3箇所 測量設計1箇所
単県 都市公園維持費	燕趙園 （湯梨浜町）	H30～R8	98,477	利便性向上に係る公園施設整備及び施設修繕	44,184	工事2箇所 測量設計1箇所
単県 都市公園維持費	―	R7	7,000	施設修繕他	7,000	緊急修繕費、台帳整備
合計	14地区		1,288,854 (401,250)		627,669 (119,488)	上段　：県予算 下段（ ）：市町村事業費

（注）国の認証等により変更になる場合がある。

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

（単位：千円）

款項目 / 節		２款　総務費						
			２項　企画費				６項　防災費	
				１目 企画総務費	３目 交通対策費	４目 土地対策費		１目 防災総務費
1 報　　酬		7,529	7,529	7,125	75	329		
2 給　　料		37,056	37,056	37,056				
3 職員手当等		21,258	21,258	21,258				
4 共 済 費		13,835	13,835	13,835				
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報 償 費		291	60		60		231	231
8 旅　　費		1,779	423	216	177	30	1,356	1,356
費用弁償		338	338	216	92	30		
普通旅費		915	59		59		856	856
特別旅費		526	26		26		500	500
9 交 際 費								
10 需 用 費		6,789	318		318		6,471	6,471
11 役 務 費		1,065	25		25		1,040	1,040
12 委 託 料		45,709	13,701		269	13,432	32,008	32,008
13 使用料及び賃借料		453	245		155	90	208	208
14 工事請負費								
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費								
18 負担金、補助及び交付金		8,279	8,239		8,231	8	40	40
19 扶 助 費								
20 貸 付 金								
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積 立 金								
25 寄 附 金								
26 公 課 費								
27 繰 出 金								
予 備 費								
計		144,043	102,689	79,490	9,310	13,889	41,354	41,354
財源内訳	国庫支出金	46,749	5,395	5,395			41,354	41,354
	地方債							
	その他	419	419	381		38		
	一般財源	96,875	96,875	73,714	9,310	13,851		

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

（単位：千円）

款項目 / 節		３款　民生費			
			１項　社会福祉費		
				１目 社会福祉総務費	７目 消費者支援対策費
1 報酬		5,583	5,583	212	5,371
2 給料		19,580	19,580		19,580
3 職員手当等		12,024	12,024		12,024
4 共済費		7,879	7,879		7,879
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報償費		5,123	5,123	2,618	2,505
8 旅費		4,115	4,115	1,788	2,327
費用弁償		1,045	1,045	387	658
普通旅費		1,392	1,392	492	900
特別旅費		1,678	1,678	909	769
9 交際費					
10 需用費		5,600	5,600	2,940	2,660
11 役務費		5,287	5,287	2,230	3,057
12 委託料		100,233	100,233	51,612	48,621
13 使用料及び賃借料		2,474	2,474	924	1,550
14 工事請負費					
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費					
18 負担金、補助及び交付金		71,842	71,842	64,191	7,651
19 扶助費		1,100	1,100	1,100	
20 貸付金		20	20		20
21 補償、補填及び賠償金					
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積立金					
25 寄附金					
26 公課費					
27 繰出金					
予備費					
計		240,860	240,860	127,615	113,245
財源内訳	国庫支出金	90,216	90,216	77,753	12,463
	地方債				
	その他	38	38		38
	一般財源	150,606	150,606	49,862	100,744

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

（単位：千円）

款項目 / 節		４款　衛生費						
			１項　公衆衛生費				２項　環境衛生費	
				１目 公衆衛生総務費	３目 予防費	６目 衛生環境研究所費		１目 環境衛生総務費
1 報酬		92,321	20,101	20,014	10	77	63,245	60,618
2 給料		704,880	97,900	97,900			407,264	407,264
3 職員手当等		412,689	59,171	59,171			243,019	243,019
4 共済費		263,862	38,433	38,433			154,522	154,522
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費		8,186	811		775	36	7,375	
8 旅費		19,839	4,161	648	507	3,006	15,390	1,872
	費用弁償	5,028	799	648	40	111	3,941	1,872
	普通旅費	9,813	2,881		130	2,751	6,932	
	特別旅費	4,998	481		337	144	4,517	
9 交際費		100					100	
10 需用費		96,980	41,985		4,666	37,319	54,995	
11 役務費		26,260	4,181		1,400	2,781	22,079	
12 委託料		715,886	93,943		46,036	47,907	621,943	
13 使用料及び賃借料		71,626	31,734		50	31,684	39,892	
14 工事請負費		949,136					949,136	
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費		33,498	9,877			9,877	23,621	
18 負担金、補助及び交付金		1,392,329	16,073		15,964	109	1,376,256	
19 扶助費								
20 貸付金		217,245					217,245	
21 補償、補填及び賠償金		20					20	
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金		70,000					70,000	
24 積立金		8,071					8,071	
25 寄附金		5,930					5,930	
26 公課費								
27 繰出金								
予備費								
計		5,088,858	418,370	216,166	69,408	132,796	4,280,103	867,295
財源内訳	国庫支出金	624,590	15,425	13,097		2,328	609,165	3,461
	地方債	1,247,000					1,247,000	
	その他	339,002	5,855	3,375	1,180	1,300	333,077	84,331
	一般財源	2,878,266	397,090	199,694	68,228	129,168	2,090,861	779,503

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

（単位：千円）

款項目 / 節	４款　衛生費				
	２項　環境衛生費			３項　保健所費	
	２目 食品衛生 指導費	３目 環境衛生 連絡調整費	４目 環境保全費		１目 保健所費
1 報　　酬	75	329	2,223	8,975	8,975
2 給　　料				199,716	199,716
3 職員手当等				110,499	110,499
4 共 済 費				70,907	70,907
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報 償 費	1,771	98	5,506		
8 旅　　費	1,329	380	11,809	288	288
費 用 弁 償	21	27	2,021	288	288
普 通 旅 費	960	353	5,619		
特 別 旅 費	348		4,169		
9 交 際 費			100		
10 需 用 費	17,091	1,827	36,077		
11 役 務 費	2,508	496	19,075		
12 委 託 料	16,967	1,627	603,349		
13 使用料及び賃借料	9,243	250	30,399		
14 工事請負費			949,136		
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費	126		23,495		
18 負担金、補助及び交付金	1,455	22,409	1,352,392		
19 扶 助 費					
20 貸 付 金			217,245		
21 補償、補填及び賠償金			20		
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金			70,000		
24 積 立 金			8,071		
25 寄 附 金			5,930		
26 公 課 費					
27 繰 出 金					
予 備 費					
計	50,565	27,416	3,334,827	390,385	390,385
財源内訳 国庫支出金	850	9,178	595,676		
財源内訳 地方債			1,247,000		
財源内訳 その他	24,253	2,320	222,173	70	70
財源内訳 一般財源	25,462	15,918	1,269,978	390,315	390,315

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

（単位：千円）

款項目 ＼ 節		６款　農林水産業費						
			１項　農業費		３項　農地費		４項　林業費	
				７目 肥料植物防疫費		２目 土地改良費		９目 狩猟費
1 報酬		160					160	160
2 給料		3,916			3,916	3,916		
3 職員手当等		2,094			2,094	2,094		
4 共済費		1,349			1,349	1,349		
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費		942					942	942
8 旅費		916	60	60			856	856
費用弁償		220					220	220
普通旅費		240	60	60			180	180
特別旅費		456					456	456
9 交際費								
10 需用費		5,404	167	167			5,237	5,237
11 役務費		400					400	400
12 委託料		171,377					171,377	171,377
13 使用料及び賃借料		2,128	78	78			2,050	2,050
14 工事請負費								
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費								
18 負担金、補助及び交付金		94,367			85,438	85,438	8,929	8,929
19 扶助費								
20 貸付金								
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積立金								
25 寄附金								
26 公課費								
27 繰出金								
予備費								
計		283,053	305	305	92,797	92,797	189,951	189,951
財源内訳	国庫支出金	185,826	100	100	85,438	85,438	100,288	100,288
	地方債							
	その他	5,477	49	49			5,428	5,428
	一般財源	91,750	156	156	7,359	7,359	84,235	84,235

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

（単位：千円）

款項目 / 節	７款　商工費					
		２項　工鉱業費			３項　観光費	
			１目 工鉱業総務費	４目 計量検定費		１目 観光費
1 報　　酬	50				50	50
2 給　　料	7,832	7,832	7,832			
3 職員手当等	4,188	4,188	4,188			
4 共 済 費	2,698	2,698	2,698			
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報 償 費	328				328	328
8 旅　　費	2,252	450		450	1,802	1,802
費用弁償	286				286	286
普通旅費	1,833	450		450	1,383	1,383
特別旅費	133				133	133
9 交 際 費						
10 需 用 費	5,343	800		800	4,543	4,543
11 役 務 費	3,590	800		800	2,790	2,790
12 委 託 料	31,431				31,431	31,431
13 使用料及び賃借料	5,882	650		650	5,232	5,232
14 工事請負費						
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	7,500	7,500		7,500		
18 負担金、補助及び交付金	26,497	16		16	26,481	26,481
19 扶 助 費						
20 貸 付 金						
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積 立 金						
25 寄 附 金						
26 公 課 費						
27 繰 出 金						
予 備 費						
計	97,591	24,934	14,718	10,216	72,657	72,657
財源内訳 国庫支出金	6,456				6,456	6,456
財源内訳 地方債						
財源内訳 その他	2,788	2,716		2,716	72	72
財源内訳 一般財源	88,347	22,218	14,718	7,500	66,129	66,129

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

（単位：千円）

款項目 / 節	８款　土木費					
		１項　土木管理費			５項　都市計画費	
			１目 土木総務費	４目 建築指導費		１目 都市計画 総務費
1 報　　酬	33,422	276		276	1,741	1,613
2 給　　料	266,288	19,580	19,580		39,160	35,244
3 職員手当等	152,363	10,470	10,470		20,940	18,846
4 共 済 費	99,013	6,745	6,745		13,490	12,141
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報 償 費	13,867	2,525		2,525	1,917	1,100
8 旅　　費	6,312	1,412		1,412	1,535	1,030
費用弁償	1,722	239		239	226	166
普通旅費	3,042	4		4	938	588
特別旅費	1,548	1,169		1,169	371	276
9 交 際 費						
10 需 用 費	21,874	1,495		1,495	5,895	2,902
11 役 務 費	12,609	571		571	2,310	1,958
12 委 託 料	1,192,864	15,085		15,085	715,848	15,234
13 使用料及び賃借料	31,367	1,443		1,443	9,067	1,780
14 工事請負費	1,795,695				503,280	
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	14,421	32		32	14,289	
18 負担金、補助及び交付金	849,426	166,032		166,032	118,569	7,431
19 扶 助 費						
20 貸 付 金	69					
21 補償、補填及び賠償金	14,900					
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積 立 金	76,502					
25 寄 附 金						
26 公 課 費						
27 繰 出 金						
予 備 費						
計	4,580,992	225,666	36,795	188,871	1,448,041	99,279
財源内訳 国庫支出金	893,717	6,559		6,559	242,089	2,647
財源内訳 地方債	164,000				164,000	
財源内訳 その他	611,372	6,121		6,121	65,613	711
財源内訳 一般財源	2,911,903	212,986	36,795	176,191	976,339	95,921

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書（生活環境部）

（単位：千円）

款項目 / 節	８款　土木費				
	５項　都市計画費		６項　住宅費		
	３目 公園費	４目 下水道費		１目 住宅管理費	２目 住宅建設費
1 報　　酬	128		31,405	31,059	346
2 給　　料	3,916		207,548	207,548	
3 職員手当等	2,094		120,953	120,953	
4 共 済 費	1,349		78,778	78,778	
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報 償 費	817		9,425	9,265	160
8 旅　　費	155	350	3,365	3,307	58
費用弁償	60		1,257	1,257	
普通旅費		350	2,100	2,050	50
特別旅費	95		8		8
9 交 際 費					
10 需 用 費	2,393	600	14,484	14,434	50
11 役 務 費	192	160	9,728	9,698	30
12 委 託 料	658,407	42,207	461,931	393,477	68,454
13 使用料及び賃借料	6,545	742	20,857	20,837	20
14 工事請負費	503,280		1,292,415	164,473	1,127,942
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費	14,289		100		100
18 負担金、補助及び交付金	7,510	103,628	564,825	79,017	485,808
19 扶 助 費					
20 貸 付 金			69		69
21 補償、補填及び賠償金			14,900	596	14,304
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積 立 金			76,502		76,502
25 寄 附 金					
26 公 課 費					
27 繰 出 金					
予 備 費					
計	1,201,075	147,687	2,907,285	1,133,442	1,773,843
財源内訳 国庫支出金	237,590	1,852	645,069	11,884	633,185
財源内訳 地方債	164,000				
財源内訳 その他	22,973	41,929	539,638	468,638	71,000
財源内訳 一般財源	776,512	103,906	1,722,578	652,920	1,069,658

令和７年度　当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

（単位：千円）

款項目 / 節	11款　災害復旧費	２項　土木施設災害復旧費	１目 建設災害復旧費	生活環境部合計
1 報　　酬				139,065
2 給　　料				1,039,552
3 職員手当等				604,616
4 共 済 費				388,636
5 災害補償費				
6 恩給及び退職年金				
7 報 償 費				28,737
8 旅　　費				35,213
費 用 弁 償				8,639
普 通 旅 費				17,235
特 別 旅 費				9,339
9 交 際 費				100
10 需 用 費				141,990
11 役 務 費				49,211
12 委 託 料				2,257,500
13 使用料及び賃借料				113,930
14 工事請負費	100,000	100,000	100,000	2,844,831
15 原材料費				
16 公有財産購入費				
17 備品購入費				55,419
18 負担金、補助及び交付金				2,442,740
19 扶 助 費				1,100
20 貸 付 金				217,334
21 補償、補填及び賠償金				14,920
22 償還金、利子及び割引料				
23 投資及び出資金				70,000
24 積 立 金				84,573
25 寄 附 金				5,930
26 公 課 費				
27 繰 出 金				
予 備 費				
計	100,000	100,000	100,000	10,535,397
財源内訳 国庫支出金				1,847,554
財源内訳 地方債	100,000	100,000	100,000	1,511,000
財源内訳 その他				959,096
財源内訳 一般財源				6,217,747

節　の　明　細

項　目			金額(千円)等
2款　総務費			
2項　企画費			
1目　企画総務費			
	給　料	・一般職員	8人
	報　酬	・会計年度任用職員	5人
3目　交通対策費			
	報　酬	・鳥取県交通安全対策会議委員	25人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県交通対策協議会補助金	8,031
		・おもてなしヘルメット購入支援事業補助金	200
4目　土地対策費			
	報　酬	・鳥取県土地利用審査会委員	7人
		・鳥取県国土利用計画地方審議会委員	12人
	負担金、補助及び交付金	・土地対策全国連絡協議会負担金	8
6項　防災費			
1目　防災総務費			
	負担金、補助及び交付金	・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
3款　民生費			
1項　社会福祉費			
1目　社会福祉総務費			
	報　酬	・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県地域安全フォーラム開催補助金	541
		・鳥取県犯罪のないまちづくり活動支援補助金	600
		・鳥取県犯罪被害者民間支援団体補助金	3,000
		・鳥取県性暴力被害者支援連携事業補助金	4,650
		・鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金	800
		・コンベンションセンター共益費負担金	600
		・鳥取県犯罪から県民を守る防犯機器購入補助金	54,000
7目　消費者支援対策費			
	給　料	・一般職員	5人
	報　酬	・会計年度任用職員	2人
		・鳥取県消費生活審議会委員	14人
		・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	17人
	負担金、補助及び交付金	・市町村消費者行政強化交付金	3,833
		・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	2,400
		・中部消費生活センター管理運営費等負担金	231
		・(一財)日本エシカル推進協議会会費	200
		・鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金	187
		・鳥取県消費者団体等活動支援補助金	200
		・とっとり思いやり消費普及推進事業補助金	600
	貸　付　金	・消費者被害訴訟貸付金	20

項　　目			金額(千円)等
4款　衛生費			
1項　公衆衛生費			
1目　公衆衛生総務費			
	給　　料	・一般職員	25人
	報　　酬	・会計年度任用職員	9人
3目　予防費			
	報　　酬	・狂犬病評価人	2人
	負担金、補助及び交付金	・動物愛護センター施設費補助金	779
		・鳥取県動物福祉推進事業補助金	1,929
		・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
		・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	6,330
		・地域猫活動モデル事業補助金	901
		・鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備補助金	4,000
		・鳥取県飼い主のいない猫TNR活動支援補助金	2,000
6目　衛生環境研究所費			
	報　　酬	・鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員	8人
	負担金、補助及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
		・地方衛生研究所全国協議会負担金	53
		・全国環境研協議会負担金	33
		・衛生微生物技術協議会会費	8
2項　環境衛生費			
1目　環境衛生総務費			
	給　　料	・一般職員	95人
	報　　酬	・会計年度任用職員	26人
2目　食品衛生指導費			
	報　　酬	・鳥取県ふぐ処理師試験委員	7人
	負担金、補助及び交付金	・全国食品衛生主管課長連絡協議会会費	13
		・鳥取県食品衛生協会補助金	1,395
		・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目　環境衛生連絡調整費			
	報　　酬	・鳥取県クリーニング師試験委員	7人
		・鳥取県生活衛生営業審議会委員	10人
	負担金、補助及び交付金	・日本水道協会年会費	17
		・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
		・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	17,358
		・鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金	2,500
		・鳥取県生活衛生営業振興事業補助金	2,527
4目　環境保全費			
	報　　酬	・鳥取県環境審議会委員	30人
		・鳥取県環境影響評価審査会委員	14人
		・鳥取県放射能調査専門家会議委員	3人
		・鳥取スタイルPPA関連事業の実施事業者等選定委員	4人
		・県版COP会議等開催事業に係る事業者等選定委員	5人
		・鳥取県廃棄物審議会委員	7人
		・湖山池環境モニタリング委員会委員	6人
		・西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員	5人
		・鳥取県西部総合事務所県民福祉局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員	5人

項目					金額(千円)等
			負担金、補助及び交付金	・「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金	300
				・星空を活用した星空保全地域振興事業補助金	4,000
				・星空保全地域照明対策事業補助金	1,500
				・星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業補助金	12,095
				・イクレイ日本年会費	420
				・トットリボーン！置き配ボックス設置事業補助金	1,750
				・トットリボーン！学生プラットフォーム運営補助金	3,580
				・若者に任せろ！トットリボーンドミノキャラバン支援事業補助金	3,000
				・グリーン購入ネットワーク会費	20
				・自然エネルギー協議会会費	50
				・鳥取県環境保全活動支援補助金	1,000
				・鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金	1,500
				・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
				・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
				・鳥取県水素エネルギー推進協議会負担金	3,036
				・鳥取県電源立地地域対策交付金	71,781
				・地域資源活用エネルギー導入推進事業(体制づくり・啓発支援)補助金	1,200
				・地域資源活用エネルギー導入推進事業(調査・計画策定支援)補助金	6,000
				・地域資源活用エネルギー導入推進事業(事業化支援)補助金	10,000
				・鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金	66,909
				・鳥取スタイルPPAによる県有施設への設置促進補助金	147,500
				・住宅向けPPA支援事業補助金	42,000
				・企業向けPPA支援事業補助金	25,000
				・再エネ100宣言RE Action推進事業補助金	17,000
				・脱炭素人材育成支援事業補助金	1,100
				・県内産Jクレジット創出事業支援補助金	3,000
				・脱炭素コミュニケーター育成補助金	500
				・自動車のCO2排出量削減普及啓発補助金	500
				・LED照明買い替えキャンペーン促進補助金	1,000
				・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,000
				・生物多様性保全活動支援事業補助金	1,100
				・特定外来生物の早期防除を行う市町村への支援事業補助金	1,220
				・特定外来生物の防除活動への支援事業補助金	1,000
				・大山山岳環境保全協議会負担金	2,015
				・鳥取県立自然公園施設整備事業補助金	1,380
				・わかさ氷ノ山・山フェス実行委員会負担金	800
				・(一財)全国山の日協議会負担金	30
				・日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金	100
				・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,720
				・(公社)日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金	900
				・鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会負担金	28,258
				・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	12,179
				・自然共生サイト保全活動推進事業補助金	4,500
				・フードドライブ支援補助金	300
				・フードドライブ拡大支援事業補助金	1,500
				・Let's4R実践活動推進補助金	2,098
				・プラスチック資源分別回収支援補助金	4,500
				・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	3,300
				・(公財)鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	394,655

項目					金額(千円)等
				・(公財)鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	43,657
				・産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金	350,000
				・鳥取県不法投棄廃棄物処理事業補助金	901
				・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
				・鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	58,873
				・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
				・鳥取県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金	1,028
				・湖山池環境モニタリング委員会運営高速道路代負担金	10
				・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	2,000
				・こどもラムサール交流事業補助金	300
				・ラムサール条約湿地登録20周年記念事業補助金	5,100
				・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
			貸付金	・産業廃棄物管理型処分場整備資金貸付金	204,253
				・産業廃棄物処理施設確保資金貸付金	12,992
			投資及び出資金	・(公財)鳥取県環境管理事業センター出資金	70,000
			積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立	8,071
			寄付金	・鳥取大学奨学寄附金	5,930
	3項 保健所費				
		1目 保健所費			
			給料	・一般職員	51人
			報酬	・会計年度任用職員	4人
6款 農林水産業費					
	3項 農地費				
		2目 土地改良費			
			給料	・一般職員	1人
			負担金、補助及び交付金	・鳥取県農業集落排水事業補助金	85,438
	4項 林業費				
		9目 狩猟費			
			報酬	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	5人
				・鳥取県カワウ被害対策検討会委員	6人
			負担金、補助及び交付金	・鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	5,294
				・近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金	500
				・ヒナを拾わないでキャンペーン協賛金	15
				・鳥取県射撃環境改善事業補助金	1,271
				・狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金	10
				・鳥取県新規狩猟者参入促進補助金	1,839

項　　目			金額(千円)等
7款　商工費			
2項　工鉱業費			
1目　工鉱業総務費			
	給　　料	・一般職員	2人
4目　計量検定費			
	負担金、補助及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項　観光費			
1目　観光費			
	報　　酬	・鳥取県政ジオバイザリースタッフ	1人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	17,466
		・鳥取県山陰海岸ジオウオーク補助金	1,500
		・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	6,602
		・ジオパーク理解促進事業補助金	911
		・鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金	2
8款　土木費			
1項　土木管理費			
1目　土木総務費			
	給　　料	・一般職員	5人
4目　建築指導費			
	報　　酬	・鳥取県建築審査会委員	5人
		・鳥取県建築士審査会委員	5人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	135,740
		・鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金	400
		・アスベスト撤去支援事業補助金	10,675
		・鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	16,256
		・全国建築審査会協議会負担金	48
		・日本建築行政会議負担金	450
		・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
		・宅地建物取引業法主管者協議会負担金	18
		・建築関係団体の講習会に対する補助金	2,400
5項　都市計画費			
1目　都市計画総務費			
	給　　料	・一般職員	9人
	報　　酬	・空き家利活用・街なみづくり関連事業等審査会委員	5人
		・鳥取県景観審議会委員	12人
		・鳥取県屋外広告物審議会委員	11人
		・鳥取県都市計画審議会委員	16人
		・鳥取県開発審査会委員	7人
	負担金、補助及び交付金	・全国景観会議負担金	40
		・鳥取県広域景観形成支援事業補助金	1,750
		・鳥取県とっとりの美しい街なみづくり補助金	2,391
		・鳥取県新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金	2,000
		・住宅市街地整備推進協議会会費	20
		・都市計画基本図作成業務負担金	876
		・(公財)都市計画協会負担金	266
		・(公社)街づくり区画整理協会負担金	61
		・被災宅地危険度判定連絡協議会負担金	27

項目			金額(千円)等
3目 公園費			
	給料	・一般職員	1人
	報酬	・指定管理候補者審査委員会委員	5人
	負担金、補助及び交付金	・(一社)日本公園緑地協会会費	100
		・中国「道の駅」連絡会会費	40
		・全国「道の駅」連絡会会費	20
		・地域緑化活動育成支援補助金	3,000
		・花と緑のまちづくり支援事業補助金	3,000
		・花と緑のフェア開催事業負担金	1,350
4目 下水道費			
	負担金、補助及び交付金	・下水道協会会費	467
		・天神川流域下水道事業会計繰出金	103,161
6項 住宅費			
1目 住宅管理費			
	給料	・一般職員	53人
	報酬	・会計年度任用職員	13人
	負担金、補助及び交付金	・国有資産等所在地市町村交付金	77,646
		・下水道・集落排水事業受益者負担金	770
		・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	601
2目 住宅建設費			
	報酬	・鳥取県住生活基本計画改定検討委員会	12人
	負担金、補助及び交付金	・ケーブルテレビ加入負担金	2,393
		・水道負担金	4,050
		・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	350
		・(一社)日本住宅協会負担金	18
		・とっとり住まいる支援事業補助金	245,805
		・鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金	4,000
		・鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金	34,126
		・鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等供給促進事業補助金	5,384
		・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	11,882
		・地域建築技能継承普及支援事業補助金	3,500
		・鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	2,500
		・「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金	2,000
		・瓦工事業連盟全国大会助成事業補助金	1,000
		・とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	50,500
		・とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	50,000
		・とっとり健康省エネ住宅改修スタートアップ支援事業補助金	2,000
		・鳥取県賃貸型健康省エネ住宅モデル支援事業補助金	15,000
		・鳥取県住宅ストック性能向上活動支援事業補助金	10,800
		・非住宅NE-ST普及促進モデル事業補助金	19,500
		・鳥取県中規模建築物ZEB普及促進モデル事業補助金	21,000
	貸付金	・個人住宅建設資金貸付金	69
	積立金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	76,502

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画					前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳								
					特定財源			一般財源					
					国庫支出金	地方債	その他						
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
4衛生費	2環境衛生費	大山屋内駐車場泡消火設備改修工事費	7	138,030		124,000		14,030			138,030	138,030		40.2
			8	205,130		184,000		21,130					205,130	59.8
			計	343,160		308,000		35,160			138,030	138,030	205,130	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事　　項	課名	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
							特定財源			一般財源	
			期　間	金　額	期　間	金　額	国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和7年度 地域資源活用エネルギー導入推進事業補助	脱炭素社会推進課	補助金総額25,000千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度から 令和9年度まで	限度額に同じ					
令和7年度 企業の脱炭素経営促進事業	脱炭素社会推進課	6,000			令和8年度から 令和9年度まで	6,000				6,000	県内産Jクレジットの創出支援に係る補助
令和7年度 衛生環境研究所管理運営費（ISO17025認定維持及び精度管理事業）	衛生環境研究所	委託料総額556千円を限度額として、令和7年度に契約した額から令和7年度に支出した額を差し引いた額			令和8年度	限度額に同じ					
令和7年度 衛生環境研究所管理運営費（分析機器整備事業）	衛生環境研究所	88,044			令和8年度から 令和17年度まで	88,044				88,044	試験検査及び調査研究に使用する分析機器の更新に伴うリース料
令和7年度 自然共生サイト推進事業補助	自然共生課	補助金総額7,500千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度	限度額に同じ					
令和7年度 管理型最終処分場設置促進事業補助	循環型社会推進課	補助金総額2,810,587千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度から 令和10年度まで	限度額に同じ					淀江処分場の建設工事（1期）等に係る補助
令和7年度 管理型最終処分場設置促進事業貸付金	循環型社会推進課	貸付金総額1,419,222千円を限度として、令和7年度に契約した額から令和7年度に貸し付けた額を差し引いた額			令和8年度から 令和10年度まで	限度額に同じ					淀江処分場の建設工事（1期）等に係る貸付
令和7年度 管理型最終処分場設置促進事業交付金	循環型社会推進課	交付金総額700,000千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度から 令和10年度まで	限度額に同じ					周辺整備事業に係る交付金
令和7年度 三湖沼水質浄化対策推進事業	水環境保全課	638			令和8年度から 令和9年度まで	638				638	湖山池溶存酸素・塩化物イオン濃度観測システムにかかるWEBサイトおよびサーバの保守管理業務委託料
令和7年度 みんなで守ろう！持続可能な水循環事業	水環境保全課	212			令和8年度	212				212	水質源量調査（観測機器のデータ回収・保守点検）委託料
令和7年度 都市公園管理費	まちづくり課	49,359			令和8年度から 令和10年度まで	49,359				49,359	布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園（北エリア、南エリア）指定管理業務委託料（人件費高騰対応）
令和7年度 東郷湖羽合臨海公園日本海エリアPark-PFI導入事業	まちづくり課	457,007			令和8年度から 令和26年度まで	457,007			25,156	431,851	指定管理業務委託料
令和7年度 地域建築技能継承普及事業補助	住宅政策課	補助金総額2,000千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度	限度額に同じ					地域建築技能を活用した建築物の改修に係る経費の助成費
令和7年度 県営住宅維持管理事業	住宅政策課	19,421			令和8年度から 令和14年度まで	19,421			5,610	13,811	量水器の更新に伴うリース料、県営住宅管理システム関連機器のリース料
令和7年度 とっとり住まいる支援事業補助	住宅政策課	補助金総額111,271千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度	限度額に同じ					
令和7年度 住宅セーフティネット支援事業	住宅政策課	委託料総額4,904千円を限度として、令和7年度に契約した額から令和7年度に支出した額を差し引いた額			令和8年度	限度額に同じ					鳥取県住生活基本計画改定作業に係る業務委託料
令和7年度 とっとり健康省エネ住宅普及促進事業補助	住宅政策課	補助金総額115,500千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度	限度額に同じ					
令和7年度 非住宅NE-ST等普及促進モデル事業補助	住宅政策課	補助金総額54,300千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額			令和8年度	限度額に同じ					

事　　項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
							特定財源			一般財源	
			期　間	金　額	期　間	金　額	国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和7年度 大規模地震に備えた住宅耐震化促進強化事業	住宅政策課	83,208			令和8年度	83,208				83,208	住宅の所有者等が行う耐震改修、建替え又は除却に係る費用及び、耐震診断義務付け対象建築物の所有者等が行う耐震改修、建替え又は除却に係る費用の助成費
令和7年度 大山自然歴史館管理運営事業	西部環境建築局	725			令和8年度	725				725	大山自然歴史館指定管理業務委託料(人件費増への対応)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
							特定財源			一般財源	
			期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県推進課	16,755	令和6年度	5,274	令和7年度から 令和8年度まで	11,481				11,481	大気測定局日常管理業務委託料、大気常時監視テレメータシステム保守点検業務委託料
令和3年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県推進課	48,763	令和4年度から 令和6年度まで	15,327	令和7年度から 令和13年度まで	33,436				33,436	大気VOC濃縮分析システムリース料
令和6年度 日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	脱炭素社会推進課	11,860			令和7年度から 令和8年度まで	11,860				11,860	メタンハイドレートの調査研究、普及啓発業務
令和6年度 地域資源活用エネルギー導入推進事業補助	脱炭素社会推進課	補助金総額25,000千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額			令和7年度から 令和8年度まで	90				90	
令和6年度 次世代自動車普及促進事業	脱炭素社会推進課	1,050			令和7年度から 令和13年度まで	1,050				1,050	県有施設EV急速充電器運営委託
令和5年度 次世代自動車普及促進事業	脱炭素社会推進課	11,913	令和6年度	2,062	令和7年度から 令和12年度まで	9,851				9,851	EV充電器(花回廊・ジオパーク)運営委託費、小型EVリース料
令和4年度 電気自動車充電施設緊急整備事業	脱炭素社会推進課	4,800	令和5年度から 令和6年度まで	0	令和7年度から 令和12年度まで	4,800				4,800	
令和3年度 次世代自動車普及促進事業	脱炭素社会推進課	20,119	令和4年度から 令和6年度まで	6,642	令和7年度から 令和11年度まで	13,477				13,477	EV充電器(県庁「3箇所)運営委託費、EV・FCV公用車リース料
令和3年度 電気自動車充電施設緊急整備事業	脱炭素社会推進課	4,800	令和4年度から 令和6年度まで	0	令和7年度から 令和11年度まで	4,800				4,800	
令和6年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	92,220			令和7年度から 令和16年度まで	92,220				92,220	試験検査及び調査研究に使用する分析機器等更新に伴うリース料
令和5年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	116,454	令和6年度	16,039	令和7年度から 令和15年度まで	100,415	2016			98,399	誘導結合プラズマ質量分析装置、原子吸光分光光度計の機器更新 清掃業務、機械警備業務、照明制御盤保守点検業務委託料(令和6年度から令和8年度まで)
令和4年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	58,062	令和5年度から 令和6年度まで	12,927	令和7年度から 令和14年度まで	45,135	297			44,838	誘導結合プラズマ発光分光分析装置、全有機炭素計の機器更新 オートクレーブ保守点検業務、植栽管理業務、排水配管漏水点検業務委託料(令和5年度から令和7年度まで)
令和6年度 氷ノ山自然ふれあい館管理運営事業	自然共生課	9,852			令和7年度から 令和10年度まで	9,852				9,852	氷ノ山自然ふれあい館指定管理料(人件費増への対応)
令和5年度 氷ノ山自然ふれあい館管理運営事業	自然共生課	221,925	令和6年度	44,385	令和7年度から 令和10年度まで	177,540				177,540	氷ノ山自然ふれあい館指定管理料
令和6年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館運営費	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	1,695			令和7年度から 令和9年度まで	1,695				1,695	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の庭園管理業務委託料
令和4年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館事業費	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	9,488	令和5年度から 令和6年度まで	4,066	令和7年度から 令和9年度まで	5,422				5,422	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館投影機器等賃貸借及び保守業務
令和5年度 産業廃棄物適正処理推進事業	循環型社会推進課	13,024	令和6年度	1,796	令和7年度から 令和9年度まで	5,388				5,388	産業廃棄物実態調査委託
令和6年度 三湖沼水質浄化対策推進事業	水環境保全課	7,200			令和7年度から 令和8年度まで	7,200				7,200	最適な水門操作方法等の検討業務委託
令和6年度 みんなで守ろう！持続可能な水循環事業	水環境保全課	12,386			令和7年度から 令和8年度まで	12,386				12,386	水資源量観測業務委託
令和6年度 食肉衛生検査所管理運営事業	くらしの安心推進課	4,950			令和7年度から 令和11年度まで	4,950				4,950	食肉衛生システムの保守委託
令和4年度 鳥取県西部犬猫センター(仮称)整備事業	くらしの安心推進課	253,903	令和5年度から 令和6年度まで	145,903	令和7年度から 令和15年度まで	108,000				108,000	

事　　項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
							特定財源			一般財源	
			期　間	金　額	期　間	金　額	国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和4年度 動物譲渡情報促進事業	くらしの安心推進課	4,365	令和5年度から 令和6年度まで	1,796	令和7年度から 令和9年度まで	2,569				2,569	
令和元年度 ガスクロマトグラフタンデム型質量分析計賃借料	くらしの安心推進課	47,646	令和2年度から 令和6年度まで	25,395	令和7年度から 令和10年度まで	22,251			3,160	19,091	
令和5年度 食品衛生指導事業	くらしの安心推進課	12,215	令和6年度	2,443	令和7年度から 令和10年度まで	9,772				9,772	食品衛生台帳システム保守経費
令和6年度 消費生活センター事業費	消費生活センター	198			令和7年度から 令和9年度まで	198				198	消費生活センター等の廃棄物収集・運搬業務
令和5年度 消費生活センター事業費	消費生活センター	1,623	令和6年度	421	令和7年度から 令和8年度まで	1,202				1,202	消費生活センター等の清掃業務委託料
令和4年度 身近な消費生活相談窓口機能強化事業	消費生活センター	127,735	令和5年度から 令和6年度まで	71,139	令和7年度から 令和8年度まで	56,596				56,596	
令和6年度 都市公園管理費	まちづくり課	136,676			令和7年度から 令和10年度まで	136,121				136,121	フィニッシュタイマー、陸上競技大会運営システム用機器のリース料、布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園(北エリア、南エリア)の指定管理料(人件費・物価高騰対応)
令和5年度 都市公園管理費	まちづくり課	2,344,552	令和6年度	469,862	令和7年度から 令和10年度まで	1,874,220				1,874,220	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園(北エリア、南エリア)の指定管理料
令和4年度 盛土等に係る斜面の安全確保推進事業	まちづくり課	1,750	令和5年度から 令和6年度まで	700	令和7年度から 令和9年度まで	1,050			1,050		盛土情報管理システム保守経費
令和6年度 県営住宅維持管理費	住宅政策課	200,289			令和7年度から 令和16年度まで	200,289	18,920		20,855	160,514	量水器更新に伴うリース料、エレベーター保守点検業務委託、県営住宅管理システムの更新及び運用保守業務委託、県営住宅ふれあい団地の借上料
令和6年度 県営住宅管理効率化事業	住宅政策課	393,594			令和7年度から 令和8年度まで	393,594			393,594		県営住宅の管理事務及び家賃等の収納事務の一部業務委託
令和5年度 県営住宅維持管理費	住宅政策課	35,069	令和6年度	13,549	令和7年度から 令和12年度まで	21,520			21,520		水道料金等使用料徴収業務委託、量水器取替及び賃借料
令和4年度 とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	住宅政策課	7,904	令和5年度から 令和6年度まで	2,943	令和7年度から 令和9年度まで	4,047				4,047	UDマップ保守運営費
令和4年度 県営住宅維持管理費	住宅政策課	10,479	令和5年度から 令和6年度まで	2,169	令和7年度から 令和11年度まで	8,310			8,310		県営住宅量水器取替及び賃貸借(B地区)
令和3年度 県営住宅維持管理費	住宅政策課	14,077	令和4年度から 令和6年度まで	4,832	令和7年度から 令和10年度まで	9,245			9,245		県営住宅量水器取替及び賃貸借
令和6年度 大山自然歴史館管理運営事業	西部環境建築局	5,424			令和7年度から 令和8年度まで	5,424				5,424	大山自然歴史館指定管理料(人件費・物価高騰対応)
令和3年度 大山自然歴史館管理運営事業	西部環境建築局	164,555	令和4年度から 令和6年度まで	92,100	令和7年度から 令和8年度まで	72,455				72,455	

令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算説明資料（議案第17号）

水環境保全課

1　事業の目的

天神川流域の市町（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町）の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資する。

2　主な事業内容

（1）天神川流域下水道の管理運営

天神川流域下水道の管理業務を指定管理者（公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社）へ委託して行う。

・流域下水道の運転に関する業務
・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務
・その他流域下水道の管理運営に関する業務

（2）天神川流域下水道の整備

・天神川流域下水道の終末処理場等の整備
・ライフサイクルコスト最小化の観点を取り入れた計画的な改築及び維持管理の実施

3　予算実施計画

（単位：千円）

区分		本年度	前年度	比較	説明
収益的収入・支出	(款)流域下水道事業収益	1,451,155	1,375,919	75,236	
	(項)営業収益	740,016	650,163	89,853	
	(目)管理事業費負担金	740,016	650,163	89,853	流入予定量6,852千㎥、負担金単価108円/㎥
	(項)営業外収益	671,755	672,219	△ 464	
	(目)受取利息	298	3	295	
	(目)他会計補助金	12,774	13,727	△ 953	交付税措置相当分、減価償却費（不課税支出）に充当（特定収入以外）
	(目)資本費繰入収益	54,520	53,274	1,246	
	(目)長期前受金戻入	584,249	582,428	1,821	
	(目)雑収益	15,340	9,659	5,681	行政財産使用料、国庫補助金等
	(目)消費税及び地方消費税還付金	4,574	13,128	△ 8,554	
	(項)特別利益	39,384	53,537	△ 14,153	広域化事業・ウォーターPPP調査市町負担金等
	(款)流域下水道事業費用	1,361,998	1,395,132	△ 33,134	
	(項)営業費用	1,305,156	1,322,846	△ 17,690	
	(目)処理場費	558,081	582,275	△ 24,194	経費の主なもの
	(目)ポンプ場費	2,000	2,000	0	経費の主なもの
	(目)管渠費	18,366	13,509	4,857	経費の主なもの
	(目)総係費	22,297	21,713	584	
	(目)減価償却費	680,668	679,599	1,069	
	(目)資産減耗費	23,744	23,750	△ 6	
	(項)営業外費用	17,458	18,749	△ 1,291	
	(目)支払利息	17,458	18,749	△ 1,291	企業債利息等
	(目)雑支出	0	0	0	
	(項)特別損失	39,384	53,537	△ 14,153	広域化事業・ウォーターPPP調査市町分
	差引	89,157	△ 19,213	108,370	

（目）処理場費 経費の主なもの

区分	予算額	備考
委託料	549,175	流域下水道指定管理料
	694	広域化事業
修繕費	8,000	緊急修繕費

（目）ポンプ場費 経費の主なもの

区分	予算額	備考
修繕費	2,000	緊急修繕費

（目）管渠費 経費の主なもの

区分	予算額	備考
修繕費	7,000	管路施設補修工事等
負担金	9,552	WPPP導入可能性調査

（目）総係費

区分	予算額	備考
人件費	18,318	職員2名分
委託料	858	会計システム保守

（単位：千円）

区分		本年度	前年度	比較	明
資本的収入・支出	(款)資本的収入	637,117	541,286	95,831	
	(項)企業債	93,000	80,000	13,000	
	(目)企業債	93,000	80,000	13,000	建設改良事業充当
	(項)国庫補助金	391,500	335,000	56,500	
	(目)国庫補助金	391,500	335,000	56,500	建設改良事業充当
	(項)建設事業費負担金	116,750	97,500	19,250	
	(目)建設事業費負担金	116,750	97,500	19,250	建設改良事業充当
	(項)他会計負担金	23,750	17,500	6,250	
	(目)他会計負担金	23,750	17,500	6,250	建設改良事業充当
	(項)他会計補助金	12,117	11,286	831	
	(目)他会計補助金	12,117	11,286	831	交付税措置相当分（企業債償還金充当）
	(款)資本的支出	867,909	777,592	90,317	
	(項)建設改良費	628,435	534,592	93,843	
	(目)処理場建設改良費	605,000	475,000	130,000	区分 / 予算額 / 備考 委託料 20,000 耐水化実施設計業務 委託料 20,000 事業計画再検討業務 委託料 71,000 ストックマネジメント計画更新 工事請負費 474,000 水処理設備改築
	(目)管渠建設改良費	20,000	55,000	△ 35,000	区分 / 予算額 / 備考 委託料 20,000 管路設計
	(目)有形固定資産購入費	3,435	4,592	△ 1,157	
	(項)企業債償還金	95,474	99,000	△ 3,526	
	(目)企業債償還金	95,474	99,000	△ 3,526	
	(項)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0	
	(目)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0	
	差引	△ 230,792	△ 236,306	5,514	補てん財源 消費税資本的収支調整額 3,356 過年度分損益勘定留保資金 3,096 当年度分損益勘定留保資金 120,119 利益剰余金処分額 104,221

4　その他

天神川流域下水道指定管理料の増額について

・令和7年度　　95,396千円（すべて燃料光熱費）

※燃料光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数等を考慮して令和7年度分を算定した。また、令和7年度から天神浄化センターで開始されるPPAによる削減額も算入している。
なお、人件費及び物件費等（修繕費を含む）については、民間給与実態調査等を基に積算した人件費や物価指数に±3%以上の増減がなかったため措置していない。

【参考】指定管理料の見直しの考え方

・人件費　：各年度の民間給与実態調査を基に積算した人件費が、予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して施設 ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。

・物件費等：予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。

・光熱費　：今後の動向が不透明であるため、物価指数等を考慮して毎年度別枠で措置する。

令和７年度鳥取県天神川流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（単位:千円）

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	85,802
減価償却費	680,668
固定資産除却損	23,700
引当金の増減額（△は減少）	79
長期前受金戻入額	△ 584,249
受取利息及び受取配当金	△ 298
支払利息及び企業債取扱諸費	17,458
未収金の増減額（△は増加）	△ 318
未払金の増減額（△は減小）	62,397
未払費用の増減額（△は減小）	0
前払金の増減額（△は増加）	0
預り金の増減額（△は減少）	△ 50
その他流動資産の増減額（△は増加）	0
その他流動負債の増減額（△は減少）	0
小計	285,189
利息及び配当金の受取額	298
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 17,458
業務活動によるキャッシュ・フロー	268,029
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 571,305
国庫補助金等による収入	355,909
建設事業費負担金による収入	106,136
一般会計からの繰入金による収入	32,606
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 76,654
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	93,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 95,474
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 144,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 146,474
資金増加額（又は減少額）	44,901
資金期首残高	666,165
資金期末残高	711,066

給　与　費　明　細　書

1　総　　括

区分		職員数 特別職 (人)	職員数 一般職 (人)	給与費 給料 (千円)	給与費 手当 (千円)	給与費 計 (千円)	法定福利費 (千円)	合計 (千円)
本年度	損益勘定支弁職員		2	8,371	6,949	15,320	2,998	18,318
	資本勘定支弁職員							
	合計		2	8,371	6,949	15,320	2,998	18,318
前年度	損益勘定支弁職員		2	8,130	6,322	14,452	2,967	17,419
	資本勘定支弁職員							
	合計		2	8,130	6,322	14,452	2,967	17,419
比較	損益勘定支弁職員		0	241	627	868	31	899
	資本勘定支弁職員							
	合計		0	241	627	868	31	899

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度	552	2,290	1,912	1,387	55	0	0	273
	前年度	330	2,111	1,831	1,236	56	0	0	278
	比較	222	179	81	151	△ 1	0	0	△ 5
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本年度	0	0	480	0				
	前年度	0	0	480	0				
	比較	0	0	0	0				

2　給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)		備考
給料	241	1　昇給に伴う増加分	75	(1) 本年度昇給発令に係る所要額	75	平均昇給率　0.91% (昇給期)　(人数) 4月　2人
		2　その他の増減分	166	(1) 新陳代謝等に係る増減分	166	
職員手当	627	1　その他の増減分	627	(1) 新陳代謝等に係る増減分	627	

3　給料及び職員手当の状況

（1）職員１人当たり給与

区分		行政職
令和７年１月１日現在	平均給料月額（円）	322,950
	平均給与月額（円）	429,883
	平均年齢（歳）	41.00
令和６年１月１日現在	平均給料月額（円）	310,700
	平均給与月額（円）	350,949
	平均年齢（歳）	40.00

（2）初任給

区分		行政職（円）
高校卒		194,800
大学卒		225,900
一般会計の制度	高校卒	194,800
	大学卒	225,900

（3）級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数（人）	構成比（%）
令和７年１月１日現在	１級		
	２級	1	50.0
	３級		
	４級	1	50.0
	５級		
	６級		
	７級		
	８級		
	９級		
	計	2	100.0
令和６年１月１日現在	１級		
	２級	1	50.0
	３級		
	４級	1	50.0
	５級		
	６級		
	７級		
	８級		
	９級		
	計	2	100.0

（級別の基準となる職務）

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

（４）昇給

区分			行政職
本年度	職員数（Ａ）（人）		2
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）		2
	号給数別内訳	１号給（人）	
		２号給（人）	
		３号給（人）	
		４号給（人）	2
		５号給（人）	
	比率（Ｂ）／（Ａ）（％）		100.0
前年度	職員数（Ａ）（人）		2
	昇給に係る職員数（Ｂ）（人）		2
	号給数別内訳	１号給（人）	
		２号給（人）	
		３号給（人）	
		４号給（人）	2
		５号給（人）	
	比率（Ｂ）／（Ａ）（％）		100.0

（５）期末手当・勤勉手当（データ未達につき昨年値）

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	６月（月分）	１２月（月分）			
本年度	2.175	2.175	4.350	有	
前年度	2.100	2.250	4.350	有	
一般会計の制度	2.175	2.175	4.350	有	

（６）定年退職及び勧奨退職に係る退職手当（データ未達につき昨年値）

区分	２０年勤続の者（月分）	２５年勤続の者（月分）	３５年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置（２～２０％加算）	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
一般会計の制度（支給率等）	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置（２～２０％加算）	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

（７）その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	－
住居手当	同じ	－
通勤手当	同じ	－

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事　　項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
							特定財源			一般財源	
			期　間	金　額	期　間	金　額	国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和7年度 天神浄化センター空調設備改築事業	水環境保全課	462,000			令和8年度	462,000	261,750	99,000	101,250		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事　　項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
							特定財源			一般財源	
			期　間	金　額	期　間	金　額	国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 流量計遠方監視システム保守点検業務委託	水環境保全課	2,795	令和6年度	559	令和7年度から 令和10年度まで	2,236			2,236		
令和5年度 公営企業会計システム保守委託	水環境保全課	4,290	令和6年度	858	令和7年度から 令和10年度まで	3,432			3,432		
令和5年度 天神川流域下水道指定管理料	水環境保全課	2,190,604	令和6年度	440,288	令和7年度から 令和10年度まで	1,747,658			1,747,658		
令和6年度 天神川流域下水道指定管理料	水環境保全課	71,229			令和7年度から 令和10年度まで	71,229			71,229		

令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(当年度分)

(令和8年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		1,427,685
イ 土地		989,596	(2) 他会計借入金		576,835
ロ 建物	1,997,066		(3) 預り金		0
減価償却累計額	471,961	1,525,105	固定負債合計		2,004,520
ハ 構築物	8,888,072		4 流動負債		
減価償却累計額	2,360,343	6,527,729	(1) 企業債		101,433
ニ 機械及び装置	4,540,631		(2) 他会計借入金		144,000
減価償却累計額	1,193,269	3,347,362	(3) 未払金		379,562
ホ 車両及び運搬具	2,006		(4) 引当金		1,101
減価償却累計額	285	1,721	流動負債合計		626,096
ヘ 工具、器具及び備品	37,798		5 繰延収益		
減価償却累計額	22,137	15,661	(1) 長期前受金		
ト 建設仮勘定		333,719	イ 国庫補助金	9,796,948	
有形固定資産合計		12,740,893	収益化累計額	2,536,867	7,260,081
(2) 無形固定資産			ロ 建設事業費負担金	2,926,313	
イ ソフトウェア		0	収益化累計額	717,294	2,209,019
無形固定資産合計		0	ハ 他会計負担金	64,148	
(3) 投資その他の資産			収益化累計額	4,714	59,434
イ 出資金		1,500	ニ 他会計補助金	53,213	
投資その他の資産合計		1,500	収益化累計額	43,896	9,317
固定資産合計		12,742,393	繰延収益合計		9,537,851
2 流動資産			負債合計		12,168,467
(1) 現金預金		711,066	資本の部		
(2) 未収金		4,574	6 資本金		61,932
流動資産合計		715,640	7 剰余金		
			(1) 資本剰余金		
			イ 国庫補助金		575,941
			ロ 建設事業費負担金		192,165
			ハ 受贈財産評価額		29,324
			資本剰余金合計		797,430
			(2) 利益剰余金		
			イ 当年度未処分利益剰余金		430,204
			利益剰余金合計		430,204
			剰余金合計		1,227,634
			資本合計		1,289,566
資産合計		13,458,033	負債資本合計		13,458,033

令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 管理事業費負担金	600,734		
(2) 建設事業費負担金	0	600,734	
2 営業費用			
(1) 処理場費	481,281		
(2) ポンプ場費	0		
(3) 管渠費	5,763		
(4) 総係費	20,329		
(5) 減価償却費	677,384		
(6) 資産減耗費	7,112	1,191,869	
営業損失			△ 591,135
3 営業外収益			
(1) 受取利息	174		
(2) 他会計負担金	0		
(3) 他会計補助金	13,727		
(4) 資本費繰入収益	53,274		
(5) 長期前受金戻入	560,226		
(6) 雑収益	9,429	636,830	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	17,954		
(2) 雑支出	0	17,954	618,876
経常利益			27,741
5 特別利益			
(1) その他特別利益	51,103	51,103	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	51,103	51,103	0
当年度純利益			27,741
前年度繰越剰余金			316,661
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			344,402

令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(前年度分)

(令和7年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		1,436,118
イ 土地		989,596	(2) 他会計借入金		720,835
ロ 建物	1,997,066		(3) 預り金		50
減価償却累計額	393,301	1,603,765	固定負債合計		2,157,003
ハ 構築物	8,888,072		4 流動負債		
減価償却累計額	1,960,850	6,927,222	(1) 企業債		95,474
ニ 機械及び装置	4,108,637		(2) 他会計借入金		144,000
減価償却累計額	993,899	3,114,738	(3) 未払金		317,165
ホ 車両及び運搬具	2,006		(4) 引当金		1,022
減価償却累計額	0	2,006	流動負債合計		557,661
ヘ 工具、器具及び備品	34,675		繰延収益		
減価償却累計額	19,277	15,398	(1) 長期前受金		
ト 建設仮勘定		221,231	イ 国庫補助金	9,456,150	
有形固定資産合計		12,873,956	収益化累計額	2,089,837	7,366,313
(2) 無形固定資産			ロ 建設事業費負担金	2,824,733	
イ ソフトウェア		0	収益化累計額	612,068	2,212,665
無形固定資産合計		0	ハ 他会計負担金	42,640	
(3) 投資その他の資産			収益化累計額	2,264	40,376
イ 出資金		1,500	ニ 他会計補助金	42,198	
投資その他の資産合計		1,500	収益化累計額	34,103	8,095
固定資産合計		12,875,456	繰延収益合計		9,627,449
2 流動資産			負債合計		12,342,113
(1) 現金預金		666,165	資本の部		
(2) 未収金		4,256	6 資本金		61,932
流動資産合計		670,421	7 剰余金		
			(1) 資本剰余金		
			イ 国庫補助金		575,941
			ロ 建設事業費負担金		192,165
			ハ 受贈財産評価額		29,324
			資本剰余金合計		797,430
			(2) 利益剰余金		
			イ 当年度未処分利益剰余金		344,402
			利益剰余金合計		344,402
			剰余金合計		1,141,832
			資本合計		1,203,764
資産合計		13,545,877	負債資本合計		13,545,877

注記

Ⅰ．重要な会計方針

令和2年度から鳥取県天神川流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計基準に則した財務諸表等を作成する。

1　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物	8～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	6～20年
車輌及び運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	4～20年

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年

2　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給は一般会計で負担するため、計上していない。

(2)　賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該事業年度の負担に属する額を計上している。

3　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。

Ⅱ．セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

議案第３１号（条例関係）　　環境立県推進課（内線：７４０９）

条例名等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 （鳥取県公害防止条例の一部改正）
提出理由及び概要	１　提出理由 刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。 ２　概　要 条例中、懲役刑及び禁錮刑を拘禁刑に改める等所要の規定の整備を行う。 ３　施行期日 施行期日は、令和７年６月１日とする。 【参考】部内の同様の改正案件 ・鳥取県立自然公園条例の一部改正（自然共生課） ・鳥取県自然環境保全条例の一部改正（自然共生課） ・鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正（自然共生） ・鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（水環境保全課） ・鳥取県屋外広告物条例の一部改正（まちづくり課） ・鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部改正（まちづくり課）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

（鳥取県公害防止条例の一部改正）

第10条　鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第63条　第20条、第25条第１項、第38条又は第43条第１項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	第63条　第20条、第25条第１項、第38条又は第43条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第63条の２　第54条第２項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。	第63条の２　第54条第２項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
第64条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 （１）　第24条第１項又は第42条第１項の規定に違反したとき。 （２）　第31条、第45条第２項又は第45条の２第３項の規定による命令に違反したとき。 ２　過失により、前項第１号の罪を犯したときは、当該違反行為をした者は、３月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。	第64条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 （１）　第24条第１項又は第42条第１項の規定に違反した者 （２）　第31条、第45条第２項又は第45条の２第３項の規定による命令に違反した者 ２　過失により、前項第１号の罪を犯した者は、３月以下の禁錮（こ）又は20万円以下の罰金に処する。
第65条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、３月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。 （１）　第17条第１項、第19条第１項、第35条又は第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （２）　第45条第１項の規定に違反したとき。	第65条　次の各号の一に該当する者は、３月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 （１）　第17条第１項、第19条第１項、第35条又は第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （２）　第45条第１項の規定に違反した者
第66条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。 （１）　第18条第１項、第28条第１項若しくは第３項、第29条第１項又は第36条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （２）　第21条第１項又は第39条第１項の規定に違反したとき。 （３）　第26条又は第44条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しな	第66条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （１）　第18条第１項、第28条第１項若しくは第３項、第29条第１項又は第36条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （２）　第21条第１項又は第39条第１項の規定に違反した者 （３）　第26条又は第44条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しな

かったとき。	かった者
第66条の２　第60条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者（第３章第３節及び第４節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者を除く。）は、10万円以下の罰金に処する。	第66条の２　第60条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（第３章第３節及び第４節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者を除く。）は、10万円以下の罰金に処する。
第66条の３　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、５万円以下の罰金に処する。 （１）　第48条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （２）　第57条第２項、第58条第２項、第58条の３第２項又は第58条の５第２項の規定による命令に違反したとき。	第66条の３　次の各号の一に該当する者は、５万円以下の罰金に処する。 （１）　第48条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （２）　第57条第２項、第58条第２項、第58条の３第２項又は第58条の５第２項の規定による命令に違反した者
第67条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、３万円以下の罰金に処する。 （１）　第49条第１項、第50条第１項又は第56条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （２）　第60条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（第３章第３節及び第４節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときに限る。）。	第67条　次の各号の一に該当する者は、３万円以下の罰金に処する。 （１）　第49条第１項、第50条第１項又は第56条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （２）　第60条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（第３章第３節及び第４節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に限る。）

（罰則の適用等に関する経過措置）

第22条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議案第３１号（条例関係）　　自然共生課（内線：７９７８）

条例名等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 （鳥取県立自然公園条例、鳥取県自然環境保全条例、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正）
提出理由及び概要	１　提出理由 刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。 ２　概　要 条例中、懲役刑を拘禁刑に改める等所要の規定の整備を行う。 ３　施行期日 施行期日は、令和７年６月１日とする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

（鳥取県立自然公園条例の一部改正）

第６条　鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第20条　第14条第１項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。	第20条　第14条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第21条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （１）　第11条第３項の規定に違反したとき。 （２）　第12条の規定により許可に付せられた条件に違反したとき。	第21条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （１）　第11条第３項の規定に違反した者 （２）　第12条の規定により許可に付せられた条件に違反した者
第21条の２　第13条第２項又は第17条の11の規定による処分に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。	第21条の２　第13条第２項又は第17条の11の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
第22条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 （１）　第13条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （２）　第13条第５項の規定に違反したとき。 （３）　第15条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 （４）　第15条第２項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	第22条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （１）　第13条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （２）　第13条第５項の規定に違反した者 （３）　第15条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 （４）　第15条第２項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（鳥取県自然環境保全条例の一部改正）

第11条　鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第37条　第19条第１項又は第２項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	第37条　第19条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第38条　第25条第１項又は同条第２項において準用する第19条第２項の規定による命令に違反したと	第38条　第25条第１項又は同条第２項において準用する第19条第２項の規定による命令に違反した者

きは、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。	は、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
第39条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 （１）　第16条第４項又は第17条第３項の規定に違反したとき。 （２）　第16条第５項（第17条第４項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反したとき。	第39条　次の各号の一に該当する者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 （１）　第16条第４項又は第17条第３項の規定に違反した者 （２）　第16条第５項（第17条第４項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者
第40条　第18条第２項又は第24条第２項の規定による処分に違反した場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。	第40条　第18条第２項又は第24条第２項の規定による処分に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
第41条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。 （１）　第18条第１項又は第24条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （２）　第18条第４項又は第24条第４項の規定に違反したとき。 （３）　第29条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 （４）　第30条第５項の規定に違反して、同条第１項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げたとき。	第41条　次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （１）　第18条第１項又は第24条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （２）　第18条第４項又は第24条第４項の規定に違反した者 （３）　第29条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 （４）　第30条第５項の規定に違反して、同条第１項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

（鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正）

第16条　鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（罰則） 第34条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （１）　第11条又は第17条第３項の規定に違反したとき。 （２）　第13条第１項又は第20条第３項の規定によ	（罰則） 第34条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （１）　第11条又は第17条第３項の規定に違反した者 （２）　第13条第１項又は第20条第３項の規定によ

る命令に違反したとき。	る命令に違反した者
第35条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 （１）　第12条第４項又は第17条第７項の規定により付された条件に違反したとき。 （２）　第18条第８項の規定に違反したとき。	第35条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 （１）　第12条第４項又は第17条第７項の規定により付された条件に違反した者 （２）　第18条第８項の規定に違反した者
第36条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 （１）　第16条第１項、第17条第９項又は第19条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （２）　第16条第２項、第19条第２項又は第20条第４項の規定による命令に違反したとき。 （３）　第16条第５項又は第19条第５項の規定に違反したとき。 （４）　第17条第８項又は第18条第10項の規定により付された条件に違反したとき。	第36条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （１）　第16条第１項、第17条第９項又は第19条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （２）　第16条第２項、第19条第２項又は第20条第４項の規定による命令に違反した者 （３）　第16条第５項又は第19条第５項の規定に違反した者 （４）　第17条第８項又は第18条第10項の規定により付された条件に違反した者
第37条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。 （１）　第12条第８項の規定に違反して、同条第５項の許可証又は同条第６項の従事者証を携帯しないで捕獲等をしたとき。 （２）　第14条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 （３）　第21条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 （４）　第22条第４項の規定に違反して、同条第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。	第37条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （１）　第12条第８項の規定に違反して、同条第５項の許可証又は同条第６項の従事者証を携帯しないで捕獲等をした者 （２）　第14条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 （３）　第21条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 （４）　第22条第４項の規定に違反して、同条第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

（罰則の適用等に関する経過措置）

第22条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力

を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

議案第３１号（条例関係）　　水環境保全課（内線：７４０１）

条例名等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 （鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）
提出理由及び概要	１　提出理由 刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。 ２　概　要 条例中、懲役刑を拘禁刑に改める等所要の規定の整備を行う。 ３　施行期日 施行期日は、令和７年６月１日とする。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（罰則） 第 20 条　次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処する。 （1）～（4）　略	（罰則） 第 20 条　次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。 （1）～（4）　略

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

議案第３１号（条例関係）　　まちづくり課（内線：７３７２）

条例名等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 （鳥取県屋外広告物条例、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部改正）
提出理由及び概要	１　提出理由 刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。 ２　概　要 条例中、懲役刑を拘禁刑に改める等所要の規定の整備を行う。 ３　施行期日 施行期日は、令和７年６月１日とする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

（鳥取県屋外広告物条例の一部改正）

第４条　鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（罰則） 第17条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （１）　第10条の２第１項又は第３項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだとき。 （２）　不正の手段により第10条の２第１項又は第３項の登録を受けたとき。 （３）　第10条の15第１項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだとき。	（罰則） 第17条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （１）　第10条の２第１項又は第３項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 （２）　不正の手段により第10条の２第１項又は第３項の登録を受けた者 （３）　第10条の15第１項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者
第18条　第８条第１項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。	第18条　第８条第１項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
第19条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 （１）　第２条又は第３条第１項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき。 （２）　第４条第１項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更したとき。 （３）　第７条の５第１項の規定に違反して広告物等を除却しなかったとき。 （４）　第８条第２項の規定による命令に違反したとき。 （５）　第10条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （６）　第10条の11第１項の規定に違反して業務主任者を選任しなかったとき。	第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （１）　第２条又は第３条第１項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者 （２）　第４条第１項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更した者 （３）　第７条の５第１項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者 （４）　第８条第２項の規定による命令に違反した者 （５）　第10条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （６）　第10条の11第１項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
第20条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処	第20条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

する。 （１） 第９条の３第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 （２） 第10条の17第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	（１） 第９条の３第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 （２） 第10条の17第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部改正）

第20条　鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和３年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第35条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 （１） 第７条第１項又は第９条第１項の規定に違反して、許可を受けないで、特定事業を行ったとき。 （２） 偽りその他不正の手段により第７条第１項又は第９条第１項の規定による許可を受けたとき。 （３） 正当な理由がなく第31条第１項から第５項までの規定による命令に違反したとき。	第35条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 （１） 第７条第１項又は第９条第１項の規定に違反して、許可を受けないで、特定事業を行った者 （２） 偽りその他不正の手段により第７条第１項又は第９条第１項の規定による許可を受けた者 （３） 正当な理由がなく第31条第１項から第５項までの規定による命令に違反した者
第36条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 （１） 第10条第１項の規定に違反して標識を掲示しなかったとき。 （２） 第12条第３項の規定に違反して、中間検査の結果に係る通知（特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに特定工程後の工程の工事をしたとき。 （３） 第13条第３項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知（特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知	第36条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 （１） 第10条第１項の規定に違反して標識を掲示しなかった者 （２） 第12条第３項の規定に違反して、中間検査の結果に係る通知（特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに特定工程後の工程の工事をした者 （３） 第13条第３項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知（特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知

に限る。）を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。 （４） 第15条第１項又は第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 （５） 第23条第１項又は第24条第１項の規定に違反して、許可を受けないで、特定建設発生土搬出を行ったとき。 （６） 偽りその他不正の手段により、第23条第１項又は第24条第１項の規定による許可を受けたとき。 （７） 第28条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	に限る。）を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させた者 （４） 第15条第１項又は第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 （５） 第23条第１項又は第24条第１項の規定に違反して、許可を受けないで、特定建設発生土搬出を行った者 （６） 偽りその他不正の手段により、第23条第１項又は第24条第１項の規定による許可を受けた者 （７） 第28条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者
第37条　第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。	第37条　第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第22条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

議案第３３号（条例関係）　　山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-72-8988）

条例名等	鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 （鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
提出理由及び概要	１　提出理由 デジタル社会形成基本法の一部が改正され、地方公共団体の業務処理について、情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするための措置を講じなければならないこととされたこと等に鑑み、開館時間を臨時に変更する等の場合にインターネットを利用する方法により公表することを明確化するもの。 ２　概　要 （１）臨時に開館時間を変更する等の場合の公表方法としてインターネットを利用する方法を加える。 （２）施行期日 施行期日は、公布の日とする。 【参考】 デジタル規制改革推進の一括法（令和５年６月交付）の改正により、国においてデジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため必要な措置を講じなければならないと規定されるとともに、地方公共団体は国に準じた努力義務が規定された。 これに伴い、令和４年 11 月に国が示した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第 1.0 版】」に準ずる形で、行財政改革推進課とデジタル改革課が共同で行った点検作業の結果、臨時に開館時間を変更する等の場合の公表方法としてインターネットによる公表の規定の明確化をすることとされた。 ※点検対象となった「規制」とは、県が定める条例、要綱や通知、マニュアル等に基づく行政手続きの運用ルールや、行政を対象とするものも含む。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例（平成28年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（開館時間） 第３条　略 ２　略 ３　知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。	（開館時間） 第３条　略 ２　略 ３　知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。
（休館日） 第４条　略 ２　略 ３　知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。	（休館日） 第４条　略 ２　略 ３　知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

１　提出理由

建築基準法施行令の一部が改正され、市町村に置く建築主事等の権限に属するものとされる事務の範囲が改められたことに伴い、所要の改正を行う。

２　概　要

鳥取県福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づく事務のうち、境港市が処理する事務は条例第 24 条第１項の規定による認定証交付に係る請求の受理及び知事への送付（建築基準法第６条第１項第２号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が３以上であるもの、延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの及び高さが 16 メートルを超えるものを除く。）及び同項第３号に掲げる建築物に係るものに限る。）とする。

３　施行期日

施行期日は、令和７年４月１日とする。

【参考】

１　条例 24 条に規定するとっとりユニバーサルデザイン認定証の交付の手続き

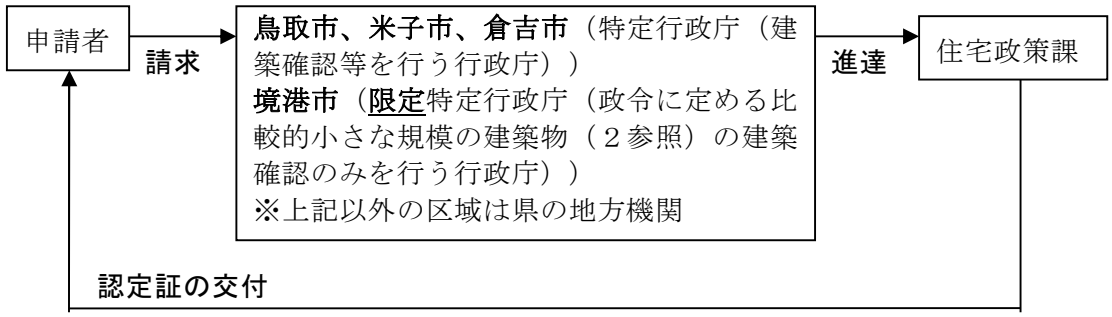

２　建築基準法改正による限定特定行政庁（境港市）の業務範囲の変更

改正前	改正後
現行建築基準法第６条第１項第４号建築物 ○木造建築物 ・階数が２以下 ・延べ面積 500 ㎡以下 ・高さ 13ｍ以下、または軒の高さ 9ｍ以下 ○非木造建築物 ・平屋 ・延べ面積 200 ㎡以下	改正建築基準法第６条第１項第２号建築物の一部及び第３号建築物 ○木造建築物 ・地階を除く階数が２以下 ・延べ面積 300 ㎡以下 ・高さ 16ｍ以下 ○非木造建築物 ・平屋 ・延べ面積 200 ㎡以下

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後

別表（第２条関係）

事務	市町村等
略	
３　鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第２号）第24条第１項の規定による請求の受理及び知事への送付	鳥取市、米子市及び倉吉市
４　鳥取県福祉のまちづくり条例第24条第１項の規定による請求の受理及び知事への送付（建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項第２号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が３以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び高さが16メートルを超えるものを除く。）及び同項第３号に掲げる建築物に係るものに限る。）	境港市
略	

改　正　前

別表（第２条関係）

事務	市町村等
略	
３　鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第２号）第24条第１項の規定による請求の受理及び知事への送付（建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項第４号に掲げる建築物に係るものに限る。）	各市
４　鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第６条第１項第４号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で３の項に掲げるもの	鳥取市、米子市及び倉吉市
略	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

条例名等	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

１　提出理由

（１）　建築確認の審査において建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査（仕様基準による評価の場合に限る。）を併せて行うこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

（２）　受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設及び手数料の額の変更を行う。

２　概　要

（１）　次のとおり建築物の確認について、建築物エネルギー消費性能基準への適合性を仕様基準に基づいて評価する場合の区分を設けるとともに、人件費及び物価上昇による経費の見直しを反映させ、同じ審査を行う民間確認検査機関の手数料との均衡を図るため手数料の額を改める。

また、建築物の建築主が国、県等である場合に手数料を定める。（下表と同額）

建築物	仕様基準※1による評価を併せて行わない場合の確認		床面積の合計に応じて、１件につき9,000円～694,000円（現行　5,000円～460,000円）
	仕様基準による評価を併せて行う場合の確認[新設]	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計に応じて、１件につき22,000円～708,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計に応じて、１件につき34,000円～852,000円
	中間検査		床面積の合計に応じて、１件につき14,000円～344,000円（現行　9,000円～330,000円）
	完了検査（中間検査が対象外の建築物の場合）		床面積の合計に応じて、１件につき26,000円～706,000円（現行　10,000円～380,000円）
	完了検査（中間検査をした建築物の場合）		床面積の合計に応じて、１件につき24,000円～702,000円（現行　9,000円～370,000円）
建築設備	新たな計画の確認		１件につき24,000円（現行　9,000円）
	計画の変更確認		１件につき11,000円（現行　5,000円）
	完了検査		１件につき38,000円（現行　13,000円）
工作物	新たな計画の確認		１件につき18,000円（現行　8,000円）
	計画の変更確認		１件につき8,000円（現行　4,000円）
	完了検査		１件につき30,000円（現行　9,000円）

※1：仕様基準・・・計算によらず各部の仕様から省エネ基準への適否を判断する簡易な評価方法

（２）　次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア　建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付　１件につき650円

イ　土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等の規定によらないで築造する道の指定　１件につき66,000円

（３）　施行期日等

ア　施行期日は、令和７年４月１日とする。

イ　施行日までに申請があったものは従前の取扱とする。

【参考】手数料改正の主な要因

1　建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正

ア　省エネ基準適合の審査の追加（建築物省エネ法改正に伴うもの）

適合義務の範囲が拡大し、原則全ての住宅・建築物を新築又は増改築する際の省エネ基準への適合を義務付けられた。

＜現行制度からの変更点＞

	非住宅	住宅
300㎡以上の建築物	**適合義務**	届出義務
300㎡未満の建築物	説明義務	説明義務

改正後 →

非住宅	住宅
適合義務	**適合義務**
適合義務	**適合義務**

住宅に係る省エネ基準適合の評価方法を仕様基準に基づき行う場合、建築確認、完了検査等の審査と併せて行うことができるとされた。（仕様基準による場合の手数料区分の新設、審査時間増等による手数料の増）

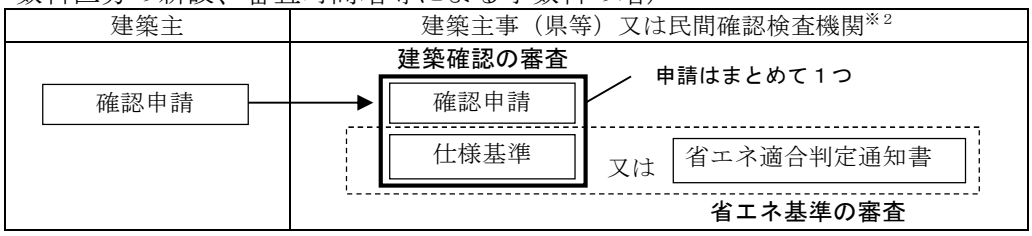

※２：申請先は建築主が選択し申請する。民間確認検査機関は独自で手数料を設定している。

イ　構造計算等の見直しによる審査項目の増加（建築基準法改正に伴うもの）

太陽光発電等の省エネルギー化で建築物が重量化し、構造規定等※3が審査の対象とされた。（審査時間増による手数料の増）

※３：現行は建築士が設計した場合、審査省略となる項目

2　その他

これまで手数料を徴収していなかった事務について、事務量の増に伴い有料化する。

（例）１戸建て住宅（床面積 100～200 ㎡）

現行　（単位：円）

	建築確認の審査	建築物省エネ法の審査	完了検査	合計
住宅	14,000	対象外	16,000	30,000

改正後（太枠及び網掛け部分は建築基準法施行条例で規定している手数料）（単位：円）

	建築確認の審査	建築物省エネ法の審査	完了検査（省エネ基準適合の検査含む）	合計
仕様基準による場合	28,000	13,000 →41,000	**41,000**	82,000
省エネ適合性判定通知書を提出する場合	**28,000**	※3 36,000	**41,000**	105,000

※３　手数料徴収条例に基づく手数料

・仕様基準を用いる場合は、建築確認の中で省エネ基準適合の審査を行うことも可能。
（仕様基準を用いない場合は別途省エネ適合性判定で受ける必要がある）
・省エネ基準適合の検査は、完了検査の中で行う。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改　正　後

別表第３（第13条関係）

事務	金額	
１　法第６条第１項又は第18条第３項（これらの規定を法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認又は認定	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき9,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第６項の適合性判定通知書又はその写しの提出がない場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に該当する場合に限る。以下「仕様基準による評価の場合」という。）であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは１件につき22,000円、一戸建ての住宅以外のときは１件につき34,000円）
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき19,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住

改　正　前

別表第３（第13条関係）

事務	金額	
１　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき5,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき9,000円

			宅のときは１件につき 32,000円、一戸建ての住宅以外のときは１件につき 43,000円）				
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき28,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは１件につき 41,000円、一戸建ての住宅以外のときは１件につき 52,000円）		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき14,000円	
		床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	１件につき34,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは１件につき 48,000円、一戸建ての住宅以外のときは１件につき 58,000円）		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき19,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき63,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは１件につき 77,000円、一戸建ての住宅以外のときは１件につき 101,000円）		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき34,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、	１件につき111,000円（仕様基準による評価		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000	１件につき48,000円	

		2,000平方メートル以内のもの	の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき126,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき150,000円）			平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき205,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき220,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき284,000円）			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき140,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき368,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき382,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき447,000円）			床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき240,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき694,000円（仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき708,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき852,000円）			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき460,000円

略		
2　法第87条の４において準用する法第６条第１項又は第18条第３項の規定に基づく建築設備の確認又は認定	新たな建築設備の確認又は認定を受ける場合	１件につき24,000円
	確認又は認定を受けた建築設備の計画の変更をする場合	１件につき11,000円
3　法第88条第１項又は第２項において準用する法第６条第１項又は第18条第３項の規定に基づく工作物の確認又は認定	新たな工作物の確認又は認定を受ける場合	１件につき18,000円
	確認又は認定を受けた工作物の計画の変更をする場合	１件につき8,000円
4　法第７条第４項又は第18条第21項の規定に基づく建築物の検査（法第７条の３第１項に規定する特定工程（以下「特定工程」という。）を含む工事を完了したときに行うものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき26,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき31,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき41,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	１件につき51,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき65,000円
	床面積の合計が1,000平方メー	１件につき87,000円

略		
2　法第87条の４において準用する法第６条第１項の規定に基づく建築設備の確認	新たな建築設備の確認を受ける場合	１件につき9,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をする場合	１件につき5,000円
3　法第88条第１項又は第２項において準用する法第６条第１項の規定に基づく工作物の確認	新たな工作物の確認を受ける場合	１件につき8,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をする場合	１件につき4,000円
4　法第７条第４項の規定に基づく建築物の検査（法第７条の３第１項に規定する特定工程（以下「特定工程」という。）を含む工事を完了したときに行うものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき10,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき12,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき16,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき22,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき36,000円
	床面積の合計が1,000平方メート	１件につき50,000円

	トルを超え、2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき218,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき416,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき706,000円
4の2　法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築物の検査（特定工程を含む工事を完了したときに行うものに限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき24,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき28,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき61,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき83,000円

	ルを超え、2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき120,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき190,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき380,000円
4の2　法第7条第4項の規定に基づく建築物の検査（特定工程を含む工事を完了したときに行うものに限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき11,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき21,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき35,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき47,000円

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき214,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき412,000円	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき702,000円	
5　法第87条の4において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築設備の検査	1件につき　38,000円		
6　法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく工作物の検査	1件につき　30,000円		
6の2　法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定に基づく建築物の検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき14,000円	
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき16,000円	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき20,000円	
	床面積の合計が	1件につき	

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき110,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき180,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき370,000円
5　法第87条の4において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査	1件につき　13,000円	
6　法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物の検査	1件につき　9,000円	
6の2　法第7条の3第4項の規定に基づく建築物の検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき11,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
	床面積の合計が	1件につき

	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	22,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき35,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき51,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき105,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき168,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき344,000円
7　法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定	略	
7の2　法第12	1件につき　650円	

	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき33,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき45,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき100,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき160,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき330,000円
7　法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定	略	
7の2　法第12	1件につき　650円	

条第８項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付	
７の３　法第42条第１項第５号の規定に基づく指定	１件につき　66,000円
略	
41　法第87条の３第７項の規定に基づく許可	１件につき　160,000円
42　建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の３第１項第１号又は第２号に掲げる書類の写しの交付	１件につき　650円

備考　略

条第８項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付	
略	
41　法第87条の３第７項の規定に基づく許可	１件につき　160,000円

備考　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の鳥取県建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる通知又は申請について適用し、同日前に行われた通知又は申請についてはなお従前の例による。

条例名等	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

１　提出理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「施行令」）の一部が改正され、車椅子使用者用便房の基準が改められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

２　概　要

（１）車椅子使用者用便房の整備基準

施行令の改正により整備基準の適用を義務付ける特別特定建築物（不特定多数の者、主に高齢者、障がい者が利用する用途の建築物をいう。以下同じ。）で床面積が1,000㎡未満の階における車椅子使用者用便房の設置義務の例外が定められたが、床面積が1,000㎡未満の建築物であっても便所を設ける場合には車椅子使用者用便房の設置を求めている現行の県の整備基準を維持するために、便所を設ける場合には、車椅子使用者用便房を１以上設けることを明記する。

（２）劇場等の車椅子使用者用客席の整備基準

劇場等の車椅子使用者用客席について、施行令に整備基準が新設されたことに伴い、現行条例において重複する部分を削除する。

（３）その他の改正

引用する施行令の条項を改めるほか、所要の規定の整備を行う。

３　施行期日

施行期日は、公布の日とする（３）の一部に関する事項を除き、令和７年６月１日とする。

【参考】施行令の主な改正概要（令和７年６月１日施行）

１　便所に係る整備基準の見直し

・便所は、原則各階に１以上設置

・車椅子使用者用便房は、階毎の床面積に応じて設置

小規模建築物（1千㎡未満の階を有する建築物）　：１千㎡に達する毎に１以上

大規模建築物（1万㎡を越える階を有する建築物）：「1万㎡超～4万㎡以下」　当該階に２以上

「4万㎡超～」　2万㎡毎に１以上を追加

（現　行）

建築物の床面積	法の基準※1	条例の付加基準
2,000㎡以上	・便所:規定なし ・車椅子用便房:便所を設ける場合は、建築物に1以上	なし(法基準と同じ)
2,000㎡未満	－（規定なし）	・適用面積の引下げ ※建物の用途により面積要件が異なる※2 ・基準は、法基準と同じ

（改正後）

各階の床面積※3	法の基準※1	条例の付加基準
40,000㎡超え	・便所:原則各階に1以上 ・車椅子用便房:2万㎡で除した数以上	なし(法基準と同じ)
10,000～40,000㎡以下	・便所:原則各階に1以上 ・車椅子用便房:各階に2以上	
1,000～10,000㎡以下	・便所:原則各階に1以上 ・車椅子用便房:各階に1以上	
0～1,000㎡未満	・便所:原則各階に1以上 ・車椅子用便房:設置不要 ※階の床面積の合計が、1千㎡に達する毎に設置	車椅子用便房:便所を設ける場合、建築物に1以上(今回改正)

※１：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条に規定する建築物移動等円滑化基準

※２：主な用途ごとの面積要件：　病院・劇場等・・０㎡以上、店舗・飲食店・・100㎡以上　など

※３：床面積（1F部分のみ）の事例・・県庁本庁舎:２千㎡、とりぎん文化会館:8.1千㎡

２　劇場等の車椅子使用者用客席の整備基準の新設

客席数が400席以下の場合：２席以上、客席数が401席以上の場合：客席数の0.5%以上

必要な広さ:幅90㎝、奥行135㎝以上

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
目次 前文 第１章～第３章　略 第４章　車椅子使用者が利用しやすい施設の整備（第25条－第28条） 第５章　略 附則	目次 前文 第１章～第３章　略 第４章　車いすが利用しやすい施設の整備（第25条－第28条） 第５章　略 附則
（建築の規模の引下げ） 第14条　法第14条第３項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第１の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。 （１）　床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物　令第19条第２項第１号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。） （２）　床面積の合計が200平方メートル未満の建築物　次に掲げる基準 ア　令第19条第２項第１号、第３号、第４号及び第７号（これらの規定を令第26条第１項（同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準	（建築の規模の引下げ） 第14条　法第14条第３項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第１の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。 （１）　床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物　令第18条第２項第１号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。） （２）　床面積の合計が200平方メートル未満の建築物　次に掲げる基準 ア　令第18条第２項第１号、第３号、第４号及び第７号（これらの規定を令第25条第１項（同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

イ　主たる出入口に係る令第19条第２項第２号イ（令第26条第１項（同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。） ウ　便所の出入口に係る令第19条第２項第２号（令第26条第１項（同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準	イ　主たる出入口に係る令第18条第２項第２号イ（令第25条第１項（同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。） ウ　便所の出入口に係る令第18条第２項第２号（令第25条第１項（同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準
（建築物移動等円滑化基準の付加等） 第15条　略 ２　条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第３項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第18条まで及び第21条から第25条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第２に定める事項とする。 ３　略	（建築物移動等円滑化基準の付加等） 第15条　略 ２　条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第３項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第２に定める事項とする。 ３　略
（便所） 第17条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。 （１）・（２）　略 （３）　車椅子使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を１以上設けること。 （４）～（６）　略 ２　前項の便所のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。 （１）　車椅子使用者用便房を１以上設けること。 （２）　略 （３）　略 （４）　別表第５の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも１以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 ア・イ　略 （５）　別表第５の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用	（便所） 第17条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。 （１）・（２）　略 （３）　車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を１以上設けること。 （４）～（６）　略 ２　前項の便所のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。 （１）　略 （２）　略 （３）　別表第５の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも１以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 ア・イ　略 （４）　別表第５の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用

簡易型便房（車椅子使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車椅子使用者が利用可能な便房をいう。）を１以上設けること。	簡易型便房（車いす使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車いす使用者が利用可能な便房をいう。）を１以上設けること。
ア　車椅子使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。	ア　車いす使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。
イ　当該便房までの便所内の通路は、車椅子の転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。	イ　当該便房までの便所内の通路は、車いすの転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。
ウ・エ　略	ウ・エ　略
オ　当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車椅子使用者の利用に配慮したものとすること。	オ　当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮したものとすること。
カ　略	カ　略
3　車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。	3　車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。
（1）　くつべら式、光感知式その他車椅子使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。	（1）　くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。
（2）・（3）　略	（2）・（3）　略
4　次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第３項の規定により水洗器具（第２項第４号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。	4　次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第１項第２号の規定により水洗器具（第２項第３号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。
（1）～（3）　略	（1）～（3）　略
5　便所内に令第14条第２項又は第３項の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第21条第１項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。	5　便所内に令第14条第１項第１号又は第２号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第１項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。
6　前項の標識は、令第20条に規定する標識に準じたものでなければならない。	6　前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。
（ホテル又は旅館の客室）	（ホテル又は旅館の客室）
第18条　ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車椅子使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。	第18条　ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。
（1）・（2）　略	（1）・（2）　略
2　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	2　車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
（1）　略	（1）　略
（2）　室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる	（2）　室内には、車いす使用者が円滑に利用できる

空間を確保すること。 （３） 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さに設けること。 （４） 略 ３ 略	空間を確保すること。 （３） 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設けること。 （４） 略 ３ 略
（駐車場） 第18条の２ 車椅子使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。 ２ 次に掲げる場合は、１以上の車椅子使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。 （１）～（３） 略	（駐車場） 第18条の２ 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。 ２ 次に掲げる場合は、１以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。 （１）～（３） 略
（浴室等） 第18条の３ 別表第７の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。 （１）～（３） 略 （４） 浴室内には、浴室用車椅子、シャワーチェアその他の車椅子使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を１以上設置すること。 （５） 浴室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。 （６）～（８） 略	（浴室等） 第18条の３ 別表第７の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。 （１）～（３） 略 （４） 浴室内には、浴室用車いす、シャワーチェアその他の車いす使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を１以上設置すること。 （５） 浴室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。 （６）～（８） 略
（移動等円滑化経路） 第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第19条第３項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第19条第２項第１号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）は適用しない。 （１） 略	（移動等円滑化経路） 第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第３項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第２項第１号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）は適用しない。 （１） 略

（２） 建築物に車椅子使用者用便房を設ける場合は、当該車椅子使用者用便房を地上階に設けること。	（２） 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車いす使用者用便房を地上階に設けること。
（３） 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車椅子使用者用駐車施設を地上階に設けること。	（３） 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。
２ 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。	２ 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
（１） 略	（１） 略
（２） 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。	（２） 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
ア 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。	ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。
イ～エ 略	イ～エ 略
（３） 当該移動等円滑化経路のうち車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。	（３） 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。
（４） 略	（４） 略
（５） 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造のふたを設けること。	（５） 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。
（共同住宅の特例）	（共同住宅の特例）
第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち１以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第19条第２項第１号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。	第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち１以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第２項第１号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。
（１）・（２） 略	（１）・（２） 略
２ 略	２ 略
（案内設備）	（案内設備）
第21条の２ 次に掲げる場合は、令第21条第１項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障	第21条の２ 次に掲げる場合は、令第20条第１項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障

害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。 （1）・（2） 略	害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。 （1）・（2） 略
（案内設備までの経路） 第21条の３　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第21条第２項の規定による設備又は同条第３項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち１以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1） 略 （2） 令第21条第３項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。 ２　道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第22条第１項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち１以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。	（案内設備までの経路） 第21条の３　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第20条第２項の規定による設備又は同条第３項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち１以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1） 略 （2） 令第20条第３項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。 ２　道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第21条第１項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち１以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。
（増築等に関する適用範囲） 第22条　増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。 （1）～（3） 略 （4） 第１号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （5） 車椅子使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第１号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内	（増築等に関する適用範囲） 第22条　増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。 （1）～（3） 略 （4） 第１号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （5） 車いす使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第１号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの１以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内

の通路 ２　略	の通路 ２　略
（公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え） 第23条　公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第16条第４項及び第５項、第17条第１項並びに前条第１項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。	（公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え） 第23条　公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第１項及び前条第１項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
第４章　車椅子使用者が利用しやすい施設の整備	第４章　車いすが利用しやすい施設の整備
（劇場等の客席の構造） 第25条	（観客席の構造） 第25条　劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設（以下「劇場等」という。）の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用客席」という。）を設けるよう努めなければならない。
車椅子使用者用部分は、次に掲げるものとするよう努めなければならない。	２　車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。
（１）　略 （２）　略 （３）　その他知事が別に定める基準に適合すること。	（１）　床は平坦であること。 （２）　車いす使用者１人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。 （３）　略 （４）　略
（受付カウンターの構造） 第26条　劇場等の受付カウンターのうち１以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。 （１）　略 （２）　その下部に、車椅子使用者に配慮した空間を確保すること。	（受付カウンターの構造） 第26条　劇場等の受付カウンターのうち１以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。 （１）　略 （２）　その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。
（利用居室の構造） 第27条　利用居室は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。	（利用居室の構造） 第27条　利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

（１）　床（車椅子使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。）は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

（２）　略

（公営住宅の構造）

第28条　県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第２条第２号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車椅子使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

別表第１（第14条関係、第19条関係）

区分		規模
公立小学校等	令第19条第２項第５号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	略
	略	
略		
各種学校又は専修学校	令第19条第２項第２号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第７号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	略
	略	
略		

備考　略

別表第２（第15条関係）

１　次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

（１）　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。

（１）　床（車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。）は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

（２）　略

（公営住宅の構造）

第28条　県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第２条第２号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

別表第１（第14条関係、第19条関係）

区分		規模
公立小学校等	令第18条第２項第５号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	略
	略	
略		
各種学校又は専修学校	令第18条第２項第２号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第７号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	略
	略	
略		

備考　略

別表第２（第15条関係）

１　次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

（１）　建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。

以下同じ。）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路	以下同じ。）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
（２）　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路	（２）　建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
２　略	２　略
別表第10（第20条関係）	別表第10（第20条関係）
１　略	１　略
２　当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	２　当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
（１）　略	（１）　略
（２）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	（２）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
（３）　略	（３）　略
３　当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。	３　当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
（１）・（２）　略	（１）・（２）　略
（３）　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	（３）　50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
（４）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	（４）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
（５）　末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。	（５）　末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。
４　略	４　略
５　当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（６に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	５　当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（６に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
（１）　かごは、住戸、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	（１）　かごは、住戸、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
（２）～（４）　略	（２）～（４）　略
（５）　かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	（５）　かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
（６）・（７）　略	（６）・（７）　略
（８）　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビ	（８）　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビ

ーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。	ーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
ア　略	ア　略
イ　かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	イ　かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
ウ　略	ウ　略
(9)～(11)　略	(9)～(11)　略
6　当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。	6　当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。
7　当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとすることが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。	7　当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとすることが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
(4)　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	(4)　50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
(5)　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(5)　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(6)　当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。	(6)　当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。
別表第11（第21条関係）	別表第11（第21条関係）
1～4　略	1～4　略
5　当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	5　当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
(1)　かごは、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	(1)　かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
(2)～(4)　略	(2)～(4)　略
(5)　かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が	(5)　かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が

利用しやすい位置に制御装置を設けること。 （6）～（8） 略 （9） かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (10) 略 ６・７ 略	利用しやすい位置に制御装置を設けること。 （6）～（8） 略 （9） かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (10) 略 ６・７ 略

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、目次の改正規定、第17条第１項の改正規定、同条第２項の改正規定（同項中第４号を第５号とし、第１号から第３号までを１号ずつ繰り下げ、同項に第１号として１号を加える部分）を除く。）、同条第３項、第18条から第18条の３まで、第19条第１項第２号及び第３号並びに第２項、第22条並びに第23条の改正規定、第４章の章名の改正規定、第26条から第28条までの改正規定並びに別表第２、別表第10及び別表第11の改正規定は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

１　提出理由

（１）　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、全ての建築物につき建築物エネルギー消費性能基準への適合義務が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

（２）　受益と負担の公平の確保を図るため、建築士事務所の登録に係る手数料の額の変更を行う。

２　概　要

（１）　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る区分ごとの手数料を次のとおり徴収し、また、人件費及び物価上昇による経費の見直しを反映させ、同じ審査を行う民間判定機関の手数料との均衡を図るため額を改める。計画の変更申請については、増加又は減少する部分の床面積に、当該部分を除いた床面積に1/2を乗じた面積を加えた面積に応じて下表に定める額を徴収する。

（　）は現行

区分		標準評価法※1の場合	併用評価法※2の場合	簡易評価法※3の場合
住宅（新設）	一戸建ての住宅	36,000円～40,000円	27,000円～29,000円	18,000円～20,000円
	上記以外の住宅	72,000円～294,000円	53,000円～228,000円	34,000円～163,000円
非住宅（改正）	工場等以外	238,000円～914,000円 （214,000円～820,000円）		91,000円～455,000円 （82,000円～409,000円）
	工場等	24,000円～241,000円 （21,000円～216,000円）		20,000円～231,000円 （18,000円～207,000円）

※1：標準評価法・・・計算により省エネ性能を評価する方法
※2：併用評価法・・・計算と仕様の両方を用いて評価する方法
※3：簡易評価法・・・標準評価方法より簡易な計算（非住宅）や仕様基準（住宅）により評価する方法

（２）　建築物エネルギー消費性能向上計画※4の認定に係る区分ごとの手数料を次のとおり徴収し、又は額を改める。

（　）は現行

区分		標準評価法の場合（改正）	併用評価法の場合（新設）	簡易評価法の場合（改正）	適合証※5の添付がある場合（改正）
住宅	一戸建ての住宅	36,000円～40,000円 （31,000円～35,000円）	27,000円～29,000円	18,000円～20,000円 （16,000円～17,000円）	5,000円 （4,000円）
	上記以外の住宅	72,000円～294,000円 （63,000円～257,000円）	53,000円～228,000円	34,000円～163,000円 （30,000円～143,000円）	10,000円～84,000円 （9,000円～74,000円）
非住宅		238,000円～914,000円 （208,000円～799,000円）		91,000円～455,000円 （80,000～398,000円）	10,000円～210,000円 （9,000円～184,000円）

※4：性能向上計画・・・建築物のエネルギー消費性能が国の定める省エネ基準を超え、かつ建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のために国で定める基準に適合する計画
※5：適合証・・・民間判定機関において認定基準に適合することをあらかじめ技術的審査したことを証する書類

（３）　国が法改正により建築物エネルギー消費性能基準適合の認定制度を廃止したため、県も当該制度に係る手数料の規定を削除する。

（４）　建築士事務所の登録（更新の登録を含む。）に係る手数料を、人件費及び物価上昇による経費の見直しを反映させ、１件につき25,000円に改める。（現行：１級建築士事務所の場合は17,000円、２級建築士事務所又は木造建築士事務所の場合は12,000円）

（５）　その他所要の規定の整備を行う。

（６）　施行期日等

ア　施行期日は、令和７年４月１日とする。

イ　施行日までに申請があったものは従前の取扱とする。

【参考】

1　建築物省エネ法の改正概要

原則全ての住宅・建築物を新築又は増改築する際の省エネ基準への適合を義務付け

・適合義務対象範囲が、これまでの300㎡以上の非住宅から全ての建築物に拡大され、省エネ適合性判定申請※6が必要となる。（住宅区分の手数料新設）

※6　建築主が所管行政庁又は民間判定機関に申請する。民間判定機関は独自で手数料を設定している。

＜現行制度からの変更点＞

	非住宅	住宅
300㎡以上の建築物	**適合義務**	届出義務
300㎡未満の建築物	説明義務	説明義務

改正後 →

非住宅	住宅
適合義務	**適合義務**
適合義務	**適合義務**

2　建築物省エネ法に係る制度の概要

区分	（１）建築物エネルギー消費性能適合性判定	（２）建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	（３）建築物エネルギー消費性能基準適合の認定 **→R7　制度廃止**
要件	**《義務》** 義務基準水準に適合	**《任意》** 省エネ誘導基準(ZEH･ZEB水準)に適合	《任意》 基準水準（義務基準と同じ数値）に適合
申請先	所管行政庁 又は **民間判定機関**	所管行政庁が認定 **ただし、民間判定機関が技術的審査を実施し、適合書を交付可能**	所管行政庁が認定 ただし、民間判定機関が技術的審査を実施し、適合書を交付可能
対象用途	住宅(Ｒ７～)、非住宅	住宅・非住宅	既存の住宅・非住宅
対象行為	新築、増改築	新築、増改築、 **修繕、設備の設置・改修等**	―
認定の優遇措置	―	容積率の緩和	販売時等に性能を表示可能

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（手数料の徴収）
第２条　次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。
（１）～(302)　略
(303)　建築士法第23条第１項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第３項の規定に基づく更新の登録を含む。）　１件につき25,000円
(304)～(315の４)　略
(315の５)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項に定める金額を加算した額）
ア　次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画　次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額
(ア)　住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）　次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</td><td>（手数料の徴収）
第２条　次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。
（１）～(302)　略
(303)　建築士法第23条第１項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第３項の規定に基づく更新の登録を含む。）　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア　１級建築士事務所　１件につき17,000円
イ　２級建築士事務所又は木造建築士事務所　１件につき12,000円
(304)～(315の４)　略
(315の５)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項に定める金額を加算した額）
ア　次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画　次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額
(ア)　住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）　次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</td></tr>
<tr><td><table><tr><th>区分</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><td></td><td>低炭素化促進法第54条第１項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」</td><td>簡易評価法によって認定す</td><td>略</td></tr></table></td><td><table><tr><th>区分</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><td></td><td>低炭素化促進法第54条第１項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」</td><td>簡易評価法の場合</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
</table>

	という。）の添付がない場合（簡易な評価方法として知事が定めるもの（以下この号、第315号の７及び第315号の９において「簡易評価法」という。）によって認定する場合を除く。）	る場合	
略			

（イ） 共同住宅の共用部分　次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合（簡易評価法によって認定する場合を除く。）	簡易評価法によって認定する場合	略
略			

（ウ） 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）　次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合（簡易評価法によって認定する場合を除く。）	簡易評価法によって認定する場合	略
略			

イ～エ　略

（315の６）　略

（315の７）　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第１項又は第12条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性

	という。）の添付がない場合（簡易な評価方法として知事が定めるものによって認定する場合（以下この号、第315号の７から第315号の９まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。）を除く。）		
略			

（イ） 共同住宅の共用部分　次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合（簡易評価法の場合を除く。）	簡易評価法の場合	略
略			

（ウ） 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）　次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合（簡易評価法の場合を除く。）	簡易評価法の場合	略
略			

イ～エ　略

（315の６）　略

（315の７）　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第１項又は第13条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性

判定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの　次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア)　次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の床面積の区分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分の延べ面積の合計により算定した区分とする。以下この号及び次号において同じ。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	標準的な評価方法として知事が定めるもの（第315号の９において「標準評価法」という。）によって判定する場合	簡易評価法と同様の評価方法を一部の基準について用いる方法（第315号の９において「併用評価法」という。）によって判定する場合	簡易評価法によって判定する場合
１　一戸建ての住宅			
（１）　床面積の合計が200平方メートル未満	１件につき 36,000円	１件につき 27,000円	１件につき 18,000円
（２）　床面積の合計が200平方メートル以上	１件につき 40,000円	１件につき 29,000円	１件につき 20,000円

判定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの　次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

2　一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）			
（１）　床面積の合計が300平方メートル未満	１件につき 72,000円	１件につき 53,000円	１件につき 34,000円
（２）　床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	１件につき121,000円	１件につき 90,000円	１件につき 60,000円
（３）　床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	１件につき205,000円	１件につき156,000円	１件につき108,000円
（４）　床面積の合計が5,000平方メー	１件につき294,000円	１件につき228,000円	１件につき163,000円

トル以上			

（イ）　次の表の左欄に掲げる工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1　300平方メートル未満	1件につき238,000円（簡易評価法によって判定する場合は、91,000円）
2　300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	1件につき298,000円（簡易評価法によって判定する場合は、116,000円）
3　1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき385,000円（簡易評価法によって判定する場合は、153,000円）
4　2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき550,000円（簡易評価法によって判定する場合は、247,000円）
5　5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき678,000円（簡易評価法によって判定する場合は、323,000円）
6　10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき801,000円（簡易評価法によって判定する場合は、388,000円）
7　25,000平方メートル以上	1件につき914,000円（簡易評価法によって判定する場合は、455,000円）

（ウ）　次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1　300平方メートル未満	1件につき24,000円（簡易評価法によって判定する場合は、20,000円）
2　300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	1件につき32,000円（簡易評価法によって判定する場合は、28,000円）
3　1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき45,000円（簡易評価法によって判定する場合は、39,000円）
4　2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき107,000円（簡易評価法によって判定する場合は、99,000円）

（ア）　次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1　300平方メートル未満	1件につき214,000円（簡易評価法の場合は、82,000円）
2　300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	1件につき268,000円（簡易評価法の場合は、104,000円）
3　1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき346,000円（簡易評価法の場合は、137,000円）
4　2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき493,000円（簡易評価法の場合は、222,000円）
5　5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき608,000円（簡易評価法の場合は、290,000円）
6　10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき718,000円（簡易評価法の場合は、348,000円）
7　25,000平方メートル以上	1件につき820,000円（簡易評価法の場合は、409,000円）

（イ）　次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1　300平方メートル未満	1件につき21,000円（簡易評価法の場合は、18,000円）
2　300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	1件につき29,000円（簡易評価法の場合は、25,000円）
3　1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき40,000円（簡易評価法の場合は、35,000円）
4　2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき96,000円（簡易評価法の場合は、89,000円）

5　5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき158,000円（簡易評価法によって判定する場合は、150,000円）
6　10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき195,000円（簡易評価法によって判定する場合は、186,000円）
7　25,000平方メートル以上	1件につき241,000円（簡易評価法によって判定する場合は、231,000円）

イ　住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(ア)に定める額

ウ　工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(イ)に定める額

エ　工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(ウ)に定める額

(315の８)　建築物省エネ法第11条第２項又は第12条第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第11条第２項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

5　5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき141,000円（簡易評価法の場合は、134,000円）
6　10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき175,000円（簡易評価法の場合は、167,000円）
7　25,000平方メートル以上	1件につき216,000円（簡易評価法の場合は、207,000円）

イ　工場等でない非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(ア)に定める額

ウ　工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(イ)に定める額

エ　建築物の非住宅部分の増築又は改築に係るもの　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)　工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの　次のａ及びｂに定める額を合計した額

ａ　アの(ア)の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等でない非住宅部分の判定すべき面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ｂ　アの(イ)の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等である非住宅部分の判定すべき面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ)　工場等でない非住宅部分の増築又は改築に係るもの（(ア)に掲げるものを除く。）　(ア)のａに定める額

(ウ)　工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの（(ア)に掲げるものを除く。）　(ア)のｂに定める額

(315の８)　建築物省エネ法第12条第２項又は第13条第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第12条第２項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの　次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額	ア　工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの　次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額
(ア)　前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の住宅の用に供する部分（増加する部分を除く。）の床面積に２分の１を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する住宅の用に供する部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
(イ)　前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に２分の１を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	(ア)　前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に２分の１を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
(ウ)　前号アの(ウ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に２分の１を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	(イ)　前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に２分の１を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
イ　住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(ア)に定める額	
ウ　工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(イ)に定める額	イ　工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(ア)に定める額
エ　工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(ウ)に定める額	ウ　工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）　アの(イ)に定める額
(315の９)　建築物省エネ法第30条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項に定める金額を加算した額）	(315の９)　建築物省エネ法第35条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項に定める金額を加算した額）
ア　住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画　次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額	ア　住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画　次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額
(ア)　次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	(ア)　次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額			
	標準評価法によって認定する場合	併用評価法によって認定する場合	簡易評価法によって認定する場合	適合証の添付がある場合
1　一戸建ての住宅				
（1）　床面積の合計が 200 平方メートル未満	1件につき 36,000円	1件につき 27,000円	1件につき 18,000円	1件につき 5,000円
（2）　床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき 40,000円	1件につき 29,000円	1件につき 20,000円	1件につき 5,000円
2　一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）				
（1）　床面積の合計	1件につき 72,000	1件につき 53,000	1件につき 34,000	1件につき 10,000

区分	金額		
	建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
1　一戸建ての住宅			
（1）　床面積の合計が 200 平方メートル未満	1件につき 31,000円	1件につき 16,000円	1件につき 4,000円
（2）　床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき 35,000円	1件につき 17,000円	1件につき 4,000円
2　一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）			
（1）　床面積の合計	1件につき 63,000円	1件につき 30,000円	1件につき 9,000円

が 300 平方メートル未満	円	円	円	円
（２） 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満	１件につき 121,000 円	１件につき 90,000 円	１件につき 60,000 円	１件につき 21,000 円
（３） 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満	１件につき 205,000 円	１件につき 156,000 円	１件につき 108,000 円	１件につき 47,000 円
（４） 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上	１件につき 294,000 円	１件につき 228,000 円	１件につき 163,000 円	１件につき 84,000 円

（イ） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	標準評価法によって認定する場合	簡易評価法によって認定する場合	適合証の添付がある場合
1　300平方メートル未満	１件につき 238,000円	１件につき 91,000円	１件につき 10,000円
2　300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	１件につき 385,000円	１件につき 153,000円	１件につき 28,000円
3　2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	１件につき 550,000円	１件につき 247,000円	１件につき 84,000円
4　5,000平方メートル以上、10,000 平方メ	１件につき 678,000円	１件につき 323,000円	１件につき 133,000円

が 300 平方メートル未満			
（２） 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満	１件につき 105,000円	１件につき 52,000円	１件につき 18,000円
（３） 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満	１件につき 180,000円	１件につき 94,000円	１件につき 41,000円
（４） 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上	１件につき 257,000円	１件につき 143,000円	１件につき 74,000円

（イ） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
1　300平方メートル未満	１件につき 208,000円	１件につき 80,000円	１件につき 9,000円
2　300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	１件につき 337,000円	１件につき 134,000円	１件につき 25,000円
3　2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	１件につき 481,000円	１件につき 216,000円	１件につき 74,000円
4　5,000平方メートル以上、10,000 平方メ	１件につき 592,000円	１件につき 282,000円	１件につき 116,000円

ートル未満			
5　10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき801,000円	1件につき388,000円	1件につき168,000円
6　25,000平方メートル以上	1件につき914,000円	1件につき455,000円	1件につき210,000円

イ・ウ　略

(315の10)　建築物省エネ法第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定　次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第２項において準用する建築物省エネ法第30条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項に定める金額を加算した額）

ートル未満			
5　10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき700,000円	1件につき339,000円	1件につき147,000円
6　25,000平方メートル以上	1件につき799,000円	1件につき398,000円	1件につき184,000円

イ・ウ　略

(315の10)　建築物省エネ法第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定　次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第２項において準用する建築物省エネ法第35条第２項の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項に定める金額を加算した額）

(315の11)　建築物省エネ法第41条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア　住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの　次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア)　次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1　一戸建ての住宅 （1）　床面積の合計が200平方	1件につき31,000円（簡易評価法の場	1件につき4,000円

メートル未満	合は、16,000円）	
（２） 床面積の合計が200平方メートル以上	１件につき35,000円（簡易評価法の場合は、17,000円）	１件につき4,000円
２ 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物エネルギー消費性能基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）		
（１） 床面積の合計が300平方メートル未満	１件につき63,000円（簡易評価法の場合は、30,000円）	１件につき9,000円
（２） 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	１件につき105,000円（簡易評価法の場合は、52,000円）	１件につき18,000円
（３） 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	１件につき180,000円（簡易評価法の場合は、94,000円）	１件につき41,000円
（４） 床面積の合計が5,000平	１件につき257,000円（簡易評価法の場合は、143,000	１件につき74,000円

方メートル以上	円）	

（イ）　次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1　300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易評価法の場合は、80,000円）	1件につき9,000円
2　300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき337,000円（簡易評価法の場合は、134,000円）	1件につき25,000円
3　2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき481,000円（簡易評価法の場合は、216,000円）	1件につき74,000円
4　5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき592,000円（簡易評価法の場合は、282,000円）	1件につき116,000円
5　10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき700,000円（簡易評価法の場合は、339,000円）	1件につき147,000円
6　25,000平方メートル以上	1件につき799,000円（簡易評価法の場合は、398,000円）	1件につき184,000円

イ　住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）に係るもの　アの(ア)に定める額

ウ　住宅以外の用に供する建築物に係るもの　アの(イ)に定める額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の鳥取県手数料徴収条例（以下「改正後条例」という。）第２条第１項第303号及び同項第315号の７から第315号の９までの規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第５７号（その他）　　水環境保全課（内線：７４００）

条例名等	天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について

提出理由及び概要

1　提出理由

次のとおり天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決（昭和 58 年３月３日議決）の一部を変更し、令和７年４月１日から適用することについて、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 31 条の２第２項の規定により、本議会の議決を求めるものである。

2　概　要

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変　更　後		変　更　前	
関係市町	負担すべき金額	関係市町	負担すべき金額
倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水１立方メートルにつき　108 円	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 北栄町	排水１立方メートルにつき　93 円

【参　考】

（１）市町負担金単価の改定理由

市町負担金については３年毎に見直しを行っており、以下の理由から改定を行う。

・現在の天神川流域下水道事業会計の経営状況は、これまで指定管理者と連携した種々の節減策により経費削減を行ってきたが、近年の光熱水費をはじめとする物価高騰や人件費の上昇及び人口減少に伴う流入汚水量の減少により、経営環境が悪化している。

（２）市町負担金単価の算定

建設改良費の毎年の支払見込みを踏まえ、内部留保資金の水準を令和６年度末時点（約3.5億円)並みに維持できる市町負担金単価を算定した。

（３）関係市町からの意見

負担金単価を改定する際は、下水道法第 31 条の２第２項の規定に基づき、関係市町（首長）から意見を聴いたうえで議会に付議することとなっているが、関係市町からは同意を得ている。

（４）市町負担金単価の推移（平成元年度以降、円/㎥）

H1～	H4～	H7～	H10～	H13～	H16～	H19～	H22～	H25～	H26～	R7～
86	99	112	116	104	99	95	93	91	93	108